

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
配慮すべき事項	優先順位	配慮すべき事項	フロントライン系故障時	配慮すべき事項	重大事故等時の対応手段の選択	【女川】記載方針の相違 ・フロントライン系故障及びサポート系故障について記載（大飯と同様）
配慮すべき事項	炉心損傷前	恒設代替低圧注水ポンプの注水先について	恒設代替低圧注水ポンプの注水先について	配慮すべき事項	炉心損傷前	代替格納容器スプレイポンプの注水先について
	炉心損傷後	恒設代替低圧注水ポンプの注水先について	注水先について		炉心損傷後	代替格納容器スプレイポンプの注水先について
	格納容器内冷却	水素濃度			原子炉格納容器内冷却	水素濃度

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
配慮すべき事項	格納容器内冷却	注水量の管理 格納容器内の冷却及び溶融デブリが原子炉容器に残存する場合の冷却を目的とした格納容器へのスプレィを行う場合は、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器へスプレィを行っている際に、格納容器内の重要機器及び重要計器が水没しない高さになれば代替格納容器スプレィを停止し、格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。	配慮すべき事項	原子炉格納容器内冷却	注水量の管理 原子炉格納容器内の冷却及び溶融炉心が原子炉容器に残存する場合の冷却を目的とした原子炉格納容器内へのスプレィを行う場合は、原子炉格納容器内への注水量の制限があることから、原子炉格納容器内へスプレィを行っている際に、炉心発熱有効長上端位置から0.5m下になれば原子炉格納容器内へのスプレィを停止し、格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。	配慮すべき事項	原子炉格納容器内冷却	注水量の管理 原子炉格納容器内の冷却及び溶融炉心が原子炉容器に残存する場合の冷却を目的とした原子炉格納容器内へのスプレィを行う場合は、原子炉格納容器内への注水量の制限があることから、原子炉格納容器内へスプレィを行っている際に、炉心発熱有効長上端位置から0.5m下になれば原子炉格納容器内へのスプレィを停止し、格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。	【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・燃料補給手順について、泊は女川の記載箇所である技術的能力まとめ資料1.14に整理し、技術的能力まとめ資料1.14にて大飯及び女川と比較している。
	放射性物質濃度低減	炉心損傷後において、代替格納容器スプレィ手段を用いて格納容器へスプレィすることにより、格納容器内の圧力及び温度を低下させるとともに粒子状の放射性物質の除去により放射性物質の濃度を低減する。格納容器再循環ユニットによる冷却に対応している場合において、格納容器圧力が十分低下しない等により放射性物質濃度低減が必要な場合は、代替格納容器スプレィを同時に実施することにより、格納容器内冷却と放射性物質濃度の低下を図る。		放射性物質濃度低減	炉心損傷後において、代替格納容器スプレィ手段を用いて原子炉格納容器内へスプレィすることにより、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるとともに粒子状の放射性物質の除去により放射性物質の濃度を低減する。格納容器再循環ユニットによる冷却に対応している場合において、原子炉格納容器圧力が十分低下しない等により放射性物質濃度低減が必要な場合は、代替格納容器スプレィを同時に実施することにより、原子炉格納容器内冷却と放射性物質濃度の低下を図る。				
	作業性	大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるように大容量ポンプの保管場所 ¹ に使用工具及び可搬型ホースを配備する。また、原子炉補機冷却水系と海水系を接続するディスタンスピース取替えについても速やかに作業ができるよう、作業場所近傍 ² に使用工具を配備する。		作業性	原子炉格納容器代替スプレィ冷却系（可搬型）で使用する大容量送水ポンプ（タイプI）のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるような作業スペースを確保する。		作業性	可搬型大型送水ポンプ車による格納容器内自然対流冷却で使用する資機材は、速やかに作業ができるように可搬型大型送水ポンプ車の保管場所 ¹ 及び作業場所近傍 ² に配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるような作業スペースを確保する。	
	電源確保	空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。 給電の手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。		電源確保	全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて原子炉格納容器代替スプレィ冷却系等による原子炉格納容器内の冷却に必要な設備へ給電する。		電源確保	全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて代替格納容器スプレィポンプに給電する。 給電の手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	
燃料補給	大容量ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）として「1.14 電源の確保に関する手順等」に示す燃料油貯蔵タンクの備蓄量（150kℓ以上（1基当たり）、4基）及び重油タンクの備蓄量（160kℓ以上（1基当たり）、4基）を管理する。 送水車への軽油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（軽油）の備蓄量として21,000ℓ以上を管理する。	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。				

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (7/19)			第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (7/19)			第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (7/19)			第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較し全体的に見直しを実施していることから、修正箇所を示す黄色マーキングは実施しない。また、緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。
1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等			1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等			1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等			
方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）の破損を防止するため、格納容器スプレィ、格納容器内自然対流冷却、代替格納容器スプレィにより格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順等を整備する。		方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器フィルタベント系及び代替循環冷却系により、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順等を整備する。		方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、格納容器スプレィ、格納容器内自然対流冷却及び代替格納容器スプレィにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順等を整備する。		
対応手順等	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能	<p>格納容器スプレィ</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器圧力が格納容器スプレィ作動設定値以上、かつ格納容器スプレィポンプが起動していない場合、格納容器スプレィポンプにより燃料取替用水ピット水を格納容器内へスプレィする。</p> <p>格納容器内自然対流冷却</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器圧力が格納容器スプレィ作動設定値以上、かつ格納容器スプレィポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失した場合、原子炉補機冷却水系の沸騰を防止するため、原子炉補機冷却水サージタンクを窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）により加圧し、A、D格納容器再循環ユニット冷却状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、A、D格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。原子炉補機冷却水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、D格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力及び温度の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p>	対応手段等	代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	<p>原子炉格納容器の破損を防止するため、代替循環冷却系により原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる。</p>	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能	格納容器内自然対流冷却	<p>格納容器スプレィ</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器圧力が格納容器スプレィ作動設定値以上、かつ格納容器スプレィポンプが起動していない場合、原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、原子炉補機冷却水系の沸騰を防止するため、原子炉補機冷却水サージタンクを原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベにより加圧し、C、D格納容器再循環ユニット冷却状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、C、D格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。原子炉補機冷却水通水後、可搬型温度計測装置等によりC、D格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、原子炉格納容器圧力及び温度の低下等により、原子炉格納容器内が冷却状態であることを確認する。</p>	
	健全	<p>代替格納容器スプレィ</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、以下の手順により格納容器へスプレィする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器圧力が最高使用圧力以上、かつ格納容器スプレィポンプの故障等により格納容器へのスプレィができない場合及び格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を格納容器へスプレィする。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。 恒設代替低圧注水ポンプ及びその他の代替格納容器スプレィが実施できない場合、あらかじめ準備している可搬型代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器へスプレィする。 			対応手段等			代替格納容器スプレィ	<p>健全</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合、以下の手順により原子炉格納容器内へスプレィする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上、かつ格納容器スプレィポンプの故障等により原子炉格納容器内へのスプレィができない場合及び格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器圧力が低下しない場合、代替格納容器スプレィポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉格納容器内へスプレィする。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、補助給水ピットを使用する。 代替格納容器スプレィポンプ及びその他の代替格納容器スプレィが実施できない場合、あらかじめ準備している可搬型大型送水ポンプ車により海水を原子炉格納容器内へスプレィする。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
対応手順等	全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失	対応手段等	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失	格納容器内自然対流冷却	
	代替格納容器スプレイ				代替格納容器スプレイ	
	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の圧力及び温度を低下させるために、大容量ポンプを配置、接続し、A、D格納容器再循環ユニット冷却状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、A、D格納容器再循環ユニットに海水を通過することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通過後、可搬型温度計測装置等によりA、D格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力及び温度の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p>		<p>残留熱除去系の復旧又は代替循環冷却系の運転による原子炉格納容器内の減圧及び除熱ができない場合、又は原子炉建屋地上3階（原子炉建屋原子炉棟内）の水素濃度が2.3vol%に到達した場合は、原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器フィルタベント系により原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系の隔離弁（電動弁）を中央制御室から操作できない場合は、隔離弁を遠隔で手動操作することにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる。</p>		<p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために、可搬型大型送水ポンプ車を配置、接続し、C、D—格納容器再循環ユニット冷却状態監視のための可搬型温度計測装置を取り付け後、C、D—格納容器再循環ユニットに海水を通過することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通過後、C、D—格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、原子炉格納容器圧力及び温度の低下等により、原子炉格納容器内が冷却状態であることを確認する。</p>	
	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の圧力及び温度を低下させるために、以下の手順により格納容器へスプレイする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器圧力が最高使用圧力以上の場合、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ビット水を格納容器へスプレイする。燃料取替用水ビットが使用できない場合は、復水ビットを使用する。 恒設代替低圧注水ポンプ及びその他の代替格納容器スプレイが実施できない場合、あらかじめ準備している可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器へスプレイする。 		<p>原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱</p>		<p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために、以下の手順により原子炉格納容器内へスプレイする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上の場合、代替非常用発電機により受電した代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ビット水を原子炉格納容器内へスプレイする。燃料取替用水ビットが使用できない場合は、補助給水ビットを使用する。 代替格納容器スプレイポンプ及びその他の代替格納容器スプレイが実施できない場合、あらかじめ準備している可搬型大型送水ポンプ車により海水を原子炉格納容器内へスプレイする。 	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
配慮すべき事項	原子炉補機冷却機能 健全	配慮すべき事項	重大事故等時の対応手段の選択	原子炉補機冷却機能 健全	重大事故等時の対応手段の選択	
	原子炉補機冷却機能 喪失					原子炉補機冷却機能 喪失
優先順位	<p>交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全な場合、格納容器の圧力及び温度を低下させる効果が最も大きい格納容器スプレイを優先する。次に、継続的な冷却及び格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、格納容器圧力が最高使用圧力以上となる場合は、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、継続的な冷却及び格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、大容量ポンプを用いた格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、格納容器内自然対流冷却は大容量ポンプの使用準備に時間を要することから、この間に格納容器圧力が最高使用圧力以上となる場合は、代替格納容器スプレイを行う。</p>	<p>残留熱除去系による原子炉格納容器内の除熱機能が喪失した場合は、代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱を実施する。</p> <p>代替循環冷却系が起動できない場合は、原子炉格納容器フィルタベント系により原子炉格納容器内の減圧及び除熱を行う。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系の原子炉格納容器ベントの実施に当たり、隔離弁を中央制御室から操作できない場合は、現場での手動操作を行う。</p> <p>なお、原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器ベントを実施する場合は、スクラビング効果が期待できるサブプレッションチェンバを経由する経路を第一優先とする。</p> <p>サブプレッションチェンバ側のベントラインが使用できない場合は、ドライウエルを経由する経路を第二優先とする。</p>	<p>交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全な場合、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる効果が最も大きい格納容器スプレイを優先する。次に、継続的な冷却及び原子炉格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となる場合は、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、継続的な冷却及び原子炉格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、可搬型大型送水ポンプ車を用いた格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、格納容器内自然対流冷却は可搬型大型送水ポンプ車の使用準備に時間を要することから、この間に原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となる場合は、代替格納容器スプレイを行う。</p>			

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
配慮すべき事項	恒設代替低圧注水ポンプの注水先について	<p>交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全又は全交流動力電源喪失若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を格納容器へスプレイする。</p> <p>注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p>	<p>代替循環冷却系の運転後、長期にわたる系統廻りの線量低減対策として、大容量送水ポンプ（タイプI）により系統水を入れ替えることでフラッシングを実施する。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、常設代替交流電源設備等を用いて代替循環冷却系へ給電する。</p>	<p>代替格納容器スプレイポンプの注水先について</p> <p>交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全又は全交流動力電源喪失若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に、原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉格納容器内にスプレイする。</p> <p>注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を原子炉格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>炉心損傷後に代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p>			
	格納容器内冷却	<p>炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から 50kPa 低下したことを確認すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器水素ガス濃度計で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が 8vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。</p> <p>格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレイを行う場合、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器へスプレイを行っている際に、格納容器の重要機器及び重要計器が水没しない高さになれば格納容器スプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p>	<p>原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器ベントを実施中に、排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防ぐため、原子炉格納容器フィルタベント系の系統内を不活性ガス（窒素）であらかじめ置換する。</p>	<p>原子炉格納容器内冷却</p> <p>炉心損傷後の原子炉格納容器減圧操作については、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力から 0.05MPa 低下したことを確認すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットで計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が 8 vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。</p> <p>原子炉格納容器内の冷却を目的とした原子炉格納容器内へのスプレイを行う場合、原子炉格納容器内への注水量の制限があることから、原子炉格納容器内へスプレイを行っている際に、炉心発熱有効長上端位置から 0.5m 下になれば原子炉格納容器内へのスプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p>		<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯 3/4 号炉は、海水系母管を經由して原子炉補機冷却水（海水）を供給する手順であり、系統間を接続するためにディスプレイの取替え作業が必要。 泊 3 号炉は、海水系母管を經由しない手順であり、系統間を接続するためのディスプレイの取替え作業は不要である。（伊方 3 号炉と同様） <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料補給手順について、泊は女川の記載箇所である技術的能力まとめ資料 1.14 に整理し、技術的能力まとめ資料 1.14 にて大飯及び女川と比較している。 	
	水素濃度						
	注水量の管理						
	作業性	<p>大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるように大容量ポンプの保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。また、原子炉補機冷却水と海水系を接続するディスプレイ取替えについても速やかに作業ができるよう、作業場所近傍に使用工具を配備する。格納容器内自然対流冷却及び代替格納容器スプレイにおける現場への移動経路及び操作場所に高線量の区域はない。</p>	<p>原子炉格納容器フィルタベント系の使用後に格納容器スプレイを実施する場合は、原子炉格納容器の負圧破損を防止するとともに、原子炉格納容器内の可燃性ガス濃度を低減するため、可搬型窒素ガス供給装置により原子炉格納容器内へ不活性ガス（窒素）を供給する。また、原子炉格納容器内の圧力が規定の圧力まで低下した場合に、格納容器スプレイを停止する。</p>	<p>作業性</p> <p>速やかに作業ができるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。</p> <p>格納容器内自然対流冷却及び代替格納容器スプレイにおける現場への移動経路及び操作場所に高線量の区域はない。</p>			
	電源確保	<p>空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>原子炉格納容器フィルタベント系の使用後は格納容器スプレイを実施する場合は、原子炉格納容器の負圧破損の防止</p> <p>放射線防護</p> <p>現場運転員の放射線防護を考慮して、遠隔手動弁を操作するエリアを原子炉建屋付属棟内に設置する。また、原子炉格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装備して作業を行う。</p>	<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備を用いて代替格納容器スプレイポンプへ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>			
	燃料補給	<p>大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。燃料補給の手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。</p>	<p>作業性</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建屋付属棟内で実施する。</p>	<p>燃料補給</p> <p>配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>			

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (8/19)			第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (8/19)			第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (8/19)			第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較し全体的に見直しを実施していることから、修正箇所を示す黄色マーキングは実施しない。また、緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】運用の相違 ・泊3号炉は、有効性評価において「全交流動力電源喪失+大LOCA」又は「全交流動力電源喪失+補助給水機能喪失」の場合には、注水先を原子炉格納容器とし、原子炉格納容器の破損防止を優先する。 ・全交流電源喪失と1次冷却材喪失(大破断)が同時に発生した場合において、泊3号炉の代替格納容器スプレイポンプに相当する設備の注水先を原子炉格納容器とし、泊3号炉のB-1充てんポンプ(自己冷却)に相当する設備により原子炉容器へ注水する方針(伊方3号炉、川内1/2号炉と同様) ・大飯3/4号炉は、炉心損傷前は炉心注水を優先し、炉心損傷を判断した後、格納容器スプレイに切り替える方針である。
1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等			1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等			1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等			
方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器(以下「格納容器」という。)の破損を防止するため、格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイにより、溶融炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用(MCC1)の抑制及び溶融炉心が拡がり格納容器パウンドリへの接触を防止する手順等を整備する。 また、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、炉心注水及び代替炉心注水により、原子炉を冷却する手順等を整備する。	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器下部注水系により原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)を抑制し、溶融炉心が拡がり原子炉格納容器パウンドリに接触することを防止する手順等を整備する。 また、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、原子炉圧力容器へ注水する手順等を整備する。	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器下部への注水により、原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)を抑制し、溶融炉心が拡がり原子炉格納容器パウンドリに接触することを防止する手順等を整備する。 また、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、原子炉容器へ注水する手順等を整備する。						
対応手段等	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能 健全 格納容器スプレイ 代替格納容器スプレイ 原子炉補機冷却機能 喪失 全交流動力電源又は代替格納容器スプレイ	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却 原子炉格納容器下部注水系による原子炉格納容器下部への注水	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能 健全 格納容器スプレイポンプによる注水 代替格納容器スプレイポンプによる注水 原子炉格納容器下部への注水 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能 喪失						

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由				
溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止 対応手順等	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能 健全	炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手順により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。 ・高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプにより高圧又は低圧注入ラインを使用して、燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。 ・A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水ができない場合、充てんポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。燃料取替用水ピット水が使用できない場合は、復水ピットを使用する。	溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止 対応手段等	炉心の著しい損傷が発生した場合は、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手段により原子炉压力容器へ注水する。原子炉压力容器へ注水する場合は、ほう酸水注入系による原子炉压力容器へのほう酸水の注入を並行して実施する。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の場合は、復水貯蔵タンクを水源として、高圧代替注水系により注水する。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の場合は、サブプレッションチェンバを水源として、代替循環冷却系により注水する。 ・代替循環冷却系により注水できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水する。 ・低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水できない場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、低圧代替注水系（可搬型）により注水する。 なお、低圧代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能 健全	炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手段により燃料取替用水ピット水等を原子炉容器へ注水する。 ・高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプにより高圧又は低圧注入ラインを使用して、燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。 ・高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により、原子炉容器への注水ができない場合、充てんポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。 ・B格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）又は代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水	溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止 対応手段等	炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手段により燃料取替用水ピット水等を原子炉容器へ注水する。 ・高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプにより高圧又は低圧注入ラインを使用して、燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。 ・高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により、原子炉容器への注水ができない場合、充てんポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。 ・B格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）の故障等により、原子炉容器への注水ができない場合に、代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、補助給水ピットを使用する。	【大飯】運用の相違 ・泊3号炉は、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが使用できない場合は、中央制御室からの操作により、早期に原子炉容器へ注水可能な充てんポンプによる注水をB格納容器スプレイポンプよりも優先して行う。なお、充てんポンプによる注水とB格納容器スプレイポンプによる注水は同時に実施可能な設備構成となっている（系統構成手順は伊方3号炉と同様） ・大飯3/4号炉は、A格納容器スプレイポンプの電源操作のみで当該ポンプを起動可能である。				
	代替炉心注水	炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手順により燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。 ・高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水ができない場合に、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。 ・充てんポンプの故障等により、原子炉への注水ができない場合に、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。		原子炉压力容器への注水		B格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）又は代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水		炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手段により燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。 ・空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。 ・B充てんポンプ（自己冷却）により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。 代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを行っているなければ恒設代替低圧注水ポンプを優先する。次にB充てんポンプ（自己冷却）を使用する。		全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能 喪失	B充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水	炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手段により燃料取替用水ピット水等を原子炉容器へ注水する。 ・常設代替交流電源設備により受電した代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、補助給水ピットを使用する。 ・常設代替交流電源設備により受電したB充てんポンプ（自己冷却）により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。 原子炉容器への注水に使用する補機の優先順位は、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水を行っているなければ代替格納容器スプレイポンプを優先する。次にB充てんポンプ（自己冷却）を使用する。	【大飯】設備の相違 ・泊3号炉のB格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水は現場の弁操作が必要であり、起動までと25分かかることから、中央操作のみで起動可能である充てんポンプによる原子炉容器への注水を優先している。 ・以降、同様の相違理由は省略する。
	全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能 喪失	代替炉心注水		代替格納容器スプレイポンプ又は充てんポンプによる注水		全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能 喪失		代替格納容器スプレイポンプ又は充てんポンプによる注水		全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能 喪失	代替格納容器スプレイポンプ又は充てんポンプによる注水	全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能 喪失	炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手段により燃料取替用水ピット水等を原子炉容器へ注水する。 ・常設代替交流電源設備により受電した代替格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、補助給水ピットを使用する。 ・常設代替交流電源設備により受電したB充てんポンプ（自己冷却）により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。 原子炉容器への注水に使用する補機の優先順位は、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水を行っているなければ代替格納容器スプレイポンプを優先する。次にB充てんポンプ（自己冷却）を使用する。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
配慮すべき事項	優先順位	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全な場合、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却する手段の優先順位は、格納容器スプレイポンプを使用する格納容器スプレイを優先し、次に恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを使用する。	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全な場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止する手段の優先順位は、中央制御室操作により早期に運転可能な高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプによる高圧又は低圧注入ラインを用いた原子炉への注水を優先する。次にA格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水、充てんポンプによる炉心注水、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水とする。	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全な場合、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する手段の優先順位は、中央制御室操作により早期に運転可能な高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプによる高圧又は低圧注入ラインを用いた原子炉容器への注水を優先する。次に充てんポンプによる原子炉容器への注水、B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による原子炉容器への注水、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水とする。	交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全な場合、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する手段の優先順位は、中央制御室操作により早期に運転可能な高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプによる高圧又は低圧注入ラインを用いた原子炉容器への注水を優先する。次に充てんポンプによる原子炉容器への注水、B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による原子炉容器への注水、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水とする。	
	のキャビティ水位監視	溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、格納容器へのスプレイ時は原子炉下部キャビティ水位計により確認する。	溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、格納容器へのスプレイ時は原子炉下部キャビティ水位計により確認する。	溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、原子炉下部キャビティ水位を監視するため、原子炉格納容器下部への注水時は原子炉下部キャビティ水位検出器により確認する。	溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、原子炉格納容器下部への注水時は原子炉下部キャビティ水位検出器により確認する。	
		原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	
		重大事故等時の対応手段の選択	重大事故等時の対応手段の選択	重大事故等時の対応手段の選択	重大事故等時の対応手段の選択	
		溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止	溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止	溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止	溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉		相違理由
配慮すべき事項	恒設代替低圧注水ポンプの注水先について 代替格納容器スプレィ		配慮すべき事項	代替格納容器スプレィポンプの注水先について	
	溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止			溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止	
	<p>交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全又は全交流動力電源若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を格納容器へスプレィする。 注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレィを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水を実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレィを行う。 炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレィが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレィを行う。 		<p>交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全又は全交流動力電源若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、代替格納容器スプレィポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉格納容器下部へ注水する。 注水先の切替えが必要な場合、以下の手段により注水先を原子炉格納容器へ切り替え、原子炉格納容器下部への注水を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 炉心損傷前に代替格納容器スプレィポンプによる原子炉容器への注水を実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、代替格納容器スプレィポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替え、原子炉格納容器下部への注水を行う。 炉心損傷後に代替格納容器スプレィポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、原子炉格納容器下部への注水が必要と判断すれば、代替格納容器スプレィポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器下部への注水を行う。 		
	<p>交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全又は全交流動力電源若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。なお、炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレィが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替える。</p>			<p>交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全又は全交流動力電源若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、代替格納容器スプレィポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する。なお、炉心損傷後に代替格納容器スプレィポンプによる原子炉容器への注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、原子炉格納容器下部への注水が必要と判断すれば、代替格納容器スプレィポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切替える。</p>	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由		
配慮すべき事項	作業性	B充てんポンプ（自己冷却）の補機冷却水確保に係るディスタンスピース取替えについては、速やかに作業ができるように作業場所近傍に使用工具を配備する。	作業性	原子炉格納容器下部注水系（可搬型）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）及び低圧代替注水系（可搬型）で使用する大容量送水ポンプ（タイプI）のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるように十分な作業スペースを確保する。		配慮すべき事項	電源確保	常設代替交流電源設備により代替格納容器スプレイポンプに給電する。 全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて代替格納容器スプレイポンプ、B-充てんポンプ（自己冷却）へ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。		【大飯】設備の相違 ・対応手段の相違により、泊3号炉は、重大事故等対処設備を使用する際の作業性に関する配慮すべき事項はない。 ・大飯3/4号炉は、B充てんポンプの自己冷却ラインの系統構成において、ディスタンスピースの取替えを行う。 ・泊3号炉のB-充てんポンプの自己冷却ラインは、通常運転時において化学体積制御設備と原子炉補機冷却水設備を多重の弁により分離する設計であり、弁操作により系統構成を実施する。設計方針は相違するが、代替炉心注水の機能に相違なし。	
	電源確保	空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源（交流）によりB充てんポンプ（自己冷却）へ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	電源確保	全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて原子炉格納容器下部注水系又は低圧代替注水系による注水に必要な設備へ給電する。				燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。		
	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。							

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (9/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (9/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (9/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較し全体的に見直しを施して実施することから、修正箇所を示す黄色マーキングは実施しない。また、緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、非常用炉心冷却設備作動信号で自動起動する。 ・泊3号炉は、炉心出口温度350℃以上又は非常用炉心冷却設備作動を伴う1次冷却材喪失事象が発生した場合において高圧注入系が機能喪失した場合に、運転員が手動にて起動する。(川内1/2号炉、玄海3号炉、伊方3号炉と同様) 【大飯】設備の相違 ・泊3号炉は、原子炉格納容器圧力が高い場合は、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置によりサンプリングガスの供給が可能である一方、原子炉格納容器圧力が通常運転圧力まで低下した場合は、格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置に切り替えることによりサンプリングガス
1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等		1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等		1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等		
方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解による水素が、原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内に放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減及び水素濃度監視を行う手順等を整備する。	炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解等により発生する水素及び酸素が、原子炉格納容器内に放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉格納容器内の不活性化、原子炉格納容器フィルタベント系による水素及び酸素の排出、及び原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視を行う手順等を整備する。	炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解による水素及び酸素が、原子炉格納容器内に放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉格納容器内水素処理装置、格納容器水素イグナイトによる原子炉格納容器内の水素濃度低減及び原子炉格納容器内の水素濃度の監視を行う手順等を整備する。			
対応手順等	静的触媒式水素再結合装置 炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器内の水素濃度を低減させるために設置している静的触媒式水素再結合装置の動作状況を、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の温度指示の上昇により確認する。常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の指示値を確認する。	原子炉格納容器内の不活性化 原子炉格納容器内における水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉運転中における原子炉格納容器内の雰囲気は、不活性ガス（窒素）で置換することにより不活性化した状態とする。	原子炉格納容器内の水素濃度低減 炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉格納容器内の水素濃度を低減させるために設置している原子炉格納容器内水素処理装置の作動状況を原子炉格納容器内水素処理装置温度指示の上昇により確認する。常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉格納容器内水素処理装置温度を確認する。			
	原子炉格納容器水素燃焼装置 非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合、原子炉格納容器水素燃焼装置の自動起動を確認する。全交流動力電源が喪失した場合は、代替電源設備である空冷式非常用発電装置からの給電後、速やかに原子炉格納容器水素燃焼装置の動作状況を、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の温度指示の上昇により確認する。常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の指示値を確認する。	対応手段等 ルタ可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器内へ注入する。 ・可搬型窒素ガス供給装置により不活性ガス（窒素）を原子炉格納容器内へ注入する。 ・原子炉格納容器フィルタベント系により排出する。	原子炉格納容器内の水素濃度監視 炉心出口温度が350℃以上又は格納容器内高レンジジェリアモニタ（高レンジ）の指示値が1×10 ⁶ mSv/h以上に到達した場合、可搬型格納容器水素ガス濃度計の系統構成を行い、可搬型格納容器水素ガス濃度計を起動後、格納容器内の水素濃度を確認する。全交流動力電源喪失及び原子炉補機冷却機能喪失時は、空冷式非常用発電装置からの給電操作及び可搬型格納容器水素ガス濃度計の系統構成を行い、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ及び可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置を起動し、可搬型格納容器水素ガス濃度計を起動後、格納容器内の水素濃度を確認する。常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度を確認する。			
	可搬型格納容器水素ガス濃度計 炉心出口温度が350℃以上又は格納容器内高レンジジェリアモニタ（高レンジ）の指示値が1×10 ⁶ mSv/h以上に到達した場合、可搬型格納容器水素ガス濃度計の系統構成を行い、可搬型格納容器水素ガス濃度計を起動後、格納容器内の水素濃度を確認する。常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度を確認する。	水素濃度及び原子炉格納容器内の監視 原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素の濃度を格納容器内水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を用いて測定し、監視する。	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視 炉心出口温度が350℃以上又は格納容器内高レンジジェリアモニタ（高レンジ）の指示値が1×10 ⁶ mSv/h以上に到達した場合、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットの系統構成を行い、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置を起動後、原子炉格納容器内の水素濃度を確認する。全交流動力電源喪失及び原子炉補機冷却機能喪失時は、代替非常用発電機からの給電操作及び可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットの系統構成を行い、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置を起動し、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットを起動後、原子炉格納容器内の水素濃度を確認する。常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉格納容器内水素濃度を確認する。 原子炉格納容器圧力が通常運転圧力まで下がった場合、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置から格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置へ切り替え、原子炉格納容器内水素濃度を確認する。			

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
配 慮 す べ き 事 項	電 源 確 保	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備により水素濃度低減に使用する設備及び水素濃度監視に使用する設備に給電する。 代替電源設備により給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。		全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備を用いて原子炉格納容器内の水素濃度低減に使用する設備及び原子炉格納容器内の水素濃度の監視に使用する設備へ給電する。 代替電源設備により給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。		の供給が可能。(伊方3号炉と同様) 【大飯】 記載内容の相違(女川審査実績の反映) ・重大事故等時の対応手段の選択の追記
	配 慮 す べ き 事 項	重 大 事 故 等 時 の 対 応 手 段 の 選 択	<p>代替循環冷却系又は残留熱除去系により原子炉格納容器内の除熱を開始した場合において、原子炉格納容器内のドライ条件の酸素濃度が4.0vol%に到達した場合は、可搬型窒素ガス供給装置を用いて不活性ガス(窒素)を原子炉格納容器内へ注入する。</p> <p>原子炉格納容器内のドライ条件の酸素濃度が4.3vol%及びブエット条件の酸素濃度が1.5vol%に到達した場合は、原子炉格納容器フィルタベント系を用いて原子炉格納容器内に滞留している水素及び酸素を排出する。</p> <p>なお、原子炉格納容器フィルタベント系を用いて原子炉格納容器内に滞留している水素及び酸素を排出する場合は、スクラビング効果が期待できるサブプレッションチェンバを経由する経路を第一優先とする。サブプレッションチェンバ側のベントラインが使用できない場合は、ドライウェルを経由する経路を第二優先とする。</p>	重 大 事 故 等 時 の 対 応 手 段 の 選 択	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器水素爆発防止及び原子炉格納容器内の水素濃度の監視手段として、以上の手段を用いて、原子炉格納容器内における水素爆発による原子炉格納容器の破損の防止を図る。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器水素爆発防止について、原子炉格納容器内水素処理装置は、電源等の動力源を必要としない静的な装置であり、原子炉格納容器内の水素濃度上昇に従い自動的に触媒反応するものである。また、格納容器水素イグナイタは、さらなる水素濃度低減を図るために手動にて起動する。</p> <p>原子炉格納容器内の水素濃度の監視手段については、格納容器内水素濃度を中央制御室で連続的に監視可能である可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視を優先する。</p>	
	配 慮 す べ き 事 項	配 慮 す べ き 事 項	<p>原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、フィルタ装置出口水素濃度にて水素濃度を監視する。また、原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、フィルタ装置出口放射線モニタの放射線量率及び事前にフィルタ装置出口配管表面の放射線量率と配管内部の放射性物質濃度から算出した換算係数にて放射性物質濃度を推定し監視する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、放射性雲の影響による被ばくを低減するため、中央制御室待避所へ待避しプラントパラメータを継続して監視する。</p> <p>現場運転員の放射線防護を考慮して、遠隔手動弁を操作するエリアを原子炉建屋付風棟内に設置する。</p> <p>また、原子炉格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装備して作業を行う。</p>	<p>原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、フィルタ装置出口放射線モニタの放射線量率及び事前にフィルタ装置出口配管表面の放射線量率と配管内部の放射性物質濃度から算出した換算係数にて放射性物質濃度を推定し監視する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、放射性雲の影響による被ばくを低減するため、中央制御室待避所へ待避しプラントパラメータを継続して監視する。</p> <p>現場運転員の放射線防護を考慮して、遠隔手動弁を操作するエリアを原子炉建屋付風棟内に設置する。</p> <p>また、原子炉格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装備して作業を行う。</p>	<p>原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、フィルタ装置出口放射線モニタの放射線量率及び事前にフィルタ装置出口配管表面の放射線量率と配管内部の放射性物質濃度から算出した換算係数にて放射性物質濃度を推定し監視する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、放射性雲の影響による被ばくを低減するため、中央制御室待避所へ待避しプラントパラメータを継続して監視する。</p> <p>現場運転員の放射線防護を考慮して、遠隔手動弁を操作するエリアを原子炉建屋付風棟内に設置する。</p> <p>また、原子炉格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装備して作業を行う。</p>	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (10/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (10/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (10/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較し全体的に見直しを実施していることから、修正箇所を示す黄色マーキングは実施しない。また、緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、常設のアンニュラス水素濃度計を使用する。 ・泊3号炉は、アンニュラス部の水素濃度を直接測定する可搬型アンニュラス水素濃度計ユニットを使用する。（伊方3号炉と同様） 【大飯】設備の相違 ・泊3号炉は、B系のアンニュラス空気浄化設備の弁を、常設代替交流電源設備によって使用する。（川内1/2号炉、玄海3/4号炉と同様） 【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、制御用空気が喪失している場合は、窒素ポンベを使用し、窒素ポンベが使用できない場合は可搬式空気圧縮機を使用する。 ・泊3号炉は、窒素ガスポンベを使用する。 【大飯】運用の相違 ・泊3号炉は、可搬型アンニュラス水素濃度計ユ
1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等		1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等		1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等		
方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内に放出され、格納容器から格納容器周囲のアンニュラス部に漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、アンニュラス部の水素排出及び水素濃度監視を行う手順等を整備する。	方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉格納容器内に放出され、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいした場合においても水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制及び原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度監視を行う手順等を整備する。	方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉格納容器内に放出され、原子炉格納容器から原子炉格納容器周囲のアンニュラス部に漏えいした場合においても水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、アンニュラス空気浄化設備によるアンニュラス部の水素排出及び可搬型アンニュラス水素濃度計ユニットによる水素濃度監視を行う手順等を整備する。	
水素排出	非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アンニュラス空気浄化ファンを運転し、アンニュラス部の水素を含むガスがアンニュラス部からアンニュラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アンニュラス圧力の低下にて確認する。 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は、アンニュラス空気浄化系の弁に窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アンニュラス空気浄化ファンを運転する。 また、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気の供給が不能の場合は、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アンニュラス空気浄化ファンを運転する。	静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制	原子炉格納容器内で発生した水素が原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいした場合は、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を用いて原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制するために設置している静的触媒式水素再結合装置の作動状態を監視する。 全交流動力電源喪失又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を用いて監視する。	水素排出	非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アンニュラス空気浄化ファンを運転し、アンニュラス部の水素を含むガスがアンニュラス部からアンニュラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることをアンニュラス内圧力の低下にて確認する。 全交流動力電源喪失又は常設直流電源が喪失した場合は、B系アンニュラス空気浄化設備の弁にアンニュラス全量排気弁機作用可搬型窒素ガスポンベから代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、B-アンニュラス空気浄化ファンを運転する。	
対応手順等	炉心の損傷を判断した場合、アンニュラス部の水素濃度を、アンニュラス水素濃度計により測定し監視する。 全交流動力電源喪失時は、空冷式非常用発電装置から給電されていることを確認後、アンニュラス部の水素濃度を監視する。また、常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、アンニュラス部の水素濃度を監視する。	対応手段等	原子炉建屋内の水素濃度監視	対応手段等	可搬型アンニュラス水素濃度計ユニットによる水素濃度監視	
配慮すべき事項	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアンニュラス空気浄化設備及び水素濃度監視に使用する設備に給電する。 給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	配慮すべき事項	非常用ガス処理系の停止	配慮すべき事項	電源確保	
電源確保	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアンニュラス空気浄化設備及び水素濃度監視に使用する設備に給電する。 給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	非常用ガス処理系の停止	非常用ガス処理系の系統内での水素爆発を回避するため、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度の上昇を確認した場合は、非常用ガス処理系を手動操作により停止する。	電源確保	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備を用いてB系アンニュラス空気浄化設備による水素排出及び可搬型アンニュラス水素濃度計ユニットによる水素濃度監視に使用する設備へ給電する。 代替電源設備により給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			ニットによるデニュラス部の水素濃度測定手段は可搬であり準備や起動操作が必要なため、炉心損傷前に測定準備に着手する方針としている。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (11/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (11/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (11/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較し全体的に見直しを実施していることから、修正箇所を示す黄色マーキングは実施しない。また、緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等		1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等		1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等		
方針目的	使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ビット」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ビットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ビットの水位が低下した場合、使用済燃料ビット内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するため使用済燃料ビットへの注水、使用済燃料ビットの監視を行う手順等を整備する。 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ビットの水位が異常に低下した場合、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため使用済燃料ビットへのスプレイ、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水、使用済燃料ビットの監視を行う手順等を整備する。	方針目的	使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料プール」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体又は使用済燃料（以下「使用済燃料プール内の燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するため、燃料プール代替注水、漏えい抑制、使用済燃料プールの監視を行う手順等を整備する。さらに、使用済燃料プールから発生する水蒸気による重大事故等対処設備への悪影響を防止する手順を整備する。 また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため、使用済燃料プールへのスプレイ、大気への放射性物質の拡散抑制、使用済燃料プールの監視を行う手順等を整備する。	方針目的	使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ビット」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ビットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ビットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため使用済燃料ビットへのスプレイ、大気への放射性物質の拡散抑制、燃料取扱棟（使用済燃料ビット内の燃料体等）への放水、使用済燃料ビットの監視を行う手順等を整備する。	
対応手順等	使用済燃料ビットの冷却機能若しくは注水機能が喪失又は使用済燃料ビット水の小規模な漏えいが発生し、計画外に使用済燃料ビットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ビット温度が50℃を超える場合、又は使用済燃料ビット水位が計画外にE.L.+33.06m以下まで低下している場合であって、かつ燃料取替用水ビット及びN0.3淡水タンクの機能が喪失した場合又は燃料取替用水ビット及びN0.3淡水タンクからの注水を実施しても水位低下が継続する場合、送水車により海水を使用済燃料ビットへ注水する。 使用済燃料ビットへの注水に使用する補機の優先順位は、注水までの所要時間が短い多様性拡張設備である燃料取替用水ビット等を優先する。送水車は、使用準備に時間を要することから、あらかじめ送水車等の運搬、設置及び接続を行い、燃料取替用水ビット等の注水手段がなければ使用する。	使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の発生時、又は燃料プール代替注水 残留熱除去系（燃料プール水の冷却）及び燃料プール冷却浄化系の有する冷却機能が喪失した場合、残留熱除去系ポンプによる使用済燃料プールへの補給機能が喪失した場合、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が低下した場合は、以下の手段により使用済燃料プールへ注水する。 ・代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プール代替注水系（常設配管）から注水する。 ・大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プール代替注水系（常設配管）から注水できない場合、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プール代替注水系（可搬型）から注水する。 なお、大容量送水ポンプ（タイプI）による使用済燃料プールへの注水は、海を水源として利用できる。	対応手順等 使用済燃料ビットの冷却機能又は注水機能の発生時、又は海水を用いた使用済燃料ビットへの注水 使用済燃料ビットの冷却機能又は注水機能が喪失又は使用済燃料ビット水の小規模な漏えいが発生し、計画外に使用済燃料ビットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ビット温度が60℃を超える場合、又は使用済燃料ビット水位が計画外にT.P.32.58m以下まで低下している場合において、燃料取替用水ポンプ及び2次系補給水ポンプによる注水機能が喪失している場合若しくは注水を行っても使用済燃料ビット水位の上昇を確認できない場合に、原水槽が使用できない場合、又は原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへの注水を開始した場合、可搬型大型送水ポンプ車により海水を使用済燃料ビットへ注水する。 使用済燃料ビットへの注水に使用する補機の優先順位は、注水までの所要時間が短い自主対策設備である燃料取替用水ビット等を優先する。可搬型大型送水ポンプ車は、使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬型大型送水ポンプ車等の運搬、設置及び接続を行い、燃料取替用水ビット等の注水手段がなければ使用する。	漏水抑制 使用済燃料プールに接続する配管の破断等により、燃料プール冷却浄化系戻り配管からサイフォン現象により使用済燃料プール水の漏えいが発生した場合は、燃料プール冷却浄化系戻り配管上部に設けたサイフォンブレイク孔により漏えいが停止したことを確認する。	漏水抑制 使用済燃料ビットに接続する配管の破断等により、使用済燃料ビット水浄化冷却設備入口配管からサイフォン現象により使用済燃料ビット水の漏えいが発生した場合は、使用済燃料ビット水浄化冷却設備入口配管上部に設けたサイフォンブレイカにより漏えいが停止したことを確認する。	
						【大飯】設備の相違 ・泊3号炉は、コンクリート保護の観点で水温を管理。伊方3号炉、玄海3/4号炉及び女川2号炉と同様。大飯3/4号炉は、使用済燃料ビットの除熱量を熱負荷上回る水温で管理。 ・プラント固有の使用済燃料ビット設置レベルの相違による下端水位の相違。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
対応手段等	使用済燃料ピットへのスプレイ及び放水	使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端 (E.L. +31.79m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合、以下の手段により、使用済燃料ピットへスプレイ又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。	使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時	使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時	使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時	<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> プラント固有の使用済燃料ピット設置レベルの相違による下端水位の相違。 <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大気への拡散抑制についての記載は1.12にて記載する（大飯3/4号炉と同様）
		<ul style="list-style-type: none"> 送水車及びスプレイヘッダにより海水を使用済燃料ピットへスプレイする。 原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊又は使用済燃料ピット区域エアモニタの指示上昇により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。 	<p>燃料プールのスプレイ</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合は、以下の手段により使用済燃料プール内の燃料体等に直接スプレイする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替淡水源（淡水貯水槽 (No.1)）及び淡水貯水槽 (No.2)）を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プールのスプレイ系（常設配管）からスプレイする。 大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プールのスプレイ系（常設配管）からスプレイできない場合、代替淡水源（淡水貯水槽 (No.1)）及び淡水貯水槽 (No.2)）を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プールのスプレイ系（可搬型）からスプレイする。 <p>なお、大容量送水ポンプ（タイプI）による使用済燃料プールへのスプレイは、海を水源として利用できる。</p>	<p>燃料プールのスプレイ</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等による使用済燃料プールの水位の異常な低下により使用済燃料プール内の燃料体等が著しい損傷に至った場合は、放水設備により原子炉建屋へ放水する。 本対応手段は、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気へ放射性物質の拡散抑制と同様である。</p>	<p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生により使用済燃料ピットの水位が使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端 (T.P. 31.31m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合、以下の手段により使用済燃料ピットへスプレイ又は燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）へ放水する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルにより海水を使用済燃料ピットへスプレイする。 燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）の損壊又は使用済燃料ピットエアモニタの指示値上昇により燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に近づけない場合、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により海水を燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）へ放水する。 	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
使用済燃料ピットの監視 対応手順等	<p>使用済燃料ピットの冷却機能が若しくは注水機能が喪失又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、又は使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時、常設設備である使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット監視カメラにより使用済燃料ピットの監視を行う。また、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にE.L.+33.06m以下まで低下している場合、可搬型設備である可搬式使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置の運搬、設置及び接続を行い、使用済燃料ピットの監視を行う。</p> <p>使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型設備の計器を用いることで変動する可能性のある範囲を各計器がオーバーラップして監視する。直流電源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬型設備の指示を確認する。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは、複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係を評価し、各設置場所間での関係性を把握し、指示値の傾向を確認することで使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は、使用済燃料ピット監視カメラの耐環境性向上のため、空気を供給し冷却を行う。</p>	<p>使用済燃料プールの監視設備による 重大事故等時における使用済燃料プールの監視 対応手段等</p>	<p>使用済燃料プールの冷却機能が若しくは注水機能が喪失時、又は使用済燃料プール水の漏えいが発生した場合は、使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。</p> <p>使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）の機能が喪失している場合は、あらかじめ評価した水位/放射線量の関係により使用済燃料プールの空間線量率を推定する。</p>	<p>使用済燃料ピットの監視設備による 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視 対応手段等</p>	<p>使用済燃料ピットの冷却機能が若しくは注水機能が喪失又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、又は使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時、常設設備である使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット監視カメラにより使用済燃料ピットの監視を行う。また、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が60℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にT.P.32.58m以下まで低下している場合、可搬型設備である使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置の運搬、設置及び接続を行い、使用済燃料ピットの監視を行う。</p> <p>使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型設備の計器を用いることで変動する可能性のある範囲を各計器がオーバーラップして監視する。直流電源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬型設備の指示値を確認する。</p> <p>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、あらかじめ設定している設置場所での線量率を評価し、指示値と比較・評価することで使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。</p> <p>使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置は、使用済燃料ピット監視カメラの耐環境性向上のため、空気を供給し冷却を行う。</p>	<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、コンクリート保護の観点で水温を管理。伊方3号炉、玄海3/4号炉及び女川2号炉と同様。大飯3/4号炉は、使用済燃料ピットの除熱量を熱負荷上回る水温で管理。 プラント固有の使用済燃料ピット設置レベルの相違による下端水位の相違。
	<p>代替電源による給電</p>	<p>全交流動力電源喪失又は直流電源が喪失した状況において使用済燃料プールの状態を監視するため、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）へ給電する。</p> <p>さらに、代替交流電源設備等から使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）、使用済燃料プール監視カメラへ給電する。</p>	<p>代替電源による給電</p>	<p>全交流動力電源喪失又は直流電源が喪失した状況において使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源により使用済燃料ピット監視計器へ給電する。</p>		
	<p>使用済燃料プール冷却浄化系による 使用済燃料プールからの除熱 水蒸気による悪影響の防止</p>	<p>燃料プール冷却浄化系が全交流動力電源喪失及び原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む）の機能喪失により起動できず、使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等により燃料プール冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保することで燃料プール冷却浄化系を起動し、使用済燃料プールを除熱する。</p>				

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
配慮すべき事項	作業性	海水から使用済燃料ピットへの注水にかかる可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるように送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイにかかる可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるように送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。	配慮すべき事項	重大事故等時の対応手段の選択	重大事故等時の対応手段の選択	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・重大事故等時の対応手段の選択の追記</p> <p>【女川】設備の相違 ・設備の相違による各手段の記載内容の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊3号炉は女川2号炉の審査実績を反映し、燃料補給に関しては技術的能力1.14にて整理する。 女川と同様。</p>	
	電源確保	全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に、使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源設備により使用済燃料ピット監視計器へ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	作業性	燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールのスプレイ系（常設配管）及び燃料プールのスプレイ系（可搬型）で使用する大容量送水ポンプ（タイプ1）のホース接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるように十分な作業スペースを確保する。	作業性		<p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失した場合、又は使用済燃料プールの水位が低下した場合は、その程度によらず、大容量送水ポンプ（タイプ1）により使用済燃料プールへ注水又はスプレイ可能となるよう準備する。 また、大容量送水ポンプ（タイプ1）により使用済燃料プールへ注水又はスプレイする場合は、常設配管を優先して使用し、常設配管が使用できない場合は、可搬型を使用する。 全交流動力電源の喪失及び原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む）の機能喪失により燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱ができず、使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対策設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等を用いて燃料プール冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保するとともに燃料プール代替注水により水源を確保し、燃料プール冷却浄化系により使用済燃料プールを除熱する。</p>
	燃料補給	送水車への軽油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。 大容量ポンプ（放水砲用）への重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。 送水車及び大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	燃料補給		<p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失時、又は使用済燃料ピットの水位が低下した場合は、使用済燃料ピットへの注水は、燃料取替用水ポンプによる燃料取替用水ピットの注水を優先し、次に2次系補給水ポンプによる2次系純水タンクの注水を優先する。その次に1次系補給水ポンプによる1次系純水タンクの注水を優先する。 使用済燃料ピットへの注水に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、有効性評価における必要注水流量を十分に上回る送水能力を有しているため、使用済燃料ピットに十分な水量を確保することで淡水から海水に水源を切替えるための時間を確保することが可能であることから、淡水を優先して使用する。 可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水のための水源は、代替給水ピットを優先して使用し、それが使用できない場合には原水槽を使用する。すべての淡水源が使用できない場合には海水を用いる。 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい、その他の要因により使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合は、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイを優先する。 また、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に損壊がある場合又は燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に近づけない場合は、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水を優先する。可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイのための水源は、海水を優先して使用し、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する場合には、代替給水ピットを使用する。海水の取水ができない場合は、原水槽を使用する。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (12/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (12/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (12/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較し全体的に見直しを実施していることから、修正箇所を示す黄色マーキングは実施しない。また、緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】【女川】設備の相違 ・女川2号炉とは炉型の相違により「アナユラス部」の記載で相違する。先行PWRプラントの高浜1/2/3/4号炉、伊方3号炉、川内1/2号炉、玄海3/4号炉と同様。（以降、相違理由省略） 【女川】記載内容の相違 ・炉心損傷を判断する意図としては同様。 【女川】記載内容の相違 ・泊3号炉は「原子炉格納容器及びアナユラス部の破損」時と「使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷」時の放水砲の手順項目を分けている。先行PWRプラントの高浜1/2/3/4号炉、伊方3号炉、川内1/2号炉、玄海3/4号炉同様。 ・海洋への放射性物質の拡散抑制の対応手段等の記載内容は泊3号炉及び女川と同様に重大事故等対応設備及び自主対策設備による手段を記載する。 【大飯】【女川】設備の相違 ・女川2号炉、大飯3/4号炉及び泊3号炉で各々シルトフェンスの設置箇所が相違があるが、海洋への放射性物質の拡散抑制を実施する目的に相違
1.12 工場外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等		1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等		1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等		
方針目的	炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアナユラス部の損傷又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への拡散抑制、海洋への拡散抑制により工場等外（以下「発電所外」という。）への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備する。 また、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合に、航空機燃料火災への泡消火により、火災に対応する手順等を整備する。	方針目的	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制、海洋への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備する。 また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により火災に対応する手順等を整備する。	方針目的	炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアナユラス部の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制、海洋への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備する。 また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により、火災に対応する手順等を整備する。	
原子炉格納容器及びアナユラス部の破損	炉心出口温度が350℃以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）が $1 \times 10^6 \text{mSv/h}$ 以上となり、原子炉格納容器へのスプレ이가確認できない場合、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により原子炉格納容器及びアナユラス部へ海水を放水する。	大気への放射性物質の拡散抑制	炉心損傷を判断した場合においてあらゆる注水手段を講じて原子炉圧力容器への注水が確認できない場合、使用済燃料プール水位が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じて水位低下が継続する場合、又は大型航空機の衝突等、原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲による放水準備を開始する。その後、原子炉格納容器の破損のおそれがある場合、原子炉格納容器からの異常な漏えいにより原子炉格納容器フィルタベント系で原子炉格納容器の減圧及び除熱をしているもの、原子炉建屋ベント設備を開放する場合、使用済燃料プールへのスプレ이가できない場合、又は、プラントの異常によりモニタリング設備の指示がオーダレベルで上昇した場合は、原子炉建屋に海水を放水する。	原子炉格納容器及びアナユラス部の破損	炉心出口温度が350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が $1 \times 10^6 \text{mSv/h}$ 以上となり、原子炉格納容器へのスプレ이가確認できない場合、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により海水を原子炉格納容器及びアナユラス部へ放水する。	
貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷	原子炉格納容器及びアナユラス部への放水等により放射性物質を含む汚染水が発生する場合、発電所から海洋に流出する4箇所（取水路側2箇所、放水路側2箇所）にシルトフェンスを設置する。 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉格納容器及びアナユラス部への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通して海へ流れるため、排水路に多様性拡張設備である放射性物質吸着剤を設置する。放射性物質吸着剤は、放水路側シルトフェンスの内側に優先的に設置する。次に取水路側シルトフェンスの内側、側溝の順に設置する。側溝については、放水路ピット付近から設置する。なお、放水の状況に応じてその設置量を決定する。	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷	大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲により原子炉建屋へ海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生するため、南側排水路排水樹、タービン補機放水ピット、北側排水路排水樹及び取水口の合計4箇所にシルトフェンスを設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。 設置に当たっては、放水した汚染水が直接流れ込む南側排水路排水樹及びタービン補機放水ピットの2箇所を優先する。	大気への放射性物質の拡散抑制	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により原子炉格納容器及びアナユラス部への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通して海へ流れるため、排水流路の集水樹に自主対策設備である放射性物質吸着剤を設置する。 放射性物質吸着剤を設置した後に、自主対策設備である荷揚場シルトフェンスを設置することで、更なる海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。	
対応手段等	使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L.+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続し、建屋内部の損傷等により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に立ち入ることができない場合において、使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値の著しい上昇及び原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の著しい損傷がなく、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）近傍に近づける場合、送水車及びスプレイヘッドにより海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する。 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L.+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続し、使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値上昇、又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の著しい損傷により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）近傍に近づけない場合、送水車及びスプレイヘッドよりも射距離が長い大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する。	海洋への放射性物質の拡散抑制		対応手段等	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により原子炉格納容器及びアナユラス部への放水等により、放射性物質を含む汚染水が発生するため、南側排水路排水樹、タービン補機放水ピット、北側排水路排水樹及び取水口の合計4箇所にシルトフェンスを設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。 放射性物質吸着剤を設置した後に、自主対策設備である荷揚場シルトフェンスを設置することで、更なる海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。	
					大気への放射性物質の拡散抑制	使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端（T.P.31.31m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）近傍に近づける場合、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルにより海水を使用済燃料ピットへスプレイする。 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端（T.P.31.31m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）の破損又は使用済燃料ピットエリアモニタの指示値上昇により燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）近傍に近づけない場合、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により、海水を燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）へ放水する。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
対応手順等	貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷 拡散抑制 海洋への	原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水等により放射性物質を含む汚染水が発生する場合、発電所から海洋に流出する4箇所（取水路側2箇所、放水路側2箇所）にシルトフェンスを設置する。 送水車及びスプレイヘッド又は大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水の排水路路を通して海へ流れるため、排水路に多様な拡張設備である放射性物質吸着剤を設置する。放射性物質吸着剤は、放水路側シルトフェンスの内側に優先的に設置する。次に取水路側シルトフェンス内側、側溝の順に設置する。側溝については、放水路ビット付近から設置する。なお、放水の状況に応じてその設置量を決定する。	対応手段等	航空機燃料火災への泡消火	原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲及び泡消火薬剤混合装置により、泡消火を実施する。	対応手段等	使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷 海洋への放射性物質の拡散抑制	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により燃料取扱棟（使用済燃料ビット内の燃料体等）へ放水し、放水による放射性物質を含む汚染水が発生する場合、構内排水設備の集水槽3箇所に集水樹シルトフェンスを設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（使用済燃料ビット内の燃料体等）への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水路路を通して海へ流れるため、排水路の集水樹に自主対策設備である放射性物質吸着剤を設置する。 放射性物質吸着剤を設置した後に、自主対策設備である荷揚場シルトフェンスを設置することで、更なる海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。	相違理由
		原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲を用いて、海水を泡混合器で泡消火剤と混合しながら放水することで航空機燃料火災への泡消火を実施する。 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲の準備が完了するまで、多様な拡張設備である化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃あるいは送水車（消火用）及び中型放水銃により、アクセスルートの確保、要員の安全確保、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のために泡消火を実施する。			原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、海を水源として、可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備で泡消火を実施する。 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲の準備が完了するまで、自主対策設備である化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車又は可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲あるいは大規模火災用消防自動車により、アクセスルートの確保、要員の安全確保、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のために泡消火を実施する。				
配慮すべき事項	操作性	放水砲による放水については噴射ノズルを調整することで、放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると、直線状よりも放射性物質の抑制効果があることからなるべく噴霧状を使用する。 原子炉格納容器及びアニュラス部の損壊箇所が確認できる場合は、放水砲の噴射位置を原子炉格納容器及びアニュラス部の損壊箇所に調整するが、確認できない場合は原子炉格納容器頂部へ調整する。 放水砲は、最も効果的な方角から原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水する。 スプレイヘッドによる原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水については、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊箇所が確認できる場合は、スプレイヘッドの噴射位置を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊部に調整する。 大容量ポンプ（放水砲用）及び送水車への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。	配慮すべき事項	操作性	放水砲による放水は、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の拡散抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。 放水砲は風向き等の天候状況及びアクセス状況に応じて、最も効果的な方角から原子炉建屋の破損口等、放射性物質の放出箇所に向けて放水する。	配慮すべき事項	操作性	放水砲による放水は、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の拡散抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。 原子炉格納容器及びアニュラス部の破損箇所が確認できる場合は、放水砲の噴射位置を原子炉格納容器及びアニュラス部の破損部に調整するが、確認できない場合は原子炉格納容器頂部へ調整する。 放水砲は風向き等の天候状況及びアクセス状況に応じて、最も効果的な方角から原子炉格納容器及びアニュラス部又は燃料取扱棟（使用済燃料ビット内の燃料体等）に向けて放水する。	相違理由

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
配慮すべき事項	作業性	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制又は航空機燃料火災への泡消火に係る可搬型ホース取付け等については、速やかに作業ができるように大容量ポンプ（放水砲用）の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。 送水車及びスプレイヘッドによる大気への拡散抑制に係る可搬型ホース取付け等については、速やかに作業できるように送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。	作業性	大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲の準備にあたり、プラント状況や周辺の現場状況、ホースの敷設時間等を考慮し、複数あるホース敷設ルートから作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。 ホース等の取り付けは、速やかに作業ができるように大容量送水ポンプ（タイプII）の保管場所に使用工具及びホースを配備する。	作業性	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制又は航空機燃料火災への泡消火に係る可搬型ホースの接続については速やかに作業ができるように可搬型大容量海水送水ポンプ車の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。	【女川】 記載内容の相違 ・泊3号炉はホース敷設ルートによる敷設時間に相違はなし。 【大飯】設備の相違 ・大飯はスプレイヘッドを設置しており、泊3号炉と設備に相違がある。 【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊3号炉は燃料補給の項目は他条文を参照する構成としている。女川2号炉と同様。
	燃料補給	大容量ポンプ（放水砲用）への重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。 また、送水車への軽油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。大容量ポンプ（放水砲用）及び送水車への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (13/19)</p>	<p>第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (13/19)</p>	<p>第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (13/19)</p>	<p>第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較し全体的に見直しを実施していることから、修正箇所を示す黄色マーキングは実施しない。また、緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯、女川】 審査基準改正に伴う相違</p>
<p>1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p>	<p>1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p>	<p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等</p>	
<p>方針目的</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源である燃料取替用水ピット、復水ピット等とは別に重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源として、淡水源及び海水等を確保する。 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するため、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び復水ピットへの供給、炉心注水及び原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）スプレィのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給、格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転、使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）への水の供給、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレィ及び放水並びに炉心の著しい損傷及び格納容器破損時の格納容器及びアニュラス部への放水のための水の供給について手順等を整備する。</p>	<p>方針目的</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源であるサブプレッションチェンバ及び復水貯蔵タンクとは別に、重大事故等の収束に必要な水源として、ほう酸水注入系貯蔵タンク等を確保する。さらに、代替淡水源として淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を確保するとともに、海を水源として確保する。 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するため、復水貯蔵タンク、サブプレッションチェンバ、淡水貯水槽（No.1）、淡水貯水槽（No.2）、海及びほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした対応手段、並びに復水貯蔵タンク、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）への水の補給について手順等を整備する。</p>	<p>方針目的</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源は、補助給水ピット及び燃料取替用水ピットを確保する。 想定される重大事故等に対処するための水源として、ほう酸タンク及び格納容器再循環サンプを確保する。さらに、海を水源として確保する。 想定される重大事故等に対処するために必要な設備に必要な量の水を供給するため、補助給水ピット、燃料取替用水ピット、ほう酸タンク、格納容器再循環サンプ及び海を水源とした対応手段、並びに補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへの水の補給について手順等を整備する。</p>	
<p>対応手段等</p>	<p>復水貯蔵タンクを水源とした対応手段</p> <p>サブプレッションチェンバを水源とした対応手段</p>	<p>燃料取替用水ピットを水源とした対応手段</p> <p>補助給水ピットを水源とした対応手段</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">対応手段等</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">水源を利用した対応手段</td> <td style="width: 80%; padding: 5px;"> 淡水貯水槽を水源とした対応手段 復水貯蔵タンク及びサブプレッションチェンバを水源として利用できない場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、以下の手段により対応する。 ・ 低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 ・ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内へスプレイする。・ 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）又は原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。 ・ 燃料プール代替注水系（常設配管）又は燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。 ・ 燃料プールのスプレイ系（常設配管）又は燃料プールのスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。 なお、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）が枯渇する可能性がある場合は、海水を補給するか、海を水源として利用する。 原子炉格納容器フィルタベント系を使用した時にフィルタ装置への水の補給が必要な場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、大容量送水ポンプ（タイプ1）により補給する。 </td> </tr> </table>	対応手段等	水源を利用した対応手段	淡水貯水槽を水源とした対応手段 復水貯蔵タンク及びサブプレッションチェンバを水源として利用できない場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、以下の手段により対応する。 ・ 低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 ・ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内へスプレイする。・ 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）又は原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。 ・ 燃料プール代替注水系（常設配管）又は燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。 ・ 燃料プールのスプレイ系（常設配管）又は燃料プールのスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。 なお、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）が枯渇する可能性がある場合は、海水を補給するか、海を水源として利用する。 原子炉格納容器フィルタベント系を使用した時にフィルタ装置への水の補給が必要な場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、大容量送水ポンプ（タイプ1）により補給する。		
対応手段等	水源を利用した対応手段	淡水貯水槽を水源とした対応手段 復水貯蔵タンク及びサブプレッションチェンバを水源として利用できない場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、以下の手段により対応する。 ・ 低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 ・ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内へスプレイする。・ 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）又は原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。 ・ 燃料プール代替注水系（常設配管）又は燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。 ・ 燃料プールのスプレイ系（常設配管）又は燃料プールのスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。 なお、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）が枯渇する可能性がある場合は、海水を補給するか、海を水源として利用する。 原子炉格納容器フィルタベント系を使用した時にフィルタ装置への水の補給が必要な場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として、大容量送水ポンプ（タイプ1）により補給する。				

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
	対応手段等	海を水源とした対応手段 復水貯蔵タンク、サブプレッションチェンバ及び淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源として利用できない場合は、海を水源として、以下の手段により対応する。 ・低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 ・原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内へスプレイする。 ・原子炉格納容器下部注水系（可搬型）又は原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。 ・燃料プール代替注水系（常設配管）又は燃料プール代替注水系（可搬型）により使用済燃料プールへ注水する。 ・燃料プールのスプレイ系（常設配管）又は燃料プールのスプレイ系（可搬型）により使用済燃料プールへスプレイする。 ・原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）により補機冷却水を確保する。	対応手段等	海を水源とした対応手段 燃料取替用水ピット及び補助給水ピットを水源として利用できない場合は、海を水源として、以下の手段により対応する。 ・可搬型大型送水ポンプ車により原子炉容器へ注水する。 ・可搬型大型送水ポンプ車により使用済燃料ピットへ注水する。 ・可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルにより使用済燃料ピットへスプレイする。 ・原子炉補機冷却水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプにより補機冷却水を確保する。 原子炉補機冷却水ポンプ及び原子炉補機冷却海水ポンプが故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、可搬型大型送水ポンプ車を使用し、高圧注入ポンプ等の機器で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送する。 本対応手段は、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」又は「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却又は格納容器内自然対流冷却と同様である。 炉心出口温度が350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が $1 \times 10^6 \text{mSv/h}$ 以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合は、海を水源として、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水する。 本対応手段は、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備により泡消火を実施する。 本対応手段は、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の航空機燃料火災への泡消火と同様である。	【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）
	対応手段等	海を水源とした対応手段 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）が故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、原子炉補機代替冷却水系を使用し、残留熱除去系等の機器で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送する。 本対応手段は、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の原子炉補機代替冷却水系による除熱と同様である。 炉心の著しい損傷が発生した場合においてあらゆる注水手段を講じても原子炉圧力容器への注水が確認できない場合、使用済燃料プールの水位が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合、又は大型航空機の衝突等、原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲により放水する。 本対応手段は、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲及び泡消火薬剤混合装置により泡消火を実施する。 本対応手段は、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の航空機燃料火災への泡消火と同様である。	対応手段等	海を水源とした対応手段 ATWSが発生するおそれがある場合又はATWSが発生した場合は、ほう酸タンクを水源として、ほう酸ポンプ及び充てんポンプにより原子炉容器へほう酸水を注水する。	【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）
	対応手段等	ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした対応手段 ATWSが発生した場合、又は重大事故等の進展抑制及び溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止が必要となる場合は、ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源として、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へほう酸水を注水する。	対応手段等		

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
【比較のため下段より再掲】						
対応手順等	<p>炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水タンクへの供給</p> <p>燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、炉心注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、復水ピットから燃料取替用水ピットへ補給する。 燃料取替用水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンク及びほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば復水ピットを使用する。</p>	対応手順等	<p>復水貯蔵タンクへ水を補給するための対応手段</p> <p>水源として復水貯蔵タンクを利用する場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）の水を大容量送水ポンプ（タイプI）により復水貯蔵タンクへ補給する。 また、海水を利用する場合は、海水取水箇所（取水口又は海水ポンプ室）から大容量送水ポンプ（タイプII）により淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）へ補給した海水又は大容量送水ポンプ（タイプI）により送水された海水を復水貯蔵タンクへ補給する。</p>	対応手段等	<p>燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手段</p> <p>水源として燃料取替用水ピットを利用する場合は、海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）から海水を可搬型大型送水ポンプ車により燃料取替用水ピットへ補給する。 燃料取替用水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ可搬型大型送水ポンプ車の使用準備を開始し、使用可能であれば自主対策設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンク及びほう酸タンク等を優先して使用する。他の自主対策設備による淡水の補給手段が使用できない場合、炉心損傷のおそれがある場合又は炉心が損傷した場合は、可搬型大型送水ポンプ車の準備が整えば海水を使用する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は、淡水又は海水を復水ピットに補給し、復水ピットから水頭圧を利用した重力注水により燃料取替用水ピットに補給する手順である。 泊3号炉は、可搬型大型送水ポンプ車により複数の淡水源又は海水を燃料取替用水ピットへ直接補給することができる。 <p>【大飯】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉の、可搬型大型送水ポンプ車を用いた補助給水ピット又は燃料取替用水ピットへの補給は、炉心損傷防止が図れる場合と炉心損傷に至るおそれがある場合又は炉心損傷時において、補助給水ピットへ補給する水源の優先順位が異なる
対応手順等	<p>燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、復水ピットから燃料取替用水ピットへ補給する。 燃料取替用水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンク及びほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば復水ピットを使用する。</p>	対応手段等	<p>淡水貯水槽へ水を補給するための対応手段</p> <p>水源として淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を使用する場合は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属水中ポンプを淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）へ1台ずつ投入することにより、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）の淡水を利用する手段がある。 また、海水を利用する場合は、海水取水箇所（取水口又は海水ポンプ室）から大容量送水ポンプ（タイプII）により淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）へ補給する。</p>	対応手段等	<p>補助給水ピットへ水を補給するための対応手段</p> <p>水源として補助給水ピットを利用する場合は、海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）から海水を可搬型大型送水ポンプ車により補助給水ピットへ補給する。 補助給水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ可搬型大型送水ポンプ車の使用準備を開始し、使用可能であれば自主対策設備であるが短時間で使用可能な2次系純水タンク等を優先して使用する。他の自主対策設備による淡水の補給手段が使用できない場合、炉心損傷のおそれがある場合又は炉心が損傷した場合は、可搬型大型送水ポンプ車の準備が整えば海水を使用する。</p>	
対応手順等	<p>復水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、送水車により海水を水源として復水ピットへ補給する。 復水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で使用可能なNo.3淡水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備が整えば海水を使用する。</p>					

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
対応手順等	蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び復水ビットへの供給	<p>復水ビットへの供給ができない場合の代替手段</p> <p>重大事故等の発生により、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）手段の水源となる復水ビットの枯渇、破損等により機能が喪失した場合、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で実施可能なNo. 3淡水タンクへの水源切替を優先して実施する。すべての水源が使用不可能で蒸気発生器水位が低下した場合は、燃料取替用水ビット水を高圧注入ポンプにより原子炉に注水する操作と、加圧器逃がし弁の開操作により格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。</p> <p>重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ビットの水位が低下し補給が必要な場合、送水車により海水を水源として復水ビットへ補給する。</p> <p>復水ビットへの補給の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で使用可能なNo. 3淡水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備が整えば海水を使用する。</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は燃料取替用水ビットを水源とした対応手段に記載。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・上段にて再掲して比較。</p>
	炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水タンクへの供給	<p>燃料取替用水ビットへの供給ができない場合の代替手段</p> <p>重大事故等の発生により、炉心注水の水源となる燃料取替用水ビットの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、原子炉に注水する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復水ビットを水源とし充てんポンプ又は恒設代替低圧注水ポンプによる炉心注水により原子炉へ注水する。 ・燃料取替用水ビットから復水ビットへの水源切替ができない場合、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始し、他の多様性拡張設備による淡水の供給手段が使用できない場合は、海水を水源とし可搬式代替低圧注水ポンプにより原子炉へ注水する。 			<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は補助給水ビットを水源とした対応手段及び海を水源とした対応手段に記載。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
対応手順等	炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水タンクへの供給	燃料取替用水ビットへの供給			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・上段にて再掲して比較。
	格納容器スプレイのための代替手段	燃料取替用水ビットへの供給 ができない場合の代替手段			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は補助給水ビットを水源とした対応手段及び海を水源とした対応手段に記載。
	燃料取替用水ビットへの供給	燃料取替用水ビットへの供給			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・上段にて再掲して比較。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
対応手順等	格納容器再循環サンブを水源とした再循環運転			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は格納容器再循環サンブを水源とした対応手段に記載。
	使用済燃料ビットへの水の供給			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は海を水源とした対応手段に記載。
	使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイ及び放水			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は海を水源とした対応手段に記載。
	原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）からの大量の水の漏えい又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイ及び放水			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の同等の記載は海を水源とした対応手段に記載。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
配 慮 す べ き 事 項	作業ルート	構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。		作業ルート	構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。		【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉と泊3号炉で保有水量の管理値に相違があるが、有効性評価「全交流動力電源喪失」における補助給水ビット枯渇時間の評価条件であり、管理値の根拠に相違なし。 ・泊3号炉の補助給水ビットの保有水量は、補助給水ビットが枯渇（事象発生後7.4時間）するまでに重大事故等対処設備である可搬型大型送水ポンプ車にて海水の補給が可能な水量である。 ・大飯3/4号炉と泊3号炉で燃料取替用水ビット保有水量の管理値に相違があるが、有効性評価「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」及び「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）」における燃料取替用水ビット枯渇時間の評価条件であり、管理値の根拠に相違なし。 ・泊3号炉の燃料取替用水ビットの保有水量は、燃料取替用水ビットが枯渇（事象発生後約12.9時間）するまでに重大事故等対処設備である可搬型大型送水ポンプ車にて海水の補給が可能な水量である。 【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊3号炉は燃料補給の項目は技術的能力1.14にて整理する。女川2号炉と同様。
	代替性	当初選択した水源からの送水準備が完了後、引き続き次の水源からの送水準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海水から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等の取束に必要な十分な量の水を確保する。 淡水又は海水を復水ビットへ補給することにより、継続的な蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）を成立させるため、復水ビットの保有水量を1,035 m ³ 以上に管理する。 淡水を燃料取替用水ビットへ補給すること及び可搬式代替低圧注水ポンプによる海水注水により、継続的な炉心注水及び代替炉心注水を成立させるため、燃料取替用水ビットの保有水量を1,860 m ³ 以上に管理する。		代替性	当初選択した水源からの送水準備が完了後、引き続き次の水源からの送水準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海水から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等の取束に必要な十分な量の水を確保する。 淡水又は海水を補助給水ビットへ補給することにより、継続的な蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）を成立させるため、補助給水ビットの保有水量を570m ³ 以上に管理する。 淡水又は海水を燃料取替用水ビットへ補給することにより、継続的な炉心注水、代替炉心注水を成立させるため、燃料取替用水ビットの保有水量を1,700m ³ 以上に管理する。		
	成立性	海水取水時は、可搬型ホース先端にストレーナを付け、水面より低く着底しない位置に設置することで、漂流物を吸い込むことなく水を供給する。		成立性	海水取水時には、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し異物の混入を防止する。		
	作業性	燃料取替用水ビット出口ラインの通水用ディスタンスピース取替えについては速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。		作業性	復水貯蔵槽タンク又は淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）への補給で使用する大容量送水ポンプ（タイプⅠ）又は大容量送水ポンプ（タイプⅡ）のホース敷設等はホース延長回収車を使用し、ホースの接続は汎用の結合金具を使用し容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。		
	燃料補給	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。 送水車への軽油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。送水車への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。		燃料補給	配慮すべき事項は、「1.14 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。		

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (14/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (14/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (14/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較し全体的に見直しを実施していることから、修正箇所を示す黄色マーキングは実施しない。また、緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【女川】設備の相違 ・女川2号炉では所内常設蓄電式直流電源設備による給電が出来ない場合の手段として常設代替直流電源設備による給電を整備。 ・泊3号炉では蓄電池（非常用）と後備蓄電池による給電により24時間にわたり直流母線への給電が可能であり、後備蓄電池投入後、早期の電源復旧が見込めない場合は、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による給電により対応する。（大飯や先行PWRと同様） ・以降、同様の相違理由は省略する。 【大飯】設備の相違 ・泊3号炉は、単独ユニットとしての審査となるため、他号炉の電源に期待する設備は自主対策設備。（伊方3号炉と同様） ・以降、同様の相違理由は省略する。
1.14 電源の確保に関する手順等		1.14 電源の確保に関する手順等		1.14 電源の確保に関する手順等		
方針目的	電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため代替電源（交流）、代替電源（直流）、代替所内電気設備から給電するための手順等を整備する。	方針目的	電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備を確保する手順等を整備する。また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、燃料補給設備により補給する手順等を整備する。	方針目的	電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備を確保する手順等を整備する。また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、燃料補給設備により補給する手順等を整備する。	
対応手順等	全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用高圧母線へ代替電源（交流）から給電し、電圧計により受電確認する。 ・空冷式非常用発電装置から受電準備を行った後、空冷式非常用発電装置により給電する。 ・他号炉のディーゼル発電機が非常用高圧母線の電圧にて健全であることを確認した場合、号機間電力融通恒設ケーブルを使用し、給電する。あらかじめ敷設した号機間電力融通恒設ケーブルが使用できない場合は、配備している号機間電力融通予備ケーブルを使用し給電する。 ・電源車から受電準備を行った後、電源車を起動し給電する。 代替電源（交流）の給電手順の優先順位は、空冷式非常用発電装置、号機間電力融通恒設ケーブル、電源車、号機間電力融通予備ケーブルの順で使用する。	重大事故等対処設備（設計基準拡張） 対応手段等 交流電源喪失時 代替交流電源設備による給電	設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け、重大事故等の対処に用いる。 重大事故等対処設備（設計基準拡張） 対応手段等 交流電源喪失時 代替交流電源設備による給電	設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備が健全であれば、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け、重大事故等の対処に用いる。 重大事故等対処設備（設計基準拡張） 対応手段等 交流電源喪失時 代替交流電源設備による給電	全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ給電する。 ・常設代替交流電源設備を用いて給電する。 ・常設代替交流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備等を用いて給電する。	全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ給電する。 ・常設代替交流電源設備を用いて給電する。 ・常設代替交流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備等を用いて給電する。 代替交流電源設備による給電手順の優先順位は、代替非常用発電機、可搬型代替電源車の順で使用する。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
対応手順等	<p>全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池（安全防護系用）により非常用直流母線へ給電する。</p> <p>あわせて、全交流動力電源喪失発生後1時間を目安に中央制御室で不要直流負荷の切り離しを行い、8時間以降に現場にてさらに不要直流負荷の切り離しを行う。 蓄電池（安全防護系用）の電圧が低下する前までに、代替電源（交流）及び可搬式整流器により非常用直流母線へ給電する。</p>	対応手段等	<p>代替直流電源設備による給電</p> <p>直流電源喪失時</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合において、充電器を経由して直流電源設備へ給電できない場合は、以下の手段により直流電源設備へ給電する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替交流電源設備等を用いて給電を開始するまでの間、所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備を用いて給電する。 所内常設蓄電式直流電源設備を用いて給電できない場合は、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備を用いて給電する。 	対応手段等	<p>代替直流電源設備による給電</p> <p>直流電源喪失時</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合において、充電器を経由して直流電源設備へ給電できない場合は、以下の手段により直流電源設備へ給電する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替交流電源設備等を用いて給電を開始するまでの間、所内常設蓄電式直流電源設備を用いて給電する。 所内常設蓄電式直流電源設備を用いて給電できない場合は、代替電源（直流）を用いて給電する。 <p>あわせて、全交流動力電源喪失発生後1時間以内に中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装整室で不要直流負荷の切り離しを行い、8.5時間以内に現場にてさらに不要直流負荷の切り離しを行う。 後備蓄電池の電圧が低下する前までに、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器により非常用直流母線へ給電する。</p>	<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は、全交流動力電源喪失発生1時間までに実施する直流負荷切離し操作は、中央制御室のみで実施可能。 泊は、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装整室での操作を実施する。（伊方と同様） <p>【大飯】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は、蓄電池（安全防護系用）は「代替電源（直流）」に位置づけている。 泊3号炉は、女川審査実績を反映し、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を「所内常設蓄電式直流電源設備」と位置づけている。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
対応手順等	代替所内電気設備による電源給電 所内電気設備が共通要因で機能を失った場合、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保するために、空冷式非常用発電装置から代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び可搬式整流器により、原子炉を安定状態に収束させるために必要な機器へ給電する。	対応手段等	代替所内電気設備による給電 非常用所内電気設備機能喪失時 設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が喪失した場合は、代替所内電気設備を用いて電路を確保し、代替交流電源設備等から必要な設備へ給電する。	対応手段等	代替所内電気設備による給電 非常用所内電気設備機能喪失時 設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が喪失した場合は、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保するために、代替所内電気設備を用いて電路を確保し、代替交流電源設備等から発電用原子炉を安定状態に収束させるために必要な設備へ給電する。	
配慮すべき事項	負荷容量 空冷式非常用発電装置の必要最大負荷は、想定される事故シナリオのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。空冷式非常用発電装置は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、空冷式非常用発電装置の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に供給する。 号機間電力融通は、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。 電源車は、プラント監視機能等を維持するために必要な最低限度の負荷に給電する。	配慮すべき事項	負荷容量 重大事故等対策の有効性を確認する事故シナリオ等のうち必要な負荷が最大となる「零閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用する場合）」の対処のために必要な設備へ給電する。 重大事故等対処設備による代替手段を用いる場合、常設代替交流電源設備等の負荷容量を確認し、代替手段が使用可能であることを確認する。	配慮すべき事項	負荷容量 代替非常用発電機の必要最大負荷は、重大事故等対策の有効性を確認する事故シナリオ等のうち最大負荷となる。「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。代替非常用発電機は必要最大負荷以上の電力を確保することで、発電用原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、代替非常用発電機の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期事業者検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。 可搬型代替電源車は、プラント監視機能等を維持するために必要な最低限度の負荷に給電する。	
悪影響防止	号機間電力融通ケーブルは、通常運転中は、遮断器及びケーブルにより系統から分離し、重大事故等時のみ接続する。 空冷式非常用発電装置や電源車、号機間電力融通恒設ケーブル又は号機間電力融通予備ケーブルを使用した号機間融通により電力を供給する際、中央制御室で受電後の補機の自動起動を防止するため、補機の操作スイッチを「引断」又は「切」にする。 受電後の蓄電池の充電による水素発生防止のため、安全補機開閉器室外気取入ダンパを「開」とし、蓄電池室排気ファンの起動により、蓄電池室の換気を行う。	悪影響防止	代替交流電源設備等を用いて給電する場合は、受電前準備としてパワーセンタ及びモータコントロールセンタの負荷の遮断器を「切」とし、非常用高圧母線及びパワーセンタの動的負荷の自動起動防止のため、操作スイッチを「停止」又は「引ロック」とする。	悪影響防止	代替交流電源設備等を用いて給電する場合は、受電前準備としてパワーコントロールセンタ及びコントロールセンタの負荷の遮断器を「切」とし、非常用高圧母線の動的負荷の自動起動を防止するため、中央制御室で操作器を「切」又は「切ロック」とする。 受電後の蓄電池の充電による水素発生防止のため、安全補機開閉器室外気取入ダンパを「開」とし、蓄電池室排気ファンの起動により、蓄電池室の換気を行う。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
配 慮 す べ き 事 項	成 立 性	所内直流電源設備から給電されている24時間以内に、常設代替電源（交流）である空冷式非常用発電装置により、十分な余裕を持って非常用直流母線に繋ぎ込み給電する。 また、可搬型代替電源設備（交流）である電源車についても24時間以内に十分な余裕を持って給電する。	成 立 性	所内常設蓄電式直流電源設備又は常設代替直流電源設備から給電されている24時間以内に、代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ十分な余裕を持って直流電源設備へ給電する。	成 立 性	所内常設蓄電式直流電源設備から給電されている24時間以内に、代替交流電源等を用いて非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ十分な余裕を持って直流電源設備へ給電する。 また、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車についても24時間以内に十分な余裕を持って給電する。	【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、空冷式非常用発電装置、電源車及びディーゼル発電機の燃料に重油を使用する。また、設備によって使用する燃料が重油と軽油で異なるため、文章中に「燃料（重油）」又は「燃料（軽油）」と記載し、燃料補給を行う設備ごとに燃料の種類を明確にしている。 ・泊3号炉は使用する燃料が軽油のみである。使用する燃料が軽油のみなのは、女川2号炉と同様。		
	作 業 性	暗闇でもヘッドライト、携行型照明等を携行していることから操作対象遮断器の識別が可能である。	作 業 性	可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、建屋内照明の消灯時における作業性を確保する。	作 業 性	可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）により、建屋内照明の消灯時における作業性を確保する。			
	燃 料 補 給	空冷式非常用発電装置、電源車又はディーゼル発電機への給油は、負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）として、「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順書等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（代替緊急時対策所）」に示す燃料（重油）も含め、燃料油貯蔵タンクの備蓄量（150kℓ（1基当たり）、4基）及び重油タンク（160kℓ（1基当たり）、4基）を管理する。	燃 料 補 給	重大事故等の対処で使用する設備を必要な期間継続して運転させるため、タンクローリー等の燃料補給設備を用いて各設備の燃料が枯渇するまでに補給する。 タンクローリーの補給は、軽油タンク又はガスタービン発電設備用軽油タンクの軽油を使用する。 多くの補給対象設備が必要となる事象を想定し、重大事故等発生後7日間、それらの設備の運転継続に必要な燃料（軽油）を確保するため、軽油タンク1基あたり約110kℓを6基及び約170kℓを1基、ガスタービン発電設備用軽油タンク1基あたり約110kℓを3基とし、管理する。	燃 料 補 給	重大事故等の対処で使用する設備を必要な期間継続して運転させるため、可搬型タンクローリー等の燃料補給設備を用いて各設備の燃料が枯渇するまでに補給する。 可搬型タンクローリーの補給は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の軽油を使用する。 多くの補給対象設備が必要となる事象を想定し、重大事故等発生後7日間、それらの設備の運転継続に必要な燃料（軽油）を確保するため、ディーゼル発電機燃料油貯油槽（約540kℓ）を管理する。			

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (15/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (15/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (15/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較し全体的に見直しを実施していることから、修正箇所を示す黄色マーキングは実施しない。また、緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】記載方針の相違 泊では、重大事故等時において、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等のために監視が必要なパラメータとして、技術的能力1.11, 1.12に係るパラメータも抽出している。（女川実績の反映）
1.15 事故時の計装に関する手順等		1.15 事故時の計装に関する手順等		1.15 事故時の計装に関する手順等		
方針目的	重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器の故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源の喪失時の対応、計測結果を記録する手順等を整備する。	方針目的	重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源喪失時の対応、計測結果を記録する手順等を整備する。	方針目的	重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源喪失時の対応、計測結果を記録する手順等を整備する。	
配慮すべき事項	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を監視する主要パラメータは、事象の判別を行う運転手順書の判断基準、炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書の適用条件、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書の適用条件及び技術的能力に係る審査基準 1.1~1.10、1.13、1.14のパラメータより選定する。 ・補助的な監視パラメータ： 原子炉施設の状態や重大事故等対処設備の運転状態等を補助的に監視するパラメータをいう。 比較のため下段より再掲	パラメータの選定及び分類	抽出パラメータのうち、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な発電用原子炉施設の状態を直接監視するパラメータを主要パラメータとする。 また、計器の故障、計器の計測範囲（把握能力）の超過及び計器電源の喪失により、主要パラメータを計測することが困難となった場合において、主要パラメータの推定に必要なパラメータを代替パラメータとする。 一方、抽出パラメータのうち、発電用原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。 主要パラメータは、以下のとおり分類する。 ・重要監視パラメータ 主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 ・有効監視パラメータ 主要パラメータのうち、自主対策設備の計器のみで計測されるが、計測することが困難となった場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。 ・補助的な監視パラメータ： 原子炉施設の状態や重大事故等対処設備の運転状態等を補助的に監視するパラメータをいう。 さらに、次のとおり重要代替パラメータを選定する。 ・重要代替監視パラメータ： 重要な監視パラメータの代替パラメータのうち、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器（当該重要な監視パラメータの他チャンネル及び他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器含む。）並びに有効な監視パラメータの代替パラメータを計測する重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器により計測されるパラメータをいう。 比較のため項目順入れ替え	パラメータの選定及び分類	抽出パラメータのうち、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な発電用原子炉施設の状態を直接監視するパラメータを主要パラメータとする。 また、計器の故障、計器の計測範囲（把握能力）の超過及び計器電源の喪失により、主要パラメータを計測することが困難となった場合において、主要パラメータの推定に必要なパラメータを代替パラメータとする。 一方、抽出パラメータのうち、発電用原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。 主要パラメータは、以下のとおり分類する。 ・重要監視パラメータ 主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 ・有効監視パラメータ 主要パラメータのうち、自主対策設備の計器のみで計測されるが、計測することが困難となった場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。 代替パラメータは、以下のとおり分類する。 ・重要代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータを計測する計器が重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 ・有効監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備の計器のみで計測されるパラメータをいう。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
対応手順等	監視機能の喪失 パラメータ推定	計器故障時、当該パラメータの他チャンネル又は他ループの計器がある場合、他チャンネルの計器による計測を優先し、次に他ループの計器により計測する。 重要代替パラメータ（他チャンネル及び他ループの重大事故等対策設備としての要求事項を満たした計器を除く。）の値により推定を行う際に、推定に使用する計器が複数ある場合、より直接的なパラメータ、検出器の種類及び使用環境条件を考慮するとともに、計測される値の確からしさを判断の上で使用パラメータの優先順位を定める。 比較のため段落順入れ替え	他チャンネルによる計測 主要パラメータを計測する多重化された重要計器が、計器の故障により計測することが困難となった場合において、他チャンネルの重要計器により計測できる場合は、当該計器を用いて計測を行う。 主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータの監視機能が喪失した場合は、代替パラメータにより主要パラメータを推定する。 推定に当たり、使用する計器が複数ある場合は、代替パラメータと主要パラメータの関連性、検出器の種類、使用環境条件、計測される値の不確かさ等を考慮し、使用するパラメータの優先順位をあらかじめ定める。 代替パラメータによる主要パラメータの推定は、以下の方法で行う。	他チャンネル又は他ループによる計測 主要パラメータを計測する多重化された重要計器が、計器の故障により計測することが困難となった場合において、他チャンネル又は他ループの重要計器により計測できる場合は、他チャンネルの重要計器を用いた計測を優先し、次に他ループの重要計器を用いて計測を行う。 主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータの監視機能が喪失した場合は、代替パラメータにより主要パラメータを推定する。 推定に当たり、使用する計器が複数ある場合は、代替パラメータと主要パラメータの関連性、検出器の種類、使用環境条件、計測される値の不確かさ等を考慮し、使用するパラメータの優先順位をあらかじめ定める。 代替パラメータによる主要パラメータの推定は、以下の方法で行う。	対応手段等	監視機能喪失時 計器の故障時 代替パラメータによる推定	【女川】設備構成の相違 ・PWRは、原子炉で加熱された1次冷却材を蒸気発生器において2次冷却材と熱交換を行う複数のループで構成しており、一部のパラメータについては当該ループのパラメータを他ループのパラメータにより推定可能である。 【女川】設備の相違 ・女川は流量については異なる物理量での推定手段を整備している。泊は設備構成の相違により主蒸気流量の推定に他チャンネルの主蒸気流量を用いる（大飯も同様）。
		パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ（原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量等）又は有効な監視パラメータを計測する計器が故障により、計測することが困難となった場合、以下の手段により当該パラメータを推定する。 ・発電用原子炉施設の状態を把握するために必要とする重要な監視パラメータについては、他チャンネル又は他ループの計器がある場合は、当該計器により当該パラメータを計測する。 ・パラメータ選定にて選定した重要代替パラメータ（他チャンネル及び他ループの重大事故等対策設備としての要求事項を満たした計器を除く。）の値を用いて以下の方法で推定する。 ○同一物理量で推定（温度、圧力、水位、流量、放射線量） ○水位を注水源若しくは注水先の水位変化又は注水量から推定 ○流量を注水先又は注水源の水位変化を監視することにより推定 ○除熱状態を温度、圧力等の傾向監視により推定 ○1次系からの漏えいを水位、圧力等の傾向監視することにより推定 ○圧力と温度を水の飽和状態の関係から推定 ○ほう素濃度と炉心の未臨界性から推定 ○あらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定 ○装置の動作特性により推定 比較のため段落順入れ替え	代替パラメータによる推定 ・同一物理量（温度、圧力、水位、放射線量率、水素濃度及び中性子束）により推定。 ・水位を注水源若しくは注水先の水位変化、注水量又は出口圧力により推定。 ・流量を注水先又は注水先の水位変化を監視することにより推定。 ・除熱状態を温度、圧力、流量等の傾向監視により推定。 ・圧力又は温度を水の飽和状態の関係により推定。 ・注水量を注水先の圧力及び温度の傾向監視により推定。 ・未臨界状態の維持を制御棒の挿入状態により推定。 ・酸素濃度あらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定。 ・水素濃度を装置の作動状況により推定。 ・エリア放射線モニタの傾向監視により、格納容器バイパス事象が発生したことを推定。 ・原子炉格納容器への空気（酸素）の流入の有無を原子炉格納容器の圧力により推定。 ・使用済燃料プールの状態を同一物理量（水位及び温度）、あらかじめ評価した水位と放射線量率の相関関係及びカメラによる監視により、使用済燃料プールの水位又は必要な水遮蔽が確保されていることを推定。 ・原子炉圧力容器内の圧力と原子炉格納容器内の圧力（圧力抑制室圧力）の差圧により原子炉圧力容器の満水状態を推定。	代替パラメータによる推定 ・同一物理量（温度、圧力、水位、流量、放射線量率、水素濃度及び中性子束）により推定。 ・水位を注水源若しくは注水先の水位変化、注水量又は出口圧力により推定。 ・流量を注水先又は注水先の水位変化を監視することにより推定。 ・除熱状態を温度、圧力、流量等の傾向監視により推定。 ・1次冷却系からの漏えいを水位、圧力等の傾向監視により推定。 ・圧力又は温度を水の飽和状態の関係により推定。 ・未臨界状態の維持を原子炉へのほう酸水注入量により推定。 ・あらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定。 ・水素濃度を装置の作動状況により推定。 ・使用済燃料ピットの状態を同一物理量（水位及び温度）、あらかじめ評価した水位と放射線量率の相関関係及びカメラによる監視により、使用済燃料ピットの水位又は必要な水遮蔽が確保されていることを推定。			

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由					
対応手順等	監視機能の喪失	計器の計測範囲を超えた場合の パラメータの推定	監視機能喪失時	計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合	原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉圧力容器内の温度と水位である。 原子炉圧力容器内の温度及び水位の値が計器の計測範囲を超えた場合、原子炉施設の状態を推定するための手段は、以下のとおり。 ・原子炉圧力容器内の温度のパラメータである1次冷却材温度が計測範囲を超えた場合、可搬型計測器を接続し、検出器の抵抗を計測し、換算表を用いて温度へ変換する。多様性拡張設備である炉心出口温度が健全である場合は、炉心出口温度による計測を優先する。 ・原子炉圧力容器内の水位のパラメータである加圧器水位が低下して計測範囲以下となった場合は、原子炉水位で計測する。	対応手順等	監視機能喪失時	計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合	原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉圧力容器内の温度と水位である。 これらのパラメータの値が計器の計測範囲を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を推定するための手順を以下に示す。 ・原子炉圧力容器内の温度のパラメータである原子炉圧力容器温度が計測範囲を超える（500℃以上）場合は、可搬型計測器により原子炉圧力容器温度を計測する。 ・原子炉圧力容器内の水位を監視するパラメータである原子炉水位が計測範囲を超えた場合は、高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、代替循環冷却ポンプ出口流量、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量、残留熱除去系ポンプ出口流量及び低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量のうち、機器動作状態にある流量計から崩壊熱除去に必要な水量の差を算出し、直前まで判明していた水位に変換率を考慮することにより原子炉圧力容器内の水位を推定する。 なお、原子炉圧力容器内が満水状態であることは、原子炉圧力（SA）と圧力抑制室圧力の差圧により、また原子炉圧力容器内の水位が有効燃料棒頂部以上であることは、原子炉圧力容器温度により推定可能である。	対応手順等	監視機能喪失時	計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合	原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉圧力容器内の温度と水位である。 これらのパラメータの値が計器の計測範囲を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を推定するための手順を以下に示す。 ・原子炉圧力容器内の温度のパラメータである1次冷却材温度（広域－高温側）又は1次冷却材温度（広域－低温側）が計測範囲（0～400℃）を超えた場合、可搬型計測器を接続し、検出器の抵抗を計測し、換算表を用いて温度へ変換する。自主対策設備である炉心出口温度が健全である場合は、炉心出口温度による計測を優先する。 ・原子炉圧力容器内の水位のパラメータである加圧器水位は、原子炉容器より上に位置し、水位が低下して計測範囲を超えた場合は、原子炉容器水位で計測する。	【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）
		可搬型計測器による計測			可搬型計測器による計測				可搬型計測器による計測					

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
計器電源の喪失	<p>直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータを計測又は監視を行う手段は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源喪失時により計測に必要な計器電源が喪失した場合、空冷式非常発電装置、蓄電池（安全防護系用）、電源車及び可搬式整流器等の運転により、計器へ給電する。 <p>・代替電源の供給ができない場合は、特に重要なパラメータとして、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータを計測する計器については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、可搬型計測器を接続し計測する。ただし、可搬型計測器を用いず直接確認できるものは現場で確認する。</p> <p>また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。</p> <p>可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し、計測又は監視する。</p>	計器電源の喪失時	<p>全交流動力電源喪失及び直流電源喪失等が発生した場合は、以下の手段により計器へ給電し、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測又は監視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 所内常設蓄電式直流電源設備から給電する。 常設代替交流電源設備から給電する。 可搬型代替交流電源設備等から給電する。 直流電源が枯渇するおそれがある場合は、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備等から給電する。 <p>代替電源（交流、直流）からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち、手順着手の判断基準及び操作に必要なパラメータを可搬型計測器により計測又は監視する。</p>	計器電源の喪失時	<p>全交流動力電源喪失及び直流電源喪失等が発生した場合は、以下の手段により計器へ給電し、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測又は監視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 所内常設蓄電式直流電源設備から給電する。 常設代替交流電源設備から給電する。 可搬型代替交流電源設備等から給電する。 直流電源が枯渇するおそれがある場合は、可搬型代替直流電源設備から給電する。 <p>代替電源（交流、直流）からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち、手順着手の判断基準及び操作に必要なパラメータを可搬型計測器により計測又は監視する。</p>	<p>【女川、大飯】電源設備構成の相違（詳細は1.14を参照）</p>
	対応手段等		<p>比較のため次ページへ再掲</p>		対応手段等	
記録	<p>パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータ（原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度及び放射線量率等）は、安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置及び可搬型温度計測装置により計測結果を記録する。ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する監視パラメータ（計測結果を含む）の値や現場操作時のみ監視する現場の指示値は記録用紙に記録する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置及び可搬型温度計測装置に記録された監視パラメータの計測結果は、記録容量を超える前に定期的にメディア（記録媒体）に保存する。</p>	パラメータ記録	<p>パラメータ記録</p>	パラメータ記録		

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
配慮すべき事項	原子炉施設の状態把握	設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲並びに計器の個数を明確化した運転手順書を整備する。	施設の状態把握	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測範囲、個数、耐震性及び非常用電源からの給電の有無を示し、設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握する能力を明確化する。	施設の状態把握	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測範囲、個数、耐震性及び非常用電源からの給電の有無を示し、設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握する能力を明確化する。	【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）		
	確からしさの考慮	圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないパラメータに不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状態及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。 原子炉格納容器内の水素濃度を装置の動作特性を用いて推定する場合は、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。 アンユラス内の水素濃度を推定する場合は、パラメータの相関関係を用いて、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。 なお、代替パラメータによる推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。	確からしさの考慮	圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でない不確かさが生じるため、計器が故障するまでの発電用原子炉施設の状態及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。 推定にあたっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。	確からしさの考慮	圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でない不確かさが生じるため、計器が故障するまでの発電用原子炉施設の状態及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。 推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。			
	電源確保	全交流動力電源及び直流電源喪失時は、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、電源車及び可搬式整流器等の運転により、計器へ給電する。 給電の手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	配慮すべき事項		配慮すべき事項				
対応手段等	計器電源の喪失時の対応	また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。 可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し、計測又は監視する。	計測又は監視の留意事項	可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。	計測又は監視の留意事項	可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。			

比較のため前ページより再掲

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (16/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (16/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (16/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較し全体的に見直しを実施していることから、修正箇所を示す黄色マーキングは実施しない。また、緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【大飯】運用の相違 ・泊3号炉は、DB11条において「無停電運転保安灯」を設計基準対象施設と整理しているため、本条文において設計基準対象施設としている。（柏崎、東海第二、島根も泊の「無停電運転保安灯」に相当する照明設備を設計基準対象施設（DB11条での整理）としている。） 【大飯】運用の相違 ・泊3号炉は、発電所対策本部長がマスク着用を判断するのではなく、炉心出口温度と格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値による着用基準により、発電課長（当直）がマスク着用を判断することとしている。
方針目的	重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減に係る手順等を整備する。	方針目的	重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止に係る手順等を整備する。	方針目的	重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減に係る手順等を整備する。	
対応手順等	居住性の確保 重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないよう、中央制御室遮蔽及び中央制御室空調装置の外気を遮断した状態で閉回路循環運転（以下「中央制御室換気系隔離モード」という。）により、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するとともにマネジメント（マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。 ・非常用炉心冷却設備作動信号発信又は中央制御室エリアモニタ指示値上昇により中央制御室換気系隔離信号の発信を確認した場合、中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードで運転中であることを確認する。全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードにできない場合は、手動によるダンプの開操作により中央制御室換気系隔離モードの系統構成を行い、代替交流電源設備による給電後、中央制御室空調装置を運転する。 ・中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードとなった場合、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度又は二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取入れを実施する。 ・全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備による給電後、可搬型照明（SA）を可搬型照明用電源に接続し中央制御室の照明を引き続き確保する。照明確保の優先順位は、多様性拡張設備である中央制御室非常用照明を優先して使用し、中央制御室非常用照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）を使用する。 ・炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事態となった場合、炉心損傷の兆候が見られた場合又は発電所対策本部長が必要と判断した場合は、運転員等の内部被ばくを低減するため、当直課長の指示により全面マスクを着用する。 ・運転員等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化のため、当直課長は発電所対策本部長等と協議の上、長期的な保安の観点から運転員の交代要員体制を整備する。また、運転員の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。	居住性確保 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 中央制御室にとどまる運転員の被ばく量を7日間で100mSvを超えないようにするため、中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽、中央制御室再循環送風機及び中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）等により、中央制御室の空気を清浄に保ち、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するため中央制御室の居住性を確保する。 ・中央制御室換気空調系は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの1次冷却材の漏えい等により通常運転から閉回路循環運転（以下「事故時運転モード」という。）に切り替わり、環境に放出された放射性物質による放射線被ばくから運転員を防護する。 ・炉心損傷時は、放射性物質が環境に放出されるおそれがある原子炉格納容器フィルタベント系を使用する前に、中央制御室換気空調系による事故時運転モードを実施し、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）により中央制御室待避所の加圧を実施する。 ・全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて中央制御室換気空調系へ給電し、中央制御室換気空調系の事故時運転モードを実施する。 ・中央制御室換気空調系が事故時運転モードで運転中等、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により許容濃度を満足できない場合は、外気を取り入れる。中央制御室待避所における酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定も中央制御室同様に行い、許容濃度を満足できない場合は、中央制御室待避所加圧設備の加圧空気供給ライン流量調整弁、室圧調整弁により調整及び管理を行う。 ・全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明(SA)により照明を確保し、チェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は、乾電池内蔵型照明により照明を確保する。	居住性確保 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減に係る手順等を整備する。 重大事故が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、中央制御室遮蔽及び中央制御室空調装置の外気を遮断した状態で閉回路循環運転により、中央制御室の空気を清浄に保ち、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するとともにマネジメント（マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。 ・非常用炉心冷却設備作動信号発信又は中央制御室エリアモニタ指示値上昇により中央制御室換気系隔離信号の発信を確認した場合、中央制御室空調装置が閉回路循環運転で運転中であることを確認する。 ・全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が閉回路循環運転にできない場合は、手動によるダンプの開操作により閉回路循環運転の系統構成を行い、常設代替交流電源設備による給電後、中央制御室空調装置を運転する。 ・中央制御室空調装置が閉回路循環運転となった場合、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により許容濃度を満足できない場合は、外気を取り入れる。 ・全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備による給電後、可搬型照明（SA）を可搬型照明用電源に接続し中央制御室の照明を引き続き確保する。照明確保の優先順位は、設計基準対象施設である無停電運転保安灯を優先して使用し、無停電運転保安灯が使用できない場合は可搬型照明（SA）を使用する。 ・炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事態となった場合又は炉心損傷の兆候が見られた場合は、運転員等の内部被ばくを低減するため、発電課長（当直）の指示により全面マスクを着用する。 ・運転員の被ばく低減及び被ばく線量の平準化のため、発電課長（当直）は発電所対策本部長等と協議の上、長期的な保安の観点から運転員の交代要員体制を整備する。また、運転員の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。			

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
対応手順等	汚染の持ち込み防止	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合に、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。なお、チェンジングエリアの区画を恒設化し、速やかに使用できるようにする。 全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備により給電後、可搬型照明（SA）を電源に接続しチェンジングエリアの照明を引き続き確保する。照明確保の優先順位は、常設の多様性拡張設備であるチェンジングエリア非常用照明を優先して使用し、チェンジングエリア非常用照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）を使用する。	汚染の持ち込み防止	中央制御室の汚染の持ち込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合は、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。	汚染の持ち込み防止	中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合は、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。 全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、常設代替交流電源設備により給電後、可搬型照明（SA）を電源に接続しチェンジングエリアの照明を引き続き確保する。照明確保の優先順位は、設計基準対象施設である無停電運転保安灯を優先して使用し、無停電運転保安灯が使用できない場合は可搬型照明（SA）を使用する。	【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、中央制御室横通路へチェンジングエリアを平常時から設置しており、チェンジングエリアを運用する場合は、ゴミ箱等の設置を行うことにより使用可能となる。 ・泊3号炉のチェンジングエリアの設置箇所は、平常時は通路部として運用しており、平常時からチェンジングエリアを運営する場合は、常設代替交流電源設備から給電した後、B-アニュラス空気浄化ファンを運転する。
	放射性物質の濃度低減	非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アニュラス空気浄化ファンを運転し、原子炉格納容器から漏えいたした空気がアニュラス部から放射性物質低減機能を有するアニュラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アニュラス圧力の低下にて確認する。 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は、アニュラス空気浄化系の弁に窒素ポンペ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アニュラス空気浄化ファンを運転する。 また、窒素ポンペ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気の供給が不能の場合は、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アニュラス空気浄化ファンを運転する。	運転員等の被ばく低減	非常用ガス処理系により原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持することにより、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいしてくる放射性物質が、原子炉建屋原子炉棟から直接環境へ放出されることを防止し、被ばくから運転員を防護する。 全交流動力電源の喪失により非常用ガス処理系が起動できない場合は、常設代替交流電源設備を用いて非常用ガス処理系へ給電する。 原子炉建屋ブローアウトパネルが非常用ガス処理系運転時に開放状態となっている場合は、内部の負圧を確保するために閉止する。全交流動力電源が喪失し、炉心が健全であることを確認した場合は、現場で閉止操作を行う。	放射性物質の濃度低減	非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アニュラス空気浄化ファンを運転し、原子炉格納容器から漏えいたした空気がアニュラス部から放射性物質低減機能を有するアニュラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アニュラス内圧力の低下にて確認する。 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は、B系アニュラス空気浄化設備の弁にアニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスポンペから窒素を供給するための系統構成を行い、常設代替交流電源設備から給電した後、B-アニュラス空気浄化ファンを運転する。	
	放射線管理	チェンジングエリアでは、現場作業を行う運転員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染により廃水が発生した場合は、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。	放射線管理	チェンジングエリア内では放射線管理班員等がモニタリングを行い、汚染が確認された場合は、チェンジングエリア内に設ける除染エリアにおいてウェットティッシュ等により除染を行う。除染による汚染水は、ウエスに染み込ませることで固体廃棄物として廃棄する。	放射線管理	チェンジングエリア内では放管班員が身体サーベイを行い、汚染が確認された場合は、チェンジングエリア内に設ける除染エリアにおいてウェットティッシュ等により除染を行う。除染による汚染水は、ウエスに染み込ませることで固体廃棄物として廃棄する。	
電源確保	全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により中央制御室空調装置及び可搬型照明へ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアニュラス空気浄化設備に給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	電源確保	全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて中央制御室外気取入ダンパ、中央制御室少量外気取入ダンパ及び中央制御室排風機出口ダンパ等へ給電する。	電源確保	全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備を用いて中央制御室空調装置及び可搬型照明（SA）へ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合、常設代替電源設備を用いてB系アニュラス空気浄化設備に給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、アニュラス空気浄化設備運転において、A、B両系のアニュラス空気浄化設備の弁を代替電源設備によって電磁弁を開放することから、運転号機を限定した記載としていない。 ・泊3号炉は、B系のアニュラス空気浄化設備の弁を常設代替交流電源設備によって電磁弁を開放する設計とされていることから、運転号機を記載している。（川内1/2号炉、玄海3/4号炉と同様） 【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、窒素ポンペを使用し、窒素ポンペが使用できない場合は可搬式空気圧縮機も使用する。 ・泊3号炉は、窒素ポンペによる開操作、アニュラス排気ダンパは遠隔操作機構による現場手動操作としている。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (17/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (17/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (17/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較し全体的に見直しを実施していることから、修正箇所を示す黄色マーキングは実施しない。また、緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 青色着色部については、記載箇所又は記載内容の相違。
1.17 監視測定等に関する手順等		1.17 監視測定等に関する手順等		1.17 監視測定等に関する手順等		
方針目的	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射性物質の濃度及び放射線量を測定する手順等を整備する。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため風向、風速その他の気象条件を測定する手順等を整備する。	方針目的	重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射性物質の濃度及び放射線量を測定する手順等を整備する。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため、風向、風速その他の気象条件を測定する手順等を整備する。	方針目的	重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射性物質の濃度及び放射線量を測定する手順等を整備する。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため風向、風速その他の気象条件を測定する手順等を整備する。	
対応手順等	通常時よりモニタリングステーション及びモニタリングポストにて放射線量を連続測定していることから、重大事故等時に設備が健全である場合は、多様性拡張設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストを優先し、機能が喪失した場合は、重大事故等対処設備である可搬式モニタリングポストにより放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタリングステーション及びモニタリングポストへ給電する。給電の優先順位は、多様性拡張設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置からの給電を優先し、代替交流電源設備による給電が開始されれば給電元を切り替える。 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、発電所海側敷地境界方向を含む原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬式モニタリングポストにより監視し、及び測定し、並びにその測定結果を記録する。ただし、多様性拡張設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できる場合の当該4方位の測定については、モニタリングステーション及びモニタリングポストを優先して使用する。 重大事故等時の放射性物質の濃度（空气中）は、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）により監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 放射性物質の濃度（空气中）を測定する優先順位は、多様性拡張設備である移動式放射能測定装置（モニタ車）を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）を使用する。 重大事故等時の発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量は、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ）及び電離箱サーベイメータにより監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 発電所の周辺海域については、小型船舶を用いた海上モニタリングを行う。	対応手段等	発電所及びその周辺における放射線量は、通常時からモニタリングポスト及びモニタリングステーションを用いて連続測定しているが、放射線量の測定機能が喪失した場合は、可搬型モニタリングポストを用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 また、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合は、モニタリングポストが設置されていない海側に可搬型モニタリングポストを設置し、放射線量を測定する。さらに、緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策建屋屋上に可搬型モニタリングポストを設置し、放射線量を測定する。 発電所及びその周辺における空气中の放射性物質の濃度は、放射能観測車を用いて測定するが、空气中の放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合は、可搬型放射線計測装置（可搬式ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ及びβ線サーベイメータ）等を用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 重大事故等時に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量は、可搬型放射線計測装置（可搬式ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）を用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 発電所の周辺海域は、小型船舶を用いて海上モニタリングを行う。	対応手段等	発電所及びその周辺における放射線量は、通常時からモニタリングポスト及びモニタリングステーションを用いて連続測定しているが、放射線量の測定機能が喪失した場合は、可搬型モニタリングポストを用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 また、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に可搬型モニタリングポストを設置し、放射線量を測定する。さらに緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策所付近に可搬型モニタリングポストを設置し、放射線量を測定する。 発電所及びその周辺における空气中の放射性物質の濃度は、放射能観測車を用いて測定するが、空气中の放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合は、放射能測定装置（可搬式ダスト・よう素サンプラ、GM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ）等を用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 重大事故等時に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量は、放射能測定装置（可搬式ダスト・よう素サンプラ、GM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）及び電離箱サーベイメータを用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。 発電所の周辺海域については、小型船舶を用いた海上モニタリングを行う。	
対応手順等	風向、風速その他の気象条件は、可搬型気象観測装置により測定し、及びその結果を記録する。 風向、風速その他気象条件を測定する優先順位は、多様性拡張設備である気象観測装置を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬式気象観測装置を使用する。	対応手段等	風向、風速その他の気象条件は、通常時から気象観測設備を用いて連続測定しているが、それらの測定機能が喪失した場合は、代替気象観測設備を用いて測定し、及びその結果を記録する。	対応手段等	風向、風速その他の気象条件は、通常時から気象観測設備を用いて連続測定しているが、それらの測定機能が喪失した場合は、可搬型気象観測設備を用いて測定し、及びその結果を記録する。 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合、ブルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測装置を配置し、風向、風速その他気象条件を測定し、及びその結果を記録する。	運用方法の相違 ・泊は過去の審査会合指摘を受けた対応として、可搬型気象観測設備を気象観測設備の代替のほかに緊急時対策所のブルーム通過方向把握用にも設置する運用としている。

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
共通事項	測定頻度	重大事故等時の放射性物質の濃度及び放射線量の測定頻度については、モニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できなくなった場合の放射線量の測定は、可搬式モニタリングポストにより連続測定を行う。放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）及び海上モニタリングは、1回/日以上を目安とするが、測定頻度は原子炉施設の状況及び放射性物質の放出状況を考慮し変更する。重大事故等時の風向、風速その他気象条件の測定は、連続測定を行う。	可搬型モニタリングポストを用いた放射線量の測定は、連続測定とする。 放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）及び海上モニタリングは、1回/日以上とするが、発電用原子炉施設の状態、放射性物質の放出状況及び海洋の状況を考慮し、測定しない場合もある。 風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定とする。	可搬型モニタリングポストを用いた放射線量の測定は、連続測定とする。 放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）及び海上モニタリングは、1回/日以上とするが、発電用原子炉施設の状態、放射性物質の放出状況及び海洋の状況を考慮し、測定しない場合もある。 風向、風速その他気象条件の測定は、連続測定とする。		
	バックグラウンド低減対策	重大事故等により放射性物質の放出のおそれがある場合、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの検出器の養生を行う。 放射性物質の放出により、モニタリングステーション、モニタリングポスト又は可搬式モニタリングポスト周辺の汚染を確認した場合、周辺の汚染レベルを確認し、測定設備の除染、周辺の土壌撤去、樹木の伐採等を行い、バックグラウンドレベルを低減する。 重大事故等発生後の周辺汚染により放射性物質の濃度測定時のバックグラウンドが上昇し、可搬型放射線計測装置が測定不能となった場合、可搬型放射線計測装置の検出器周囲を遮蔽材で囲むこと等の対策によりバックグラウンドレベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。	周辺汚染によりモニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、モニタリングポストの検出器保護カバーを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。 同様に可搬型モニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、可搬型モニタリングポストの養生シートを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。また、必要に応じて除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。 周辺汚染により放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンドレベルが上昇し、可搬型放射線計測装置が測定不能となるおそれがある場合は、可搬型放射線計測装置の検出器を遮蔽材で囲む等のバックグラウンド低減対策を行う。ただし、可搬型放射線計測装置の検出器を遮蔽材で囲んだ場合においても可搬型放射線計測装置が測定不能となる場合は、バックグラウンドレベルが低い場所に移動して、放射性物質の濃度を測定する。	周辺汚染によりモニタリングポスト及びモニタリングステーションを用いて測定できなくなることを避けるため、モニタリングポストの検出器保護カバーを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。 同様に可搬型モニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、可搬型モニタリングポスト養生シートを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。 また、必要に応じて除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。 周辺汚染により放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンドレベルが上昇し、放射能測定装置が測定不能となるおそれがある場合は、放射能測定装置の検出器を遮蔽材で囲む等のバックグラウンド低減対策を行う。ただし、放射能測定装置の検出器を遮蔽材で囲んだ場合においても放射能測定装置が測定不能となる場合は、バックグラウンドレベルが低い場所に移動して、放射性物質の濃度を測定する。	運用方法の相違 ・大飯は放射性物質の放出のおそれがあることを確認した場合に検出器の養生作業を行うことにしている。泊は女川と同様にブルーム通過後バックグラウンド低減対策が必要と判断した場合に検出器保護カバーの交換を実施する。	
	他の機関との連携体制	重大事故等時の敷地外でのモニタリングについては、国、地方公共団体と連携して策定されるモニタリング計画にしたがい、資機材及び要員の動員、放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。	敷地外でのモニタリングは、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。	敷地外でのモニタリングについては、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。		
	電源確保	全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタリングステーション及びモニタリングポストへ給電される。	非常用交流電源設備からの給電の喪失によりモニタリングポストの機能が喪失した場合は、自主対策設備であるモニタリングポスト専用の無停電電源装置が自動でモニタリングポストへ給電し、その間に常設代替交流電源設備による給電の操作を実施する。モニタリングポストは、電源が喪失した状態で代替電源設備から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。	非常用交流電源設備からの給電の喪失によりモニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能が喪失した場合は、自主対策設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機が自動でモニタリングポスト及びモニタリングステーションへ給電し、その間に常設代替交流電源設備による給電の操作を実施する。モニタリングポストは、電源が喪失した状態で代替電源設備から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。	設備の相違 ・泊は各モニタリングポスト・ステーションに専用の非常用発電機も設置している（女川、大飯は無停電電源装置のみ） ・なお、島根2号炉は泊と同様に専用の非常用発電機を設置している。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要（18/19）</p> <p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電に係る手順等を整備する。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットによる放射性物質の侵入低減、空気供給装置による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。（以下、緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットをまとめて、「緊急時対策所可搬型空気浄化装置」という。また、緊急時対策所可搬型空気浄化装置と空気供給装置をまとめて、「緊急時対策所換気設備」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所を立ち上げる場合、緊急時対策所可搬型空気浄化装置を緊急時対策所に接続し、起動するとともに、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始し、測定結果に応じ、空気流入量を調整する。 <p>また、ブルーム放出時の緊急時対策所換気設備切替えに備え、空気供給装置の系統構成等の準備を行う。</p>	<p>第1表 重大事故等対策における手順書の概要（18/19）</p> <p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>方針目的</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電に関する手順等を整備する。</p> <p>居住性の確保</p> <p>緊急時対策所遮蔽及び緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）を用いた希ガス等の放射性物質の侵入防止等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所を立ち上げる場合は、緊急時対策所非常用送風機を起動するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。 <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備であるガスタービン発電機又は電源車（緊急時対策所用）を用いて給電し、緊急時対策所非常用送風機を起動する。</p>	<p>第1表 重大事故等対策における手順書の概要（18/19）</p> <p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>方針目的</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電に関する手順等を整備する。</p> <p>居住性の確保</p> <p>緊急時対策所へ、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットによる放射性物質の侵入低減、空気供給装置による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。（以下、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットをまとめて、「可搬型空気浄化装置」という。また、可搬型空気浄化装置と空気供給装置をまとめて、「緊急時対策所換気空調設備」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所を立ち上げる場合は、可搬型空気浄化装置を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に接続し、起動するとともに、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始し、測定結果に応じ、それぞれの空気流入量を調整する。 <p>また、ブルーム放出時の緊急時対策所換気空調設備切替えに備え、空気供給装置の系統構成等の準備を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備である緊急時対策所用発電機を用いて給電し、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</p>	<p>第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較し全体的に見直しを実施していることから、修正箇所を示す黄色マーキングは実施しない。また、緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違ではないことから相違理由を省略し、着色のみとする。</p> <p>【女川】設計の相違 女川の空調設備は常設設備であるのに対し、泊の空調設備は可搬設備であり、運転時に可搬ダクト接続の操作及び運転後は空気流入量の調整が伴う。同様に可搬設備で対応する大飯とは相違なし。 【大飯】【女川】設計方針の相違 泊は緊急時対策所として、指揮所と待機所の独立した2棟を設置していることから操作場所や接続場所が2箇所となる。</p> <p>【女川】設計の相違 女川はガスタービン発電機と電源車（緊急時対策所用）により電源の多様性を確保している。泊は緊急時対策所用発電機を複数台配備することで電源の多重性を確保している。電源設備の設計方針に相違はあるが基準適合している。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合、緊急時対策所内可搬型エアモニタを緊急時対策所へ、緊急時対策所外可搬型エアモニタを3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置し、放射線量の測定を開始する。 緊急時対策所外可搬型エアモニタ等の指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。 原子炉格納容器からブルームが放出され、緊急時対策所外可搬型エアモニタ又は緊急時対策所内可搬型エアモニタの指示が上昇した場合、速やかに緊急時対策所における緊急時対策所換気設備を緊急時対策所可搬型空気浄化装置から空気供給装置へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。 <p>その後、緊急時対策所外可搬型エアモニタ及び緊急時対策所内可搬型エアモニタの指示が低下し、緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所換気設備を空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置へ切り替える。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合、緊急時対策所に緊急時対策所可搬型エアモニタを設置し、放射線量の測定を実施する。 原子炉格納容器ベント等により放射性物質の放出のおそれがある場合は、緊急時対策所において、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）を用いて加圧を行うとともに、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を用いて緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を測定する。 <p>その後、発電所敷地内に設置する可搬型モニタリングポスト等の指示値により周辺環境中の放射性物質が十分に減少したと判断した場合は、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）から緊急時対策所非常用送風機へ切り替える。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合、緊急時対策所可搬型エアモニタを緊急時対策所内へ、可搬型モニタリングポストを3号炉の原子炉格納容器を囲むように設置するとともに、緊急時対策所付近に設置し、放射線量の測定を開始する。 可搬型モニタリングポスト等の指示値上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。 原子炉格納容器からブルームが放出され、モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉の原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬型モニタリングポストのいずれかの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所における緊急時対策所換気空調設備を可搬型空気浄化装置から空気供給装置へ切替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、それぞれの空気流入量を調整する。 <p>その後、3号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置した可搬型モニタリングポストの指示値が低下し、周辺環境中の放射性物質が十分に減少したと判断した場合は、緊急時対策所換気空調設備を空気供給装置から可搬型空気浄化装置へ切替える。</p>	<p>【女川】設計の相違 いずれもブルーム放出時の緊急時対策所内の正圧維持に係わる手順であるが、PWRではSA時に原子炉格納容器ベントは実施せず判断のタイミングと屋外のモニタリング設備の手順着手の判断基準が異なる。</p>	
<p>重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。通信連絡に関わる手順等は、「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	必要な指示及び通信連絡	<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等は、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備を用いて必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に整備する。当該資料は、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p>	必要な指示及び通信連絡	<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等は、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所指揮所に整備する。当該資料は、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備へ給電する。通信連絡に関わる手順等は、「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>【女川】設計の相違 泊は緊急時対策所として、指揮所と待機所の独立した2棟を設置していることから本部要員を収容する指揮所に対策の検討に必要な資料を整備する。</p>	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
必要な数の要員の収容	<p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を整備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。 緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェン징エリアを通常時から設置し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。 外部からの支援なしに1週間活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。 	必要な数の要員の収容	<p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。</p> <p>これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理するとともに、放射線管理等の運用を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 7日間外部からの支援がなくとも要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク等）及びチェン징エリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した後、事象進展の状況、参集済みの要員数及び作業の優先順位を考慮して、上記資機材を用いて、モニタリング及び汚染防護服の着替え等を行うためのチェン징エリアを設置する。 少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。 	必要な数の要員の収容	<p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。</p> <p>これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理するとともに、放射線管理等の運用を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 7日間外部からの支援がなくとも要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク等）及びチェン징エリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した後、事象進展の状況、参集済みの要員数及び作業の優先順位を考慮して、上記資機材を用いて、モニタリング及び汚染防護服の着替え等を行うためのチェン징エリアを設置する。 少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。 	相違理由	
	<p>非常用母線からの給電喪失時は、電源車（緊急時対策所用）を起動し緊急時対策所へ給電する。</p> <p>代替交流電源として電源車（緊急時対策所用）は、緊急時対策所立ち上げ時にケーブル接続を行う。</p> <p>緊急時対策所立ち上げ時には、待機側の電源車（緊急時対策所用）のケーブル接続も行う。故障等により電源車（緊急時対策所用）の切替えが必要になった場合には、速やかに待機側の電源車（緊急時対策所用）を起動し切り替える。</p>		<p>緊急時対策所の必要な負荷は、2号炉の非常用高圧母線より受電されるが、当該母線より受電できない場合は、代替電源設備であるガスタービン発電機を用いて給電する。また、ガスタービン発電機による給電ができない場合は、電源車（緊急時対策所用）を用いて給電する。</p>		<p>緊急時対策所の電源が喪失時は、緊急時対策所用発電機から緊急時対策所へ給電する。</p> <p>代替交流電源である緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所の立ち上げ時にケーブル接続等の準備を行うとともに起動し、緊急時対策所の電源が喪失した場合に緊急時対策所へ給電を開始する。</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合には、待機側の緊急時対策所用発電機も起動して無負荷運転で待機する。故障等により発電機の切替えが必要になった場合には、速やかに待機側の緊急時対策所用発電機からの給電に切替える。</p>		<p>【女川】設計の相違 女川はガスタービン発電機と電源車（緊急時対策所用）により電源の多様性を確保している。泊は緊急時対策所用発電機を複数台配備することで電源の多重性を確保している。電源設備の設計方針に相違はあるが基準適合している。</p> <p>【大飯】設計方針の相違 泊は発電機起動操作を屋外で行う必要があることから、ブルーム通過前に緊急時対策所用発電機をあらかじめ運転しておくことで故障等が発生した場合でも速やかに給電を切替えることができるよう準備する。</p>
	<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるレイアウトとし、遮音された少人数の会議スペースも確保できるよう考慮する。</p> <p>また、要員の収容が適切に行えるようトイレ等を整備する。</p>		<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるレイアウトとなるよう考慮する。</p> <p>また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。</p>		<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるため、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所は独立した建屋とする。</p> <p>また、要員の収容が適切に行えるようトイレ等を整備する。</p>		<p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊は緊急時対策所として、指揮所と待機所の独立した2棟を設置。</p>
代替電源（交流）の給電	代替電源設備からの給電	代替電源設備からの給電	代替電源設備からの給電				
配慮すべき事項	配慮すべき事項	配慮すべき事項	配慮すべき事項				

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
放射線管理	<p>チェンジングエリア内では現場作業を行う要員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。汚染による廃水が発生した場合、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの性能の低下等、切替えが必要となった場合、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを待機側へ切り替え、線量に応じ、交換又は保管を行う。</p> <p>現場作業を行う要員等が身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある緊急時対策所内で待機する。</p>	放射線管理	<p>除染は、ウェットティッシュでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>運転中の緊急時対策所換気空調系が故障する等、切替えが必要となった場合は、待機側への切替えを行う。</p> <p>緊急時対策所換気空調系の緊急時対策所非常用フィルタ装置は使用することにより非常に高線量になるため、適切な遮蔽が設置されている緊急時対策建屋内に設置する。</p>	放射線管理	<p>除染は、ウェットティッシュでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>運転中の緊急時対策所換気空調設備が故障する等、切替えが必要となった場合は待機側への切替えを行う。</p> <p>現場作業を行う要員等が緊急時対策所の外で身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある空調上屋の待機エリア内で待機する。</p>	<p>【大飯】・運用の相違 身体サーベイを待つ要員の待機場所として、空調上屋の一部を待機エリアとして設ける。十分な厚さの壁を設置しており、放射線影響を低減することができることから運用上の問題は無い。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 燃料補給に関する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」に記載する。(女川と同様)</p>
電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、3号炉及び4号炉原子炉補助建屋に設置されている安全パラメータ表示システム(SPDS)及び安全パラメータ伝送システムについては、空冷式非常用発電装置により給電される。</p> <p>給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備からの給電により、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム(SPDS)及び通信連絡設備へ給電する。</p>	電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機、ERSS伝送サーバについては、代替非常用発電機より給電する。</p> <p>給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>	
燃料補給	<p>電源車(緊急時対策所用)への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク又は重油タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)の備蓄量として、「1.14 電源の確保に関する手順等」に示す燃料油貯蔵タンク(150kℓ以上(1基当たり)、4基)及び重油タンク(160kℓ以上(1基当たり)、4基)を管理する。</p>					

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第5.1.1表 重大事故等対策における手順書の概要 (19/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (19/19)		第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (19/19)		第1表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較し全体的に見直しを実施していることから、修正箇所を示す黄色マーキングは実施しない。また、緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。 【女川】設計の相違① 女川ではフィルタベント操作によるブルーム発生に備え設置している。泊では当該操作はなく、中央制御室退避所及び、その内部で活動を行うための設備はない。 【大飯】【女川】設計の相違② 泊3号炉では、インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を、指揮所、待機所間を往來することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】設備運用の相違 【女川】上記①参照。 【大飯】【女川】上記②参照
1.19 通信連絡に関する手順等		1.19 通信連絡に関する手順等		1.19 通信連絡に関する手順等		
方針目的	重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により通信連絡を行う手順等を整備する。	方針目的	重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備（発電所内）、発電所外（社内外）との通信連絡設備（発電所外）により通信連絡を行う手順等を整備する。	方針目的	重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により通信連絡を行う手順等を整備する。	
対応手段等	重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等及び緊急安全対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、移動式放射能測定装置（モニター車）、緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 比較を目的に記載位置を変更。 重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を使用する。 直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所と共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携行型通話装置を使用し、現場又は中央制御室と緊急時対策所との連絡には衛星電話（固定）及び衛星電話（携帯）を使用する。	対応手段等	重大事故等対策要員が、中央制御室、中央制御室待避所、屋内外の現場及び緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行う場合は、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置等を使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。 また、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、安全パラメータ表示システム（SPDS）を使用する。 直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所と共有する場合は、以下の手段により実施する。 ・現場（屋内）と中央制御室との連絡には、携行型通話装置等を使用する。 ・現場（屋外）と緊急時対策所との連絡には、無線連絡設備等を使用する。 ・中央制御室と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。 ・中央制御室待避所と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。 ・現場（屋外）間の連絡には、無線連絡設備等を使用する。 ・放射能観測車と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。	対応手段等	発電所内及び発電所外との通信連絡 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いて、これらの設備へ給電する。 また、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ収集計算機及びデータ表示端末を使用する。 直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所と共有する場合は、以下の手段により実施する。 ・現場（屋内）と中央制御室との連絡には、携行型通話装置等を使用する。 ・現場（屋外）と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。 ・中央制御室と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備等を使用する。 ・現場（屋外）間の連絡には、無線連絡設備等を使用する。 ・緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所との連絡には、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンを使用する。 ・放射能観測車と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。	

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
発電所外（社内外）との通信連絡 対応手順等	<p>通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備である運転指令設備（1号及び2号炉送受話器）、運転指令設備（3号及び4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備である運転指令設備（1号及び2号炉送受話器）、運転指令設備（3号及び4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）及び携行型通話装置を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策所の緊急安全対策要員が、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、移動式放射能測定装置（モニタ車）、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>比較を目的に記載位置を変更</p> <p>重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。</p>	<p>発電所外（社内外）の通信連絡 対応手段等</p> <p>重大事故等対策要員が、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等及び社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。</p> <p>国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝送設備を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて、炉心損傷防止及び原子力格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室とその他関係機関等及び社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 緊急時対策所と本店、地方公共団体、その他関係機関等との連絡には、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。 緊急時対策所と国との連絡には、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備等を使用する。 緊急時対策所と社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 	<p>発電所外（社内外）との通信連絡 対応手段等</p> <p>発電所災害対策要員が、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等及び社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池及び乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。</p> <p>国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ収集計算機及びERSS 伝送サーバを使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて、炉心損傷防止及び原子力格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室とその他関係機関等及び社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 緊急時対策所と本店、地方公共団体、その他関係機関等との連絡には、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。 緊急時対策所と国との連絡には、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備等を使用する。 緊急時対策所と社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。 	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>		
	<p>通信連絡を行う場合の優先順位は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）及び緊急時衛星通報システム並びに多様性拡張設備である加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及び衛星保安電話、社内TV会議システム及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）を使用する。</p>	<p>重大事故等時の対応手段の選取 配慮すべき事項</p> <p>重大事故等対策要員が、中央制御室、中央制御室待避所、屋内外の現場及び緊急時対策所との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、通常、屋内外で使用が可能である送受話器（ペーシング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び移動無線設備を使用する。これが使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置を使用する。</p> <p>なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有する場合も同様である。</p>	<p>重大事故等時の対応手段の選取 配慮すべき事項</p> <p>発電所内の通信連絡</p> <p>発電所災害対策要員が、中央制御室、屋内外の現場及び緊急時対策所との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、通常、屋内外で使用が可能である運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備及び移動無線設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置を使用する。</p> <p>なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有する場合も同様である。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設計の相違 女川ではフィルタベント操作によるブルーム発生に備え設置している。泊では当該操作はなく、中央制御室退避所及び、その内部で活動を行うための設備はない。</p>		

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
対応手順等	発電所外（社内外）との通信連絡	配慮すべき事項	重大事故等時の対応手段の選択 発電所外（社内外）の通信連絡 中央制御室の重大事故等対策要員が、その他関係機関等及び社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、通常、電力保安通信用電話設備又は局線加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。 緊急時対策所の重大事故等対策要員が、本店との間で通信連絡を行う場合は、通常、社内テレビ会議システム、電力保安通信用電話設備又は局線加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備又は統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を使用する。 緊急時対策所の重大事故等対策要員が、国との間で通信連絡を行う場合は、通常、電力保安通信用電話設備又は局線加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備又は衛星電話設備を使用する。 緊急時対策所の重大事故等対策要員が、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合は、通常、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備又は専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）を使用するが、これらが使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備又は衛星電話設備を使用する。 緊急時対策所の重大事故等対策要員が、社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、通常、電力保安通信用電話設備又は局線加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。 なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外の必要な場所で共有する場合も同様である。	配慮すべき事項	重大事故等時の対応手段の選択 発電所外（社内外）の通信連絡 中央制御室の発電所災害対策要員が、その他関係機関等及び社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、通常、電力保安通信用電話設備又は加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。 緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員が、本店との間で通信連絡を行う場合は、通常、社内テレビ会議システム、電力保安通信用電話設備、携帯電話又は加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備又は統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を使用する。 緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員が、国との間で通信連絡を行う場合は、通常、電力保安通信用電話設備、携帯電話又は加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備又は衛星電話設備を使用する。 緊急時対策所指揮所の発電所災害対策要員が、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合は、通常、電力保安通信用電話設備、携帯電話、加入電話設備又は専用電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備又は衛星電話設備を使用する。 なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外の必要な場所で共有する場合も同様である。	【女川】設計の相違 【女川】設計の相違 【女川】設計の相違 【女川】設計の相違 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）
	配慮すべき事項		電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 通信連絡を行う場合の優先順位は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）並びに多様性拡張設備である加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）及び衛星保安電話）、社内TV会議システム及び無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）を使用する。		電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備を用いて、衛星電話設備（固定型）、無線連絡設備（固定型）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備へ給電する。	電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備を用いて、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）、無線連絡設備（固定型）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、インターフォン、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）へ給電する。
配慮すべき事項	電源確保 給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。	電源確保 給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。	電源確保 給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。			

1.0 重大事故等対策における共通事項

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>対策所に設置しているPCから地方公共団体等へ通報できる緊急時衛星通報システムを設置している。</p> <p>・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備（固定型）により通報できる（伊方3号炉および川内1/2号炉と同様）。また、泊3号炉は衛星電話設備（FAX）を設置しており、これによる通報も可能。</p> <p>【女川】記載方針の相違（大飯審査実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
第5.1.2表 重大事故等対策における操作の成立性					第2表 重大事故等対策における操作の成立性					第2表 重大事故等対策における操作の成立性					第2表は、技術的能力1.1~1.19まとめ資料を基に、大飯及び女川と比較し全体的に見直しを実施していることから、修正箇所を示す黄色マーキングは実施しない。また、緑字については、記載表現、設備名称等の相違であり実質的な相違はないことから相違理由を省略し、着色のみとする。
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.1	—	—	—	—	1.1	—	—	—	—	1.1	—	—	—	—	
1.2	タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	運転員等 （中央制御室、現場）	5	45分	1.2	高圧代替注水系の現場操作による発電用原子炉の冷却	運転員（中央制御室、現場）	3	35分以内	1.2	現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動	運転員（中央制御室、現場）	2	40分以内	
	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	1.3にて整備する。				原子炉隔離時冷却系の現場操作による発電用原子炉の冷却	運転員（中央制御室、現場）	5	110分以内		現場手動操作による主蒸気逃がし弁の閉操作	1.3と同様			
1.3	タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	1.2にて整備する。			1.3	代替交流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電	1.14と同様			1.3	代替交流電源設備による電動補助給水ポンプへの給電	1.14と同様			
	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	1.2にて整備する。				可搬型代替直流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電	1.14と同様				現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	1.2と同様			
	室素ボンベ（代替制御用空気供給用）による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 （中央制御室、現場）	2	45分		可搬型代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	運転員（中央制御室、現場）	3	30分以内		現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	運転員（中央制御室、現場）	2	20分以内	
	可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 （中央制御室、現場）	2	55分		主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	運転員（中央制御室、現場）	3	45分以内		加圧器逃がし弁操作用可搬型室素ガスボンベによる加圧器逃がし弁の機能回復	運転員（中央制御室、現場）	2	35分以内	
可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁）による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 （中央制御室、現場）	2	65分	高圧室素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動源確保（高圧室素ガス供給系（非常用）から高圧室素ガス供給系（非常用）への切替え）	運転員（中央制御室、現場）	3	50分以内	加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復	運転員（中央制御室、現場）	2	50分以内				
		緊急安全対策要員	2		高圧室素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動源確保（高圧室素ガスボンベ切替え）	運転員（現場）	2	35分以内	代替交流電源設備による加圧器逃がし弁の機能回復	1.14と同様					
					高圧室素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動源確保（高圧室素ガスボンベ取替え）	運転員（現場）	2	105分以内	代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復	1.14と同様					
					代替高圧室素ガス供給系による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	運転員（中央制御室、現場）	3	25分以内	インターフェイスシステムLOCA発生時の対応（中央制御室からの遠隔操作による漏えい箇所の隔離ができない場合）	運転員（中央制御室、現場）	4	60分以内			
					代替高圧室素ガス供給系による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放（高圧室素ガスボンベ取替え）	運転員（現場）	2	80分以内							
					代替直流電源設備による復旧	1.14と同様									
					代替交流電源設備による復旧	1.14と同様									
					インターフェイスシステムLOCA発生時の対応（中央制御室からの遠隔操作による漏えい箇所の隔離ができない場合）	運転員（中央制御室、現場）	5	300分以内							

【大飯】設備の相違
 ・大飯3/4号炉は、室素ボンベ（代替制御用空気供給用）による手段に加えて、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により代替空気を確保する手段を整備
 ・泊3号炉は、加圧器逃がし弁操作用可搬型室素ガスボンベにより加圧器逃がし弁の代替空気を確保する手段のみ（川内1/2号炉、玄海3/4号炉、伊方3号炉と同様）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.4	A格納容器スプレイポンプ（RHR-S-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場）	2	20分	1.4	低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水	運転員（中央制御室、現場）	3	35分以内	1.4	B一格納容器スプレイポンプ（RHR-S-CSS連絡ライン使用）による原子炉容器への注水	運転員（中央制御室、現場）	2	25分以内	<p>【大飯】記載内容の相違①</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は「恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水」手段について、フロントライン系機能喪失時とサポート系喪失時の要員及び要員数が同じである。 泊3号炉は、フロントライン系故障時とサポート系故障時の要員数が異なるため、それぞれ記載している。（川内1/2号炉及び玄海3/4号炉と同様と同様） <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は、送水車により海水を仮設組立式水槽に補給し、可搬式代替低圧注水ポンプにて代替炉心注水を実施する。 泊3号炉の可搬型大型送水ポンプ車は、海から直接注水可能である。（柏崎6/7号炉と同様） <p>【大飯】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は、運転停止中の炉心注水の手段として蓄圧タンクによる炉心注水を実施する。 泊3号炉では蓄圧タンクからの注水を作業員の安全に配慮する必要があるため実施しない。（川内1/2号炉と同様） 泊3号炉の停止時有効性評価では、全交流動力電源喪失時において代替格納容器ス
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場）	4	30分		低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水	運転員（中央制御室、現場）	3	385分以内		代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水（フロントライン系故障時）	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	3 1	35分以内	
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員等 （中央制御室） 緊急安全対策要員（中央制御室、現場）	1 12	4時間					代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水（サポート系故障時）		運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	2 1	35分以内		
	A格納容器スプレイポンプ（RHR-S-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転	運転員等 （中央制御室、現場）	2	15分					海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水		運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	3 3	250分以内		
	B充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場） 緊急安全対策要員	3 3	84分					B一格納容器スプレイポンプ（RHR-S-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転		運転員（中央制御室、現場）	2	15分以内		
	蓄圧タンクによる代替炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場）	2	15分					B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水		運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	2 1	40分以内		
	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による蒸気放出	1.3にて整備する。 （主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様）							主蒸気逃がし弁の現場手動操作による蒸気放出		1.3と同様 （現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様）				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.5	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	1.3にて整備する。			1.5	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）（系統構成）	運転員（中央制御室、現場）	3	75分以内	1.5	現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	1.3と同様			<p>【大飯】 記載内容の相違① ・1.4記載理由と同様</p> <p>【大飯】 記載方針の相違② ・大飯3,4号炉と同等手段である「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレー」は自主対策のため記載せず。（川内1/2号炉及び玄海3/4号炉と同様）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊3号炉は、燃料補給の手順を1.14にて整備している。</p>
	大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7にて整備する。				原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）（ベント操作；S/C側ベントの場合）	運転員（中央制御室、現場）	3	95分以内		可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7と同様			
	大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水	緊急安全対策要員（中央制御室、現場）	20	9時間		フィルタ装置への水補給	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 9	380分以内		可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	3 6	270分以内	
1.6	A、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7にて整備する。			1.5	可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給	運転員（中央制御室、現場）	3	315分以内	1.6	C、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7と同様			
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレー	運転員等（中央制御室、現場）	3	30分		原子炉格納容器フィルタベント系停止後の窒素パージ	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 5	315分以内		代替格納容器スプレーポンプによる原子炉格納容器内へのスプレー（フロントライン系故障時）	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	3 1	30分以内	
	大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7にて整備する。				耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）（系統構成）	運転員（中央制御室、現場）	3	80分以内		代替格納容器スプレーポンプによる原子炉格納容器内へのスプレー（サポート系故障時）	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	2 1	30分以内	
	可搬型代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレー	緊急安全対策要員（中央制御室、現場）	12	4時間		耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）（ベント操作；S/C側ベントの場合）	運転員（中央制御室、現場）	3	95分以内		可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7と同様			
	電源車（可搬型代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給	緊急安全対策要員	2	100分		原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 6	540分以内						
	送水車への燃料補給	緊急安全対策要員	2	100分		原子炉格納容器代替スプレー冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレー	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 10	385分以内						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.7	A、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員等 (中央制御室、現場)	2	60分	1.7	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(現場操作)(系統構成)	運転員(中央制御室、現場)	3	75分以内	1.7	C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員(中央制御室、現場)	2	65分以内	【大飯】 記載方針の相違② ・1.6記載理由と同様 【大飯】 記載内容の相違① ・1.4記載理由と同様 【大飯】 記載方針の相違② ・1.6記載理由と同様 【大飯】 記載内容の相違② ・1.6記載理由と同様 【大飯】 記載内容の相違② ・1.6記載理由と同様 【大飯】 設備の相違① ・大飯3/4号炉は、制御用空気が喪失している場合は、窒素ポンベを使用し、窒素ポンベが使用できない場合は可搬式空気圧縮機を使用する。 ・泊3号炉は、窒素ガスポンベを使用する。
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	1.6にて整備する。				原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(現場操作)(ベント操作:S/C側ベントの場合)	運転員(中央制御室、現場)	3	115分以内		代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	1.6と同様			
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	1.6にて整備する。		フィルタ装置への水補給		運転員(中央制御室、現場)	3	380分以内	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却		運転員(中央制御室、現場)	3	275分以内		
	大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員等 (中央制御室)	1	8時間		重大事故等対応要員	9	315分以内	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水		運転員(中央制御室、現場)	3	30分以内		
	緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	20	可搬窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給		運転員(中央制御室、現場)	3	315分以内		代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水(全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)	運転員(中央制御室、現場)	3	30分以内			
	運転員等 (中央制御室、現場)	3	4時間	原子炉格納容器フィルタベント系停止後の窒素パージ	運転員(中央制御室、現場)	3		1.8	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器への注水	運転員(中央制御室、現場)	3	30分以内			
	緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	12		代替循環冷却系使用時における原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保	1.5と同様		B-格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による原子炉容器への注水		1.4と同様						
1.8	A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による代替炉心注水	1.4にて整備する。		1.8	原子炉格納容器下部注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水	運転員(中央制御室、現場)	3	385分以内	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水	1.4と同様					
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	1.4にて整備する。			重大事故等対応要員	9	385分以内		B-充てんポンプ(自己冷却)による原子炉容器への注水	1.4と同様					
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	1.4にて整備する。			原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水	運転員(中央制御室、現場)		3	1.9	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視	運転員(中央制御室、現場)	2	70分以内		
	B充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水	1.4にて整備する。			低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水	運転員(中央制御室、現場)	3	385分以内		アニュラス空気浄化設備による水素排出 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の操作手順	運転員(中央制御室、現場)	2	35分以内		
1.9	可搬型格納容器水素ガス濃度計	運転員等 (中央制御室、現場)	2	50分	1.9	可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給	運転員(中央制御室、現場)	3	315分以内	1.10	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視	運転員(中央制御室、現場)	2	70分以内	
	水素排出(アニュラス空気浄化設備)全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の操作手順	運転員等 (中央制御室、現場)	2	45分		フィルタ装置への水補給	1.7と同様								
1.10	窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)によるアニュラス空気浄化設備の運転	1.14と同様		1.10	代替電源による必要な設備への給電	1.14と同様									
	水素排出(アニュラス空気浄化設備)全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の操作手順 可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)によるアニュラス空気浄化設備の運転	運転員等 (中央制御室、現場)	2		55分										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由	
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間		
1.11	海水から使用済燃料ピットへの注水	緊急安全対策要員	5	2.7時間	1.11	燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 10	380分以内	1.11	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	運転員（中央制御室） 災害対策要員	1 3	240分以内	<p>【大飯】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、定期事業者検査中の使用済燃料ピットのみに燃料体を貯蔵している期間は、炉心に燃料体がないが、使用済燃料ピットに保管している燃料体の崩壊熱が大きくなり、使用済燃料ピットの水が沸騰するまでの時間も短くなることから、災害対策要員7名で実施する手順を整備しており、炉心に燃料がある場合とない場合の2つのケースの成立性について記載している。 【大飯】運用の相違 大飯3/4号炉は、建屋へ放水する手順のため、操作手順を記載している。 泊3号炉は、技術的能力1.11と同様に使用済燃料ピットへのスプレイにより大気への拡散抑制を行う手順であることから、操作手順を技術的能力1.11へリンクさせる記載としている。（川内1/2号炉、玄海3/4号炉と同様） 	
	送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ	緊急安全対策要員	7	2時間		燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 10			380分以内	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 （使用済燃料ピットのみ燃料体を貯蔵している期間）	運転員（中央制御室） 災害対策要員			1 7
	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水	1.12にて整備する。 （大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制と同様）				燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 10	380分以内		海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	運転員（中央制御室） 災害対策要員	1 7	120分以内		
	可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視	緊急安全対策要員	4	2時間		燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 10	380分以内		可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水	1.12と同様 （可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制と同様）		1 4		120分以内
1.12	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	3.5時間	大気への放射性物質の拡散抑制				1.12と同様	可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視	運転員（中央制御室） 災害対策要員	1 4	120分以内			
	シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	4時間	代替電源による給電				1.14と同様	代替電源による給電	1.14と同様					
	送水車及びスプレイヘッダによる大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	7	2時間	1.12	放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制（海水ポンプ室からの取水）	保修班員	6	280分以内	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	災害対策要員	6	280分以内			
	大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	緊急安全対策要員	12	3.5時間		放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制（取水口からの取水）	保修班員	6	395分以内	海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制	放管班員	3	210分以内			
				海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制		保修班員	10	190分以内	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制	1.11と同様						
				放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火		重大事故等対応要員	6	205分以内	可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	災害対策要員	6	335分以内				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由	
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間		
1.13	海水を用いた復水ビットへの補給	緊急安全対策要員	5	3.4時間	1.13	復水貯蔵タンクを水源とした高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水（現場手動操作）				1.2と同様	1.13	燃料取替用水ビットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水			1.4と同様	【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は淡水又は海水を復水ビットに補給し、復水ビットから水頭圧を利用した重力注水により燃料取替用水ビットに補給する手順である。 ・泊3号炉は、可搬型大型送水ポンプ車により複数の淡水源又は海水を燃料取替用水ビットへ直接補給することができる。（女川2号炉、島根2号炉、柏崎6/7号炉と同様）
	燃料取替用水ビットから復水ビットへの水源切替（炉心注水時）	運転員等（中央制御室、現場）	3	110分		復水貯蔵タンクを水源とした原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水（現場手動操作）				1.2と同様		燃料取替用水ビットを水源とした充てんポンプによる原子炉容器への注水			1.4と同様	
	燃料取替用水ビットから海水への水源切替（炉心注水時）	緊急安全対策要員	3			1.4にて整備する。 （可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水と同様）	復水貯蔵タンクを水源とした低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水					1.4と同様	燃料取替用水ビットを水源としたB-1格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水			
	燃料取替用水ビットから復水ビットへの水源切替（格納容器スプレイ時）	運転員等（中央制御室、現場）	2	110分		サブプレッションチェンバを水源とした代替循環冷却系使用時における補機冷却水確保				1.7と同様		燃料取替用水ビットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ			1.6と同様	
	燃料取替用水ビットから海水への水源切替（格納容器スプレイ時）	緊急安全対策要員	3			1.6にて整備する。 （可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイと同様）	淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による送水	重大事故等対応要員	9	380分以内		燃料取替用水ビットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ			1.7と同様	
	復水ビットから燃料取替用水ビットへの補給	運転員等（中央制御室、現場）	2	100分		淡水貯水槽を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水				1.4及び1.8と同様		燃料取替用水ビットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水			1.8と同様	
	A格納容器スプレイポンプ（RHS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転	緊急安全対策要員	3			1.4にて整備する。	淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却					1.6と同様	補助給水ビットを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水			
	海水から使用済燃料ビットへの注水					淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への水補給				1.5及び1.7と同様		海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水			1.4と同様	
	送水車による使用済燃料ビット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイ					淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水				1.8と同様		海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-1格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内の冷却			1.6及び1.7と同様	
	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による使用済燃料ビット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水					淡水貯水槽を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水				1.8と同様		海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへの注水			1.11と同様	
大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による格納容器及びアニュラス部への放水				淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水				1.11と同様	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ			1.11と同様				
				淡水貯水槽を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水				1.11と同様	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却			1.5と同様				
				淡水貯水槽を水源とした燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ				1.11と同様	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制			1.12と同様				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.13	淡水貯水槽を水源とした燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	1.11と同様			1.13	海を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	1.12と同様			1.13	海を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火	1.12と同様			
	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水）（取水口から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	380分以内		格納容器再循環サンプを水源としたB-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転	1.4と同様								
	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水）（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	370分以内		A-高圧注入ポンプ及び可搬型大型送水ポンプ車による高圧代替再循環運転	1.4と同様								
	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給）（取水口から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	6	540分以内		海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ビットへの補給	運転員（中央制御室、現場）	2	250分以内						
	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給）（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	6	485分以内		海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットへの補給	災害対策要員	3							
	海を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水	1.4及び1.8と同様				燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え（原子炉容器への注水中の場合）	運転員（中央制御室、現場）	2	35分以内						
	海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却	1.6と同様				燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え（原子炉格納容器内へスプレイ中の場合）	災害対策要員	1	30分以内						
	海を水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	1.8と同様				運転員（中央制御室、現場）	2								
	海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	1.8と同様				災害対策要員	1								
	海を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	1.11と同様													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉	相違理由
	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間		
		海を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水	1.11と同様				
		海を水源とした燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ	1.11と同様				
		海を水源とした燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	1.11と同様				
		海を水源とした原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保	1.5と同様				
		海を水源とした放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制	1.12と同様				
		海を水源とした放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火	1.12と同様				
	1.13	淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による復水貯蔵タンクへの補給	運転員（中央制御室）	1	380分以内		
		重大事故等対応要員	9	9			
		海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による復水貯蔵タンクへの補給（取水口から海水を取水する場合）	運転員（中央制御室）	1	380分以内		
		重大事故等対応要員	9	9			
		海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅠ）による復水貯蔵タンクへの補給（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	運転員（中央制御室）	1	370分以内		
		重大事故等対応要員	9	9			
		海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による淡水貯水槽への補給（取水口から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	270分以内		
		海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプⅡ）による淡水貯水槽への補給（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	295分以内		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.14	空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電	運転員等（中央制御室、現場）	4	20分	1.14	常設代替交流電源設備による給電（ガスタービン発電機によるメタクラ2D系及びメタクラ2D系受電）	運転員（中央制御室） 保修班員	2 2	45分以内	1.14	常設代替交流電源設備による給電（代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電）	運転員（中央制御室、現場） 運転班員 災害対策要員	2 2 2	70分以内	【大飯】運用の相違 ・泊3号炉は、単独ユニットとしての審査となるため、他号炉の電源に期待する設備は自主対策設備。（伊方3号炉と同様） 【大飯】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、蓄電池（安全防護系用）のみで全交流動力電源喪失後24時間にわたり直流電源による給電が可能である。 ・泊3号炉は、蓄電池（非常用）と後備蓄電池を併せて24時間にわたり直流母線へ給電する設備設計がある。（川内1/2号炉、伊方3号炉と同様） 【大飯】【女川】設備の相違 ・大飯3/4号炉は、代替電源（交流）からの給電手段により非常用高圧母線へ給電し、可搬式整流器を介して直流母線へ電源供給可能。 ・女川2号炉は可搬型代替直流電源設備に常設代替直流電源設備の蓄電池を充電する125V代替充電器及び250V充電器を使用する。 ・泊3号炉では、非常用高圧母線を経由することなく、直流母線へ直
	号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電	運転員等（中央制御室、現場） 緊急安全対策要員	2 2	75分		可搬型代替交流電源設備による給電（電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電）	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	4 3	125分以内		可搬型代替交流電源設備による給電（代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電）	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	2 3	240分以内	
	電源車による代替電源（交流）からの給電	運転員等（中央制御室、現場） 緊急安全対策要員	3 4	60分		所内常設蓄電式直流電源設備による給電（不要直流負荷の切離し操作）	運転員（現場）	2	60分以内		所内常設蓄電式直流電源設備による給電（不要直流負荷の切離し操作）	運転員（中央制御室、現場）	2	30分以内	
	号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電	運転員等（中央制御室、現場） 緊急安全対策要員	2 6	2.4時間		所内常設蓄電式直流電源設備による給電（125V蓄電池2A及び125V蓄電池2B給電を24時間継続するため切り離していた125V直流負荷の復旧操作）	運転員（現場）	2	30分以内		所内常設蓄電式直流電源設備による給電（蓄電池（非常用）及び後備蓄電池給電を24時間継続するため切り離していた直流負荷の復旧操作）	運転員（中央制御室、現場）	2	55分以内	
	蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電	運転員等（中央制御室、現場）	2	20分		常設代替直流電源設備による給電	運転員（中央制御室、現場）	3	50分以内		可搬型代替直流電源設備による給電（可搬型直流電源用発電機によるA直流母線又はB直流母線）	運転員（現場） 災害対策要員	1 3	190分以内	
	可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電	運転員等（現場） 緊急安全対策要員	1 2	110分		可搬型代替直流電源設備による給電（電源車による125V代替充電器及び250V充電器への給電）	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 3	130分以内		代替所内電気設備による給電（代替非常用発電機による代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電）	運転員（現場） 災害対策要員	2 2	205分以内	
	代替所内電気設備による交流及び直流の給電（空冷式非常用発電装置）	運転員等（中央制御室、現場） 緊急安全対策要員	2 2	3.8時間		可搬型代替直流電源設備による給電（125V代替蓄電池を24時間継続するため切り離していた125V直流負荷の復旧操作）	運転員（現場）	2	40分以内		代替所内電気設備による給電（可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電）	運転員（現場） 災害対策要員	1 3	390分以内	
	空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給	緊急安全対策要員	2	2.1時間		代替所内電気設備による給電（電源車によるパワーセントラ2G系及びモータコントロールセントラ2G系受電）	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 3	130分以内		ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給	運転員（現場） 災害対策要員	1 2	180分以内	
	電源車への燃料（重油）補給	緊急安全対策要員	2	2.1時間		軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーへの補給	重大事故等対応要員	2	135分以内		可搬型タンクローリーから各機器への補給	災害対策要員	2	45分以内	
	ディーゼル発電機への燃料（重油）補給	緊急安全対策要員	2	90分		タンクローリーから各機器への補給	重大事故等対応要員	2	40分以内		タンクローリーからガスタービン発電設備軽油タンクへの補給	重大事故等対応要員	2	50分以内	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>接電源供給可能な直流電源専用の交流発電機である可搬型直流発電機を配備。(川内1/2号炉、伊方3号炉と同様)</p> <p>【大飯】【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3/4号炉は、代替所内電気設備分電盤から可搬式整流器を経由して非常用直流母線への給電が可能。 ・女川2号炉は緊急用母線や変圧器等の電路を代替所内電気設備として整備している。 ・泊3号炉では、代替所内電気設備から非常用直流母線への給電はできないが、重大事故等対処設備である可搬型直流電源用発電機を用いた手段により、非常用直流母線への給電が可能。(川内1/2号炉、伊方3号炉と同様) <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉では、直流駆動低圧注水系ポンプ等へ給電するための設備を設けている。250V蓄電池は、有効性評価の全交流電源喪失シナリオへの対応のために設置する直流駆動低圧注水系ポンプへ電源を供給する設備であり、先行他社にない設備である。 <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉はガスタービン発電機専用の軽油タンクを設置しており、ガスタービン発電機への燃料補給は、軽油タンクから移送ポンプにて自動補給される。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>・泊3号炉はディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへ汲み上げた燃料を代替非常用発電機へ補給する。</p> <p>【大飯】設備の相違</p> <p>・大飯3/4号炉は、空冷式非常用発電装置、電源車及びディーゼル発電機の燃料に重油を使用する。また、設備によって使用する燃料が重油と軽油で異なるため、文章中に「燃料（重油）」又は「燃料（軽油）」と記載し、燃料補給を行う設備ごとに燃料の種類を明確にしている。</p> <p>・泊3号炉は使用する燃料が軽油のみであることから「1.14.2.4燃料の補給手順」の冒頭に「燃料は軽油」と記載し、以降の記載は省略している。使用する燃料が軽油のみなのは、女川2号炉と同様。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.15	可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視	緊急安全対策要員	2	35分	1.15	代替電源（交流、直流）からの給電	1.14にて整備			1.15	代替電源（交流、直流）からの給電	1.14にて整備			【大飯】 設備の相違① ・1.10 記載理由と同様
1.16	中央制御室空調装置の運転手順（全交流動力電源が喪失した場合）	運転員等（中央制御室） 緊急安全対策要員	1 2	70分		1.15	可搬型計測器による計測	運転員（中央制御室） 重大事故等対策要員（運転員を除く。）	1 1		55分以内	1.16	中央制御室空調装置の運転手順（常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合）	運転員（中央制御室） 災害対策要員	
	アニュラス空気浄化設備の運転手順等（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合に窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転）	運転員等（中央制御室、現場）	2	55分	1.16		チェンジングエリアの設置及び運用手順	放射線管理班員	2	90分以内	1.16		チェンジングエリアの設置及び運用手順	放管班員	
	アニュラス空気浄化設備の運転手順等（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合に可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転）	運転員等（中央制御室、現場）	2	55分		1.16	現場での原子炉建屋ブローアウトパネルの閉止手順	運転員（現場）	2	200分以内		1.16	アニュラス空気浄化設備の運転手順（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合）	運転員（中央制御室、現場） 災害対策要員	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由			
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間				
1.17	可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定	緊急安全対策要員	4	3.5時間	1.17	可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定(モニタリングポストの代替測定)	放射線管理班員	4	270分以内	1.17	可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定(モニタリングポスト及びモニタリングステーションの代替測定)	放管班員	2	190分以内	<p>【大飯】記載方針の相違 大飯は発電所海側と緊急時対策所付近に設置する可搬式モニタリングポストでの放射線量の測定を1つの項目でまとめて記載している。</p> <p>【大飯】【女川】運用方法の相違 泊は過去の審査会合指摘を受けた対応として、可搬式気象観測設備を気象観測設備の代替のほか緊急時対策所のブルーム通過方向把握用にも設置する運用としている。</p>			
	可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定	緊急安全対策要員	4	2.3時間※1		可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定(海側での測定)	放射線管理班員	2	90分以内		可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定(海側での測定)	放管班員	2	120分以内				
	可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	75分		可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定(緊急時対策建屋屋上での測定)	重大事故等対応要員	2	40分以内		可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定(緊急時対策所付近での測定)	放管班員	2	50分以内				
	可搬式放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	95分		可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	放射線管理班員	2	100分以内		放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	放管班員	2	80分以内				
	可搬式放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	60分		可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	2	100分以内		放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	放管班員	2	80分以内				
	海上モニタリング測定	緊急安全対策要員	4	2時間※2		可搬式放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	2	70分以内		放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	放管班員	2	70分以内				
	モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急安全対策要員	2	3時間		可搬式放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	2	70分以内		放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	放管班員	2	70分以内				
可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急安全対策要員	6	2時間	海上モニタリング	放射線管理班員	3	200分以内	海上モニタリング	放管班員	3	200分以内							
※1: 可搬式モニタリングポストによる代替測定でカバーできない4方位及び緊急時対策所付近に設置した場合に想定される作業時間。						モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理班員	2	390分以内	モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策	放管班員	2	340分以内	<p>【大飯】運用方法の相違 泊は過去の審査会合指摘を受けた対応として、可搬式気象観測設備を気象観測設備の代替のほか緊急時対策所のブルーム通過方向把握用にも設置する運用としている。</p>				
※2: 小型船舶が海面に着水するまでの時間を記載した。その後の一連の作業(1箇所当たり)の所要時間は、約100分。						可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理班員	2	400分以内	可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放管班員	2	170分以内					
										放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	放射線管理班員	2	20分以内	放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策		放管班員	2	30分以内
										代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	放射線管理班員	2	210分以内	可搬式気象観測設備による気象観測項目の代替測定		放管班員	2	100分以内
										モニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等	1.14と同様	モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順等	1.14と同様	可搬式気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定		放管班員	2	80分以内
																モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順等	1.14と同様	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.18	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	緊急安全対策要員	1	34分	1.18	緊急時対策所立上げの手順（緊急時対策所換気空調系運転手順）	保修班員	1	5分以内	1.18	可搬型空気浄化装置運転手順	事務局員	4	60分	【大飯】【女川】設計の相違 可搬型モニタリングポストに加え可搬型気象観測設備を用いてブルーム通過判断を行う。 【大飯】記載方針の相違 大飯はあらかじめチェン징エリアを設置していることで手順記載はない。泊は資機材移動や必要により補修を行うことを含め手順を整備（女川と同様） 【大飯】【女川】運用の相違 緊急時対策所用発電機が故障等により運転できない場合には緊急時対策所持機側から給電する設計であるが、緊急時対策所持機側も含め故障した場合を想定し、健全である緊急時対策所持機側待機所（緊急時対策所持機側指揮所）の発電機から給電できるようケーブル接続を切り替える手順を整備する。
	空気供給装置による空気供給準備手順	緊急安全対策要員	1	55分		緊急時対策所立上げの手順（緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順）	放射線管理班員	2	10分以内		空気供給装置による空気供給準備手順	事務局員	4	70分	
	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順	緊急安全対策要員	2	47分		可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定手順	1.17と同様				緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置手順	放管班員	4	30分	
	空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策本部要員	2	4分		放射線防護等に関する手順等（緊急時対策所非常用送風機から緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）への切替手順）	保修班員	1	3分以内		可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備による放射線量の測定手順	1.17と同様			
	空気供給装置への切替手順	緊急時対策本部要員	2	2分		放射線防護等に関する手順等（緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）から緊急時対策所非常用送風機への切替手順）	保修班員	1	5分以内		空気供給装置への切替手順	事務局員	4	2分	
	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策本部要員	2	2分		必要な数の要員の収容に係る手順等（チェン징エリアの設置及び運用手順）	放射線管理班員	2	20分以内		可搬型空気浄化装置への切替手順	事務局員	4	5分	
	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策本部要員	1	4分		必要な数の要員の収容に係る手順等（緊急時対策所換気空調系の切替手順）	保修班員	1	5分以内		チェン징エリアの設置及び運用手順	放管班員	2	40分	
	電源車（緊急時対策所用）準備手順	緊急安全対策要員	2	24分		代替電源設備からの給電手順（電源車による給電）	重大事故等対応要員	3	30分以内		可搬型空気浄化装置の切替手順	事務局員	4	5分	
	電源車（緊急時対策所用）起動手順	緊急時対策本部要員 緊急安全対策要員	1 1	5分		代替電源設備による通信連絡設備への給電	1.14及び1.18と同様				緊急時対策所用発電機準備手順	事務局員	4	15分	
	電源車（緊急時対策所用）の切替手順	緊急時対策本部要員	1	6分		1.19					緊急時対策所用発電機起動手順	事務局員	4	15分	
電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料給油手順	緊急安全対策要員	3	2.3時間					緊急時対策所用発電機の切替手順	事務局員	2	10分				
1.19	—	—	—	—											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 1.0.7</p> <p>有効性評価における重大事故対応時の手順について</p>	<p>添付資料 1.0.7</p> <p>有効性評価における重大事故対応時の手順について</p> <p>< 目次 ></p> <p>0. 重大事故発生における手順書間の連携 (外部電源喪失から全交流動力電源喪失に進展した場合を想定し例示) 1.0.7-2</p> <p>1. 2次冷却系からの除熱機能喪失 (主給水流量喪失時に補助給水機能が喪失する事故)..... 1.0.7-3</p> <p>2. 全交流動力電源喪失(外部電源喪失時に非常用所内 交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及び RCPシールLOCAが発生する事故)..... 1.0.7-4</p> <p>3. 全交流動力電源喪失(外部電源喪失時に非常用所内 交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故)..... 1.0.7-6</p> <p>4. 原子炉補機冷却機能喪失(原子炉補機冷却機能喪失時に RCPシールLOCAが発生する事故)..... 1.0.7-8</p> <p>5. 原子炉格納容器の除熱機能喪失(大破断LOCA時に 低圧再循環機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故)..... 1.0.7-10</p> <p>6. 原子炉停止機能喪失(主給水流量喪失時に原子炉 トリップ機能が喪失する事故)..... 1.0.7-11</p> <p>7. 原子炉停止機能喪失(負荷の喪失時に原子炉トリップ機能が喪失する事故)..... 1.0.7-13</p> <p>8. ECCS注水機能喪失 (中破断LOCA(6インチ破断)時に高圧注入機能が喪失する事故)..... 1.0.7-15</p> <p>9. ECCS注水機能喪失 (中破断LOCA(4インチ破断)時に高圧注入機能が喪失する事故)..... 1.0.7-17</p> <p>10. ECCS注水機能喪失 (中破断LOCA(2インチ破断)時に高圧注入機能が喪失する事故)..... 1.0.7-19</p> <p>11. ECCS再循環機能喪失 (大破断LOCA時に低圧再循環機能及び高圧再循環機能が喪失する事故)..... 1.0.7-21</p> <p>12. 格納容器バイパス(インターフェイスシステムLOCA)..... 1.0.7-22</p> <p>13. 格納容器バイパス (蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故)..... 1.0.7-24</p> <p>14. 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損), 原子炉圧力容器外の熔融燃料-冷却材相互作用及び熔融 炉心・コンクリート相互作用(大破断LOCA時に低圧注入機能, 高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故)..... 1.0.7-26</p> <p>15. 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過温破損) 及び高圧熔融物放出/格納容器雰囲気直接加熱 (外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能が喪失する事故).... 1.0.7-28</p> <p>16. 水素燃焼(大破断LOCA時に低圧注入機能及び高圧注入機能が喪失する事故)..... 1.0.7-30</p> <p>17. 想定事故1(使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失することにより, 使用済燃料ピット内の水の温度が上昇し、蒸発により水位が低下する事故)..... 1.0.7-32</p> <p>18. 想定事故2(サイフォン現象等により使用済燃料ピット内の水の小規模な 喪失が発生し、使用済燃料ピットの水位が低下する事故)..... 1.0.7-33</p>	<p>女川との比較において、有効性評価における重要事故シーケンス等の相違、BWR固有の設備や対応手段の相違等から、PWRの最新審査実績である大飯と比較する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	19. 崩壊熱除去機能喪失(余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失) (燃料取出前のミッドループ運転中に余熱除去機能が喪失する事故)..... 1.0.7-34 20. 全交流動力電源喪失(燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失する とともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故)..... 1.0.7-35 21. 原子炉冷却材の流出(燃料取出前のミッドループ運転中に 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能が喪失する事故)..... 1.0.7-36 22. 反応度の誤投入(原子炉起動時に、化学体積制御系の弁の誤作動等により 原子炉へ純水が流入する事故)..... 1.0.7-37	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について

大飯発電所 3 / 4 号炉		泊発電所 3号炉		相違理由
番号	重要事故シーケンス	番号	重要事故シーケンス等	
①	重大事故発生時におけるマニュアル間の連携（全交流動力電源喪失時の例）	0	重大事故発生における手順書間の連携	記載方針の相違 泊は、原子炉停止機能喪失（負荷の喪失時に原子炉トリップ機能が喪失する事故）を含めた有効性評価におけるすべての重要事故シーケンス等について手順書との比較を行っている。（女川審査実績の反映） 記載表現の相違
①	2次冷却系からの除熱機能喪失（主給水流量喪失+補助給水失敗）	1	2次冷却系からの除熱機能喪失（主給水流量喪失時に補助給水機能が喪失する事故）	
②	全交流動力電源喪失（外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA）	2	全交流動力電源喪失（外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故）	
③	全交流動力電源喪失（外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失）	3	全交流動力電源喪失（外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故）	
④	原子炉補機冷却機能喪失（原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA）	4	原子炉補機冷却機能喪失（原子炉補機冷却機能喪失時にRCPシールLOCAが発生する事故）	
⑤	原子炉格納容器の除熱機能喪失（大破断LOCA+低圧再循環失敗+格納容器スプレイ注入失敗）	5	原子炉格納容器の除熱機能喪失（大破断LOCA時に低圧再循環機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故）	
⑥	原子炉停止機能喪失（主給水流量喪失+原子炉トリップ失敗）	6	原子炉停止機能喪失（主給水流量喪失時に原子炉トリップ機能が喪失する事故）	
⑦	ECCS注水機能喪失（中破断LOCA（6インチ破断）+高圧注入失敗）	7	原子炉停止機能喪失（負荷の喪失時に原子炉トリップ機能が喪失する事故）	
⑧	ECCS注水機能喪失（中破断LOCA（4インチ破断）+高圧注入失敗）	8	ECCS注水機能喪失（中破断LOCA（6インチ破断）時に高圧注入機能が喪失する事故）	
⑨	ECCS注水機能喪失（中破断LOCA（2インチ破断）+高圧注入失敗）	9	ECCS注水機能喪失（中破断LOCA（4インチ破断）時に高圧注入機能が喪失する事故）	
⑩	ECCS再循環機能喪失（大破断LOCA+高圧再循環失敗+低圧再循環失敗）	10	ECCS注水機能喪失（中破断LOCA（2インチ破断）時に高圧注入機能が喪失する事故）	
⑪	格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	11	ECCS再循環機能喪失（大破断LOCA時に低圧再循環機能及び高圧再循環機能が喪失する事故）	
⑫	格納容器バイパス（蒸気発生器伝熱管破損+破損側蒸気発生器の隔離失敗）	12	格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	
⑬	格納容器過圧破損、原子炉圧力容器外の熔融燃料-冷却材相互作用及び熔融炉心・コンクリート相互作用（大破断LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗）	13	格納容器バイパス（蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故）	
⑭	高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱及び格納容器過温破損（全交流電源喪失+補助給水失敗）	14	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）、原子炉圧力容器外の熔融燃料-冷却材相互作用及び熔融炉心・コンクリート相互作用（大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故）	
⑮	水素燃焼（大破断LOCA+ECCS注入失敗）	15	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）及び高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱（外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能が喪失する事故）	
⑯	想定事故1（使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の故障）	16	水素燃焼（大破断LOCA時に低圧注入機能及び高圧注入機能が喪失する事故）	
⑰	想定事故2（使用済燃料ピット冷却系配管の破断）	17	想定事故1（使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失することにより、使用済燃料ピット内の水の温度が上昇し、蒸気により水位が低下する事故）	
⑱	崩壊熱除去機能喪失（余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）（燃料取出前のミッドループ運転中に余熱除去機能が喪失する事故）	18	想定事故2（サイフォン現象等により使用済燃料ピット内の水の小規模な喪失が発生し、使用済燃料ピットの水位が低下する事故）	
⑲	全交流動力電源喪失（燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失）	19	崩壊熱除去機能喪失（余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）（燃料取出前のミッドループ運転中に余熱除去機能が喪失する事故）	
⑳	原子炉冷却材の流出（ミッドループ運転中の原子炉冷却材流出）	20	全交流動力電源喪失（燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故）	
㉑	反応度の誤投入（原子炉起動時に、化学体積制御系の弁の誤作動等により原子炉へ純水が流入する事故）	21	原子炉冷却材の流出（燃料取出前のミッドループ運転中に原子炉冷却材圧力バウンダリ機能が喪失する事故）	
		22	反応度の誤投入（原子炉起動時に、化学体積制御系の弁の誤作動等により原子炉へ純水が流入する事故）	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故発生におけるマニュアル間の連携（外部電源喪失から全交流動力電源喪失に進展した場合を想定し例示）</p> <p>発電室 当直</p> <p>この手順書は、外部電源喪失から全交流動力電源喪失に進展した場合を想定し、発電室当直が実施する手順を詳細に示している。主要なステップとして、外部電源喪失の検出、緊急停止の発令、保安電源の確保、そして発電機や変圧器の再起動などが挙げられる。また、各種保護装置の動作確認や、運転員の連携も重要な要素として記載されている。</p>	<p>重大事故発生における手順書間の連携（外部電源喪失から全交流動力電源喪失に進展した場合を想定し例示）</p> <p>この手順書は、外部電源喪失から全交流動力電源喪失に進展した場合を想定し、発電室当直が実施する手順を詳細に示している。主要なステップとして、外部電源喪失の検出、緊急停止の発令、保安電源の確保、そして発電機や変圧器の再起動などが挙げられる。また、各種保護装置の動作確認や、運転員の連携も重要な要素として記載されている。</p>	<p>手順書名称の相違（以降、相違理由を省略）</p> <p>記載表現の相違（以降、相違理由を省略）</p> <p>手順書の構成の相違 泊は緊急処置編（第1部）に、事象判別及び事象初期の対応処置を行うための手順書である「事故直後の操作および事象の判別」を整備している。（玄海と同様）（以降、相違理由を省略）</p> <p>手順書構成の相違 泊は、二次文書である「重大事故等および大規模損壊対応要領」に基づく下部規程（三次文書）に可搬型重大事故等対応設備を用いた発電用原子炉への注水等の手順書を整備している。（以下、相違理由を省略）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【事故時対応手順(要)】</p> <p>【SA 所収(要)】</p> <p>① 2号炉事故からの炉内温度異常発生による炉内温度異常発生に伴う炉内温度異常発生時の対応手順</p> <p>② 2号炉事故からの炉内温度異常発生による炉内温度異常発生に伴う炉内温度異常発生時の対応手順</p>	<p>【事故時対応手順(要)】</p> <p>【SA 所収(要)】</p> <p>① 2号炉事故からの炉内温度異常発生による炉内温度異常発生に伴う炉内温度異常発生時の対応手順</p> <p>② 2号炉事故からの炉内温度異常発生による炉内温度異常発生に伴う炉内温度異常発生時の対応手順</p>	<p>有効性評価に係る解析結果の相違、設計の相違等については、有効性評価まとめ資料にて整理する。(以降、相違理由は省略)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>【SA所運用】</p> <p>【事故時操作手順(要)】</p> <p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p>	<p>【SA所運用】</p> <p>【事故時操作手順(要)】</p> <p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>②「全交流動力電源喪失（外部電源喪失+非常用内交電源喪失+原子炉抽換冷却機能喪失+RCPシールドLOCA）(2/3)</p>	<p>②「全交流動力電源喪失（外部電源喪失+非常用内交電源喪失+原子炉抽換冷却機能喪失+RCPシールドLOCA）(2/3)</p>	<p>相違理由</p>
<p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p>	<p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p>	<p>相違理由</p>
<p>【SA 圧源(家)】</p>	<p>【SA 圧源(家)】</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【SA 所置図表】</p> <p>【7号機時操作手順(仮)】</p>	<p>【7号機時操作手順(仮)】</p>	<p>相違理由</p>
<p>③ 「全交流動力電源喪失」非常用内交直流電源喪失+原子炉制圧弁機能喪失」(1/2)</p> <p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p> <p>④ 「全交流動力電源喪失」外部電源喪失+非常用内交直流電源喪失+原子炉制圧弁機能喪失」(1/2)</p> <p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p>	<p>③ 「全交流動力電源喪失」非常用内交直流電源喪失+原子炉制圧弁機能喪失」(1/2)</p> <p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p>	<p>相違理由</p>
<p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p>	<p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>④ 「原子炉補機冷却機能喪失（原子炉補機冷却機能喪失+RC P-SN-LOCA）」 (U/3)</p> <p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p> <p>【運転時操作手順(案)】</p> <p>【SA: 所定案】</p>	<p>④ 「原子炉補機冷却機能喪失（原子炉補機冷却機能喪失+RC P-SN-LOCA）」 (U/2)</p> <p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p> <p>【運転時操作手順(案)】</p> <p>【SA: 所定案】</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③ 「原子炉補機冷卻機能喪失（原子炉補機冷卻機能喪失+RCPシールドLOCA）」(2/3)</p> <p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p> <p>【事故時操作手順(案)】</p> <p>【SA 所収(案)】</p>	<p>④ 「原子炉補機冷卻機能喪失（原子炉補機冷卻機能喪失時にRCPシールドLOCAが発生する手順）」(2/2)</p> <p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p> <p>【運転要領(案)】</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑤ 「原子炉格納容器の除熱機能喪失（大破断 LOCA + 低圧内筒破断機軸失致 + 格納容器スプレイ注入失敗）」(1/2)</p>	<p>⑤ 「原子炉格納容器の除熱機能喪失（大破断LOCA時に低圧内筒破断機軸失致併発格納容器スプレイ注入機能が喪失する単位）」</p>	
<p>【解説上の対比手順の概要フロー】</p>	<p>【解説上の対比手順の概要フロー】</p>	
<p>【SA 所達案】</p> <p>【事後的操作手順案】</p> <p>【SA 所達案】</p> <p>【事後的操作手順案】</p>	<p>【SA 所達案】</p> <p>【事後的操作手順案】</p> <p>【SA 所達案】</p> <p>【事後的操作手順案】</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑤ 「原子炉格納容器の除熱機能喪失（A級断LOCA+低圧再始動機能喪失+格納容器スプレイズ注入失敗）(2/2)」</p> <p>【格納容器の除熱機能喪失+格納容器スプレイズ注入失敗】(2/2)</p> <p>【格納容器の除熱機能喪失+格納容器スプレイズ注入失敗】(2/2)</p> <p>【格納容器の除熱機能喪失+格納容器スプレイズ注入失敗】(2/2)</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>⑧ 「原子炉停止機能喪失(主給水流量異常時+原子炉トリップ発動)」(1/3)</p> <p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p> <p>【事故時操作手順(概要)】</p> <p>【SA 所重(要)】</p>	<p>⑥ 原子炉停止機能喪失(主給水流量異常時)に原子炉トリップ機能が果たす手順(1/2)</p> <p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p> <p>【SA 所重(要)】</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>⑥ 「原子炉停止機能喪失(主給水循環喪失)時+原子炉トリップ失敗」(2/3)</p> <p>【操作手順上の対応手順の概要フロー】</p> <p>【発生時操作手順概要】</p> <p>【SA 所選(家)】</p> <p>⑦ 「原子炉停止機能喪失(主給水循環喪失)時+原子炉トリップ失敗」(2/2)</p> <p>【操作手順上の対応手順の概要フロー】</p> <p>⑧ 「原子炉停止機能喪失(主給水循環喪失)時+原子炉トリップ失敗」(2/2)</p> <p>【操作手順上の対応手順の概要フロー】</p>	<p>⑥ 「原子炉停止機能喪失(主給水循環喪失)時+原子炉トリップ失敗」(2/3)</p> <p>【操作手順上の対応手順の概要フロー】</p> <p>【発生時操作手順概要】</p> <p>【SA 所選(家)】</p> <p>⑦ 「原子炉停止機能喪失(主給水循環喪失)時+原子炉トリップ失敗」(2/2)</p> <p>【操作手順上の対応手順の概要フロー】</p> <p>⑧ 「原子炉停止機能喪失(主給水循環喪失)時+原子炉トリップ失敗」(2/2)</p> <p>【操作手順上の対応手順の概要フロー】</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑥ 原子炉停止機能喪失(定格流量基準喪失時+原子炉トリップ失効)(3/3)</p>		
<p>【管轄上の対応手順の概要フロー】</p>		
<p>【事故時機中用(仮)】</p>		
<p>【SA 所慮(仮)】</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>大飯発電所3/4号炉 運転要領(案)</p> <p>大飯発電所3/4号炉 緊急停止時の対応手順(案)</p> <p>7. 原子炉停止機能喪失（負荷増大時）原子炉トリップ機能が喪失する事象（2/2） 解析上の対応手順の概要フロー</p> <p>大飯発電所3/4号炉 緊急停止時の対応手順(案)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>【SA 所感係】</p> <p>【事故時操作所感係】</p> <p>【操作上の対応手順の概要フロー】</p> <p>⑦ ECCS注水機能喪失(中継断LOCA(6インチ断開)+高圧注入失敗) (2/3)</p>	<p>【SA 所感係】</p> <p>【事故時操作所感係】</p> <p>【操作上の対応手順の概要フロー】</p> <p>⑧ ECCS注水機能喪失(中継断LOCA(6インチ断開)時に高圧注入機能喪失する事象) (2/2)</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑧ BCS 注水機能喪失(中断時 LDCM4 インターロック解除+ 高圧注入停止) (U/3)</p> <p>【操作上の対応手順の概要フロー】</p> <p>【事故時操作手順(節)】</p> <p>【ISA 所定(節)】</p>	<p>⑨ BCS注水機能喪失(中絶時LDCM4 インターロック解除) 時に高圧注入機能が喪失する事象 (U/2)</p> <p>【操作上の対応手順の概要フロー】</p> <p>【事故時操作手順(節)】</p> <p>【ISA 所定(節)】</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑧ EDCS 圧力制御系(中間系)LOCA(4インチ期間)起動手順(大飯炉) (3/3)</p> <p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p> <p>【事故時操作手順(※)】</p> <p>【SA 所違(※)】</p>		
<p>⑨ 圧力制御系(中間系)LOCA(4インチ期間)起動手順(大飯炉) (3/3)</p> <p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p> <p>【事故時操作手順(※)】</p> <p>【SA 所違(※)】</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>① 「格納容器・バイパス(インターフェースシステム)LOCA」(2/2)</p> <p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p> <p>【現地操作手順概要】</p>	<p>② 「格納容器・バイパス(インターフェースシステム)LOCA」(2/2)</p> <p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p> <p>【現地操作手順概要】</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑤ 「格納容器ハイパス（蒸気発生器冷却管破損+凝縮側蒸気発生器の漏洩失敗）」（2/2）</p> <p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p> <p>【SA所運用部】</p> <p>【事故時操作手順概要】</p>	<p>⑤ 「格納容器ハイパス（蒸気発生器冷却管破損+凝縮側蒸気発生器の漏洩失敗）」（2/2）</p> <p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p> <p>【SA所運用部】</p> <p>【事故時操作手順概要】</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③ 「格納容器蓋二破損、原子炉圧力容器外の溶融燃料一冷却材相互作用及び溶融燃料・コンタクトリード相互作用（大破断LOCA+BCCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗）（L3）」</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
<p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p>	<p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p>	
<p>【事故時操作手順(要)】</p>	<p>【事故時操作手順(要)】</p>	
<p>【SA 新追加】</p>	<p>【SA 新追加】</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>⑤ 「格納容器過圧破損、原子炉圧力容器部外の溶融燃料一浴炉材相互作用及び溶融炉心・コンクリート相互作用（大破断 LOCA+ECCS 圧入失敗+格納容器スプライン失敗）」 (2/3)</p>	<p>⑤ 溶融炉心・溶融燃料一浴炉材相互作用及び溶融炉心・コンクリート相互作用による格納容器過圧破損、原子炉圧力容器部外の溶融燃料一浴炉材相互作用及び溶融炉心・コンクリート相互作用の概要フロー</p>	
<p>【解放時操作手順(要)】</p>	<p>【解放時操作手順(要)】</p>	
<p>【SA 手順(要)】</p>	<p>【SA 手順(要)】</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について

⑧ 格納容器過圧破損、原子炉圧力容器外の溶融燃料・冷却材相互作用及び溶融炉心・コンクリート相互作用（大破損 LOCA+ ECCS 注入失敗+格納容器スプレイ失敗）(3/3)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p> <p>【本稼時操作手順(案)】</p> <p>【SA 所収(案)】</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>④ 「高圧溶融物放出/格納容器閉気圧加熱及び格納容器過温保護(全交直電力電源喪失+補助給水失効)」(1/3)</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
<p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p>	<p>【運転時操作手順(実)】</p>	<p>相違理由</p>
<p>【SA 所選案】</p>	<p>運転時操作手順(表)</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所 3/4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>⑤ 「水素燃焼大破断 LOCA+ ECCS 注入失敗」 (2/3)</p> <p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p> <p>⑥ 水素燃焼大破断 LOCA+ ECCS 注入失敗時の対応手順の概要フロー (2/2)</p>	<p>⑤ 「水素燃焼大破断 LOCA+ ECCS 注入失敗」 (2/3)</p> <p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p> <p>⑥ 水素燃焼大破断 LOCA+ ECCS 注入失敗時の対応手順の概要フロー (2/2)</p>	<p>相違理由</p>
<p>【SA 所収部】</p> <p>① 解析手順として既知な点のない場合は、たとえその後に成り立って仕方のステップに移動する。 ② 現段階等で同行に良好な結果を得る場合は、その解析を継続することとし、次のステップに移行する。</p>	<p>⑤ 「水素燃焼大破断 LOCA+ ECCS 注入失敗」 (2/3)</p> <p>【解析上の対応手順の概要フロー】</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>①想定事故2（使用済燃料ピットと冷却系配管の破損）(9/2)</p> <p>【燃料上の対応手順の概要フロー】</p> <p>【SAI所達案】</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>④ 全交流動力電源喪失（燃料取出前のシットダウン運転中に外部電源喪失・非常用電源の交流電源喪失・非常用電源の交流電源喪失）（1.7.2）</p> <p>【操作上の対応手順の概要フロー】</p> <p>【事故時操作手順(要)】</p> <p>【SA所達後】</p>	<p>④ 全交流動力電源喪失（燃料取出前のシットダウン運転中に外部電源喪失・非常用電源の交流電源喪失・非常用電源の交流電源喪失）（1.7.2）</p> <p>【操作上の対応手順の概要フロー】</p> <p>【事故時操作手順(要)】</p> <p>【SA所達後】</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑧ 「原子炉格納材の取出（シドロープ運転中の原子炉格納材取出）」(2/2)</p> <p>【格納材の取出（シドロープ）】</p> <p>【事故時操作手順(要)】</p> <p>【SA 所収(要)】</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 1.0.10</p> <p>重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制について</p>	<p>添付資料 1.0.10</p> <p>重大事故等時の体制について</p> <p>< 目次 ></p> <p>1. 重大事故等対策に係る体制の概要.....1.0.10-1</p> <p>(1) 体制の概要.....1.0.10-1</p> <p>(2) 重大事故等に対処する要員の確保に関する基本的な考え方.....1.0.10-2</p> <p>(3) 重大事故等対策における判断者及び操作者について.....1.0.10-2</p> <p>a. 判断者の明確化.....1.0.10-2</p> <p>b. 操作者の明確化.....1.0.10-3</p> <p>2. 女川原子力発電所における重大事故等対策に係る体制について.....1.0.10-4</p> <p>(1) 発電所対策本部の体制概要.....1.0.10-4</p> <p>a. 所長(原子力防災管理者)の役割.....1.0.10-4</p> <p>b. 発電所対策本部の構成.....1.0.10-4</p> <p>c. 重大事故等対策要員が活動する施設.....1.0.10-6</p> <p>(2) 発電所対策本部の要員参集.....1.0.10-6</p> <p>a. 運転員.....1.0.10-7</p> <p>b. 発電所内に常駐している重大事故等対策要員(運転員を除く。).....1.0.10-8</p> <p>c. 発電所外から発電所に参集する重大事故等対策要員.....1.0.10-8</p> <p>(3) 通報連絡.....1.0.10-9</p> <p>(4) 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について.....1.0.10-9</p> <p>a. プラント状況、重大事故等への対応状況の情報共有.....1.0.10-9</p> <p>b. 指示・命令、報告.....1.0.10-10</p> <p>c. 本店対策本部との情報共有.....1.0.10-10</p> <p>(5) 交替要員の考え方.....1.0.10-11</p> <p>(6) 放射性雲通過前後の体制の移行.....1.0.10-11</p> <p>a. 放射性雲通過前.....1.0.10-11</p> <p>b. 放射性雲通過中.....1.0.10-12</p> <p>c. 放射性雲通過後.....1.0.10-12</p> <p>3. 発電所外における重大事故等対策に係る体制について.....1.0.10-13</p> <p>(1) 本店対策本部.....1.0.10-13</p> <p>a. 本店対策本部の体制概要.....1.0.10-13</p>	<p>添付資料 1.0.10</p> <p>重大事故等時の体制について</p> <p>< 目次 ></p> <p>1. 重大事故等対策に係る体制の概要.....1.0.10-1</p> <p>(1) 体制の概要.....1.0.10-1</p> <p>(2) 重大事故等に対処する要員の確保に関する基本的な考え方.....1.0.10-2</p> <p>(3) 重大事故等対策における判断者及び操作者について.....1.0.10-2</p> <p>a. 判断者の明確化.....1.0.10-2</p> <p>b. 操作者の明確化.....1.0.10-3</p> <p>2. 泊発電所における重大事故等対策に係る体制について.....1.0.10-3</p> <p>(1) 発電所対策本部の体制概要.....1.0.10-3</p> <p>a. 所長(原子力防災管理者)の役割.....1.0.10-3</p> <p>b. 発電所対策本部の構成.....1.0.10-4</p> <p>c. 発電所災害対策要員が活動する施設.....1.0.10-6</p> <p>(2) 発電所対策本部の要員参集.....1.0.10-7</p> <p>a. 運転員.....1.0.10-7</p> <p>b. 発電所内に常駐している発電所災害対策要員(運転員を除く。).....1.0.10-8</p> <p>c. 発電所外から発電所に参集する発電所災害対策要員.....1.0.10-10</p> <p>(3) 通報連絡.....1.0.10-12</p> <p>(4) 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について.....1.0.10-12</p> <p>a. プラント状況、重大事故等への対応状況の情報共有.....1.0.10-12</p> <p>b. 指示・命令、報告.....1.0.10-13</p> <p>c. 本店対策本部との情報共有.....1.0.10-13</p> <p>(5) 中央制御室-発電所対策本部間の情報連絡.....1.0.10-13</p> <p>a. 連絡経路について.....1.0.10-13</p> <p>b. 連絡内容について.....1.0.10-14</p> <p>c. 連絡中の運転操作について.....1.0.10-14</p> <p>d. まとめ.....1.0.10-14</p> <p>(6) 交代要員の考え方.....1.0.10-14</p> <p>3. 発電所外における重大事故等対策に係る体制について.....1.0.10-16</p> <p>(1) 本店対策本部.....1.0.10-16</p> <p>a. 本店対策本部の体制概要.....1.0.10-16</p>	<p>目次では相違箇所の着色及び相違理由の記載をせず、1.0.10-4 ページ以降の具体的な内容にて記載する。</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	b. 本店対策本部設置までの流れ.....1.0.10-14	b. 本店対策本部設置までの流れ.....1.0.10-17	
	c. 広報活動.....1.0.10-14	c. 広報活動.....1.0.10-18	
	(2) 原子力事業所災害対策支援拠点.....1.0.10-15	(2) 原子力事業所災害対策支援拠点.....1.0.10-18	
	(3) 中長期的な体制.....1.0.10-15	(3) 中長期的な体制.....1.0.10-19	
	第1表 体制の区分と緊急時活動レベル(EAL).....1.0.10-16	表1 防災体制の区分.....1.0.10-20	
	第2表 所長(原子力防災管理者)不在時の代行順位...1.0.10-17	表2 警戒事象, 原災法第10条第1項及び原災法第15条 第1項に該当する事象の整理表.....1.0.10-20	
	第1図 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (第2緊急体制・参集要員招集後).....1.0.10-18	図1 泊発電所 原子力防災組織 体制図 (参集要員招集後).....1.0.10-22	
	第2図 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (第2緊急体制・複数号炉同時被災発生時)....1.0.10-19	図2 泊発電所 原子力防災組織 体制図 (原子力緊急事態体制・複数号炉同時被災発生時)1.0.10-23	
	第3図 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (夜間及び休日).....1.0.10-20	図3 泊発電所 原子力防災組織 体制図 (夜間及び休日).....1.0.10-24	
	第4図 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (放射性雲通過時).....1.0.10-21	図4 泊発電所 原子力防災組織 体制図 (ブルーム通過時).....1.0.10-25	
	第5図 中央制御室運転員の体制 (2号炉運転中の場合).....1.0.10-22	図5 中央制御室運転員の体制 (3号炉の原子炉容器に燃料が 装荷されている場合).....1.0.10-26	
	第6図 中央制御室運転員の体制 (2号炉停止中の場合).....1.0.10-22	図6 中央制御室運転員の体制 (3号炉の原子炉容器に燃料が 装荷されていない場合).....1.0.10-26	
	第7図 発電所における体制発令と要員の非常招集...1.0.10-23	図7 発電所における体制発令と要員の非常招集.....1.0.10-27	
	第8図 自動呼出システムによる非常招集連絡.....1.0.10-24	図8 緊急時の呼び出しシステムによる非常招集連絡...1.0.10-28	
	第9図 重大事故等発生からの 重大事故等対策要員の動き.....1.0.10-25	図9 重大事故等発生からの 発電所災害対策要員の動き.....1.0.10-29	
	第10図 重大事故等対策要員の非常招集の流れ.....1.0.10-26	図10 発電所災害対策要員の非常招集の流れ.....1.0.10-30	
	第11図 緊急時対策所内における各機能班, 本店対策本部との 情報共有イメージ.....1.0.10-27	図11 緊急時対策所内のレイアウト, 情報共有のイメージ.....1.0.10-31	
	第12図 重大事故等発生時の支援体制(概要).....1.0.10-28	図12 重大事故等発生時の支援体制(概要).....1.0.10-32	
	第13図 本店対策本部の構成.....1.0.10-29	図13 本店対策本部の構成.....1.0.10-33	
	第14図 本店における体制発令と要員の非常招集.....1.0.10-30	図14 本店における体制発令と要員の非常招集.....1.0.10-34	
	第15図 全面緊急事態発生時の情報発信体制.....1.0.10-31	図15 全面緊急事態発生時の情報発信体制.....1.0.10-35	
	第16図 本店対策本部及び 原子力事業所災害対策支援拠点の構成.....1.0.10-32	図16 本店対策本部及び 原子力事業所災害対策支援拠点の構成.....1.0.10-36	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別紙1 女川原子力発電所における発電所対策本部体制と 指揮命令及び情報の流れ.....1.0.10-別紙1-1</p> <p>別紙2 重大事故等発生時における自衛消防隊の 体制について.....1.0.10-別紙2-1</p> <p>別紙3 重大事故等発生時における重大事故等 対策要員の動き.....1.0.10-別紙3-1</p> <p>別紙4 緊急時対策所における主要な 資機材一覧.....1.0.10-別紙4-1</p> <p>別紙5 重大事故等対策要員による 通報連絡について.....1.0.10-別紙5-1</p> <p>別紙6 原子力事業所災害対策支援拠点について..1.0.10-別紙6-1</p> <p>別紙7 発電所構外からの要員参集について.....1.0.10-別紙7-1</p> <p>補足1 発電課長による運転員への操作指示/ 確認手順について.....1.0.10-補足1-1</p> <p>補足2 発電所が締結している医療協定について..1.0.10-補足2-1</p>	<p>別紙1 泊発電所における発電所対策本部体制と指揮命令 及び情報の流れ.....1.0.10-別紙1-1</p> <p>別紙2 重大事故等発生時における初期消火要員の 体制について.....1.0.10-別紙2-1</p> <p>別紙3 重大事故等発生時における発電所災害 対策要員の動き.....1.0.10-別紙3-1</p> <p>別紙4 緊急時対策所における主要な 資機材の一覧.....1.0.10-別紙4-1</p> <p>別紙5 発電所災害対策要員による 通報連絡について.....1.0.10-別紙5-1</p> <p>別紙6 原子力事業所災害対策支援拠点について..1.0.10-別紙6-1</p> <p>別紙7 発電所構外からの要員参集について.....1.0.10-別紙7-1</p> <p>補足1 発電課長(当直)による運転員への操作指示/ 確認手順について.....1.0.10-補足1-1</p> <p>補足2 発電所が締結している医療協定について..1.0.10-補足2-1</p> <p>補足3 送配電部門の法的分離に伴う 本店原子力防災組織について.....1.0.10-補足3-1</p>	

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所において重大事故等及び大規模損壊を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止その他必要な活動を円滑に行うため、原子力防災管理者(所長)は、原子力防災体制等を発令し、原子力防災管理者を本部長とする発電所原子力緊急時対策本部(以下「発電所対策本部」という。)を設置することとしており、大飯発電所原子炉施設保安規定(案)に以下のとおり記載する予定としている。</p> <p>第131条(通報) 各課(室)長は、警戒事象が発生した場合、または特定事象等^{*1}が発生した場合は、第129条に定める経路に従って所長に報告する。 2. 所長は、警戒事象の発生、または特定事象等の発生について報告を受け、もしくは自ら発見した場合は、第129条に定める経路に従って社内および社外関係機関に連絡または通報する。</p> <p>第132条(原子力防災体制等の発令) 所長は、警戒事象の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、警戒体制を発令して、発電所警戒本部の要員を召集し、発電所警戒本部を設置する。 所長は、警戒体制、または原子力防災体制を発令した場合は、直ちに原子力発電部門統括に報告する。 2. 所長は、特定事象等の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、原子力防災体制を発令して、発電所原子力緊急時対策本部の要員を召集し、発電所原子力緊急時対策本部を設置する。 所長は、原子力防災体制を発令した場合は、直ちに原子力発電部門統括に報告する。</p> <p>また、通報、発令、対策本部の設置等は、原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第7条に基づき作成している大飯発電所原子力事業者防災業務計画(以下「防災業務計画」という。)に定めている。 防災業務計画には、発電所に原子力防災組織、及び原子力防災要員を置くこと、並びにこれを支援するため本店(原子力事業本部(若狭)を含む。以下、同じ。)に対策本部を設置することを規定している。これらの組織により全社として、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策について実施できるようにしておくこ</p>	<p>1. 重大事故等対策に係る体制の概要 発電所において、重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止その他必要な活動を円滑に行うため、所長(原子力防災管理者)は、事象に応じて警戒対策体制、第1又は第2緊急体制(以下「緊急体制」という。)を発令し、所長(原子力防災管理者)を本部長とする警戒対策本部又は緊急時対策本部(以下「発電所対策本部」という。)を設置する(第1表)。</p> <p>また、発電所における緊急体制の発令を受けた本店は、警戒対策体制、第1又は第2緊急体制を発令し、本店に警戒対策本部又は緊急時対策本部(以下「本店対策本部」という。)を設置する。</p> <p>発電用原子炉施設に異常が発生し、その状況が原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第10条第1項に基づく特定事象である場合の通報、体制の発令、対策本部の設置等については、原災法第7条に基づき作成している女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画(以下「防災業務計画」という。)に定めている。防災業務計画には、発電所対策本部の設置、原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び原子力防災要員(以下「原子力防災要員等」という。)を置くこと、並びにこれを支援するため本店対策本部を設置することを規定している。これらの組織により全社として原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策を実施できるようにしておくことで、原災法第3条で求められる原子力事業者の責務を果たしている。</p> <p>原子炉施設の異常時には、発電所対策本部の対応が事象収束に対して有効に機能するように、保安規定及び手順書において、防災訓練等を通じて平時から機能の確認を行う。 本資料では、重大事故等発生時、即ち、原災法第10条第1項に基づく特定事象が発生して、女川原子力発電所に発電所対策本部を設置し、本店に本店対策本部を設置した場合における体制について示す。</p>	<p>1. 重大事故等対策に係る体制の概要 発電所において、重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止その他必要な活動を円滑に行うため、所長(原子力防災管理者)は、事象に応じて原子力防災準備体制、原子力応急事態体制又は原子力緊急事態体制(以下「防災体制」という。)を発令し、所長(原子力防災管理者)を本部長とする原子力災害対策本部(以下「発電所対策本部」という。)を設置する。(表1、表2)</p> <p>また、発電所における防災体制の発令を受けた本店は、原子力防災準備体制、原子力応急事態体制又は原子力緊急事態体制を発令し、本店に本店警戒対策本部又は原子力災害対策本部(以下「本店対策本部」という。)を設置する。</p> <p>発電用原子炉施設に異常が発生し、その状況が原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第10条第1項に基づく特定事象である場合の通報、体制の発令、対策本部の設置等については、原災法第7条に基づき作成している泊発電所原子力事業者防災業務計画(以下「防災業務計画」という。)に定めている。防災業務計画には、発電所対策本部の設置、原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び原子力防災要員(以下「原子力防災要員等」という。)を置くこと、並びにこれを支援するために本店対策本部を設置することを規定している。これらの組織により全社(全社とは、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のことをいい、以下同様とする。))として原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施できるようにしておくことで、原災法第3条で求められる原子力事業者の責務を果たしている。</p> <p>発電用原子炉施設の異常時には、発電所対策本部の対応が事象収束に対して有効に機能するように、保安規定及び手順書において、防災訓練等を通じて平時から機能の確認を行う。 本資料では、重大事故等発生時、すなわち、原災法第10条第1項に基づく特定事象が発生して、泊発電所に発電所対策本部を設置し、本店に本店対策本部を設置した場合における体制について示す。</p>	<p>重大事故等時の体制については、類型に関係なく共通的な事項であることから、最新審査実績反映の比較対象プラントとして選定した女川と比較する。大飯とは資料構成が大きく異なることから比較せず、マーキング()を施している。</p> <p>防災体制の名称の相違(以降、相違理由を省略) 運用の相違 泊は、防災体制の区分にかかわらず原子力災害対策本部を設置する。(伊方、支海、島根と同様) 記載表現の相違</p> <p>名称の相違(以降、相違理由を省略) 記載方針の相違 送配電事業の分社化に伴い追加した。(以降、相違理由を省略) (島根と同様) 記載表現の相違 防災業務計画の記載に合わせた。 記載表現の相違 記載表現の相違 名称の相違(以下、相違理由を省略)</p>

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>とで、原災法第3条で求められる原子力事業者の責務を果たしている。</p> <p>※1:原災法第10条(原子力防災管理者の通報義務等)に定める「原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象」または原災法第15条(原子力緊急事態宣言等)に定める「通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合、その他原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合」</p> <p>1. 原子力防災体制の発令と対応</p> <p>原子力防災管理者(発電所長)は警戒事象が発生した場合等には警戒体制を、原災法第10条第1項に基づく特定事象が発生した場合には原子力防災体制を発令して、警戒本部又は発電所対策本部を設置するとともに、業務計画に定める応急措置等を行うとしている。また、警戒体制又は原子力防災体制(以下「原子力防災体制等」という。)の発令を受けた本店では、本店警戒本部又は本店原子力緊急時対策本部(以下「本店対策本部」という。)を設置し、発電所を支援することとしている。</p> <p>(1) 発電所の対応(図1)</p> <p>発電所対策本部は、原子力防災管理者を本部長、原子力防災要員等を構成員として、以下の対応を行う。</p> <p>a. 施設等の立上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ会議システムの立上げ ・緊急時対策所の立上げ <p>b. 通報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事象発生時(事業所外運搬実施時を含む。)、内閣総理大臣、原子力規制委員会、関係自治体、関係機関へのファクシミリ同時送信(着信確認含む) ・原子力緊急事態支援組織への派遣要請(必要と認めるとき) <p>c. 情報の収集と報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故情報(拡大防止策、人身災害、放射線の測定結果、気象状況、収束の見通し等)の迅速かつ的確な収集並びに関係機関への報告 <p>d. 通話制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態応急対策等の活動時の保安通信を確保するため、通話制限その他必要な措置の実施(必要と認めるとき) <p>e. 応急措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導・発電所内入域制限、放射能影響範囲の推定、汚染拡大防止、線量評価、広報活動等の実施 	<p>(1) 体制の概要</p> <p>発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③現場対応、④対外対応、⑤情報管理、⑥資機材等リソース管理を有しており、①の責任者として発電所対策本部長が当たり、②～⑥の機能ごとに班を設置し、それぞれの責任者として「班長」を配置している。</p> <p>原子力防災組織の活動に当たり、各機能の責任者は情報収集を進め、それらの結果を踏まえ事故対応方針を決定する。</p> <p>あらかじめ定める手順書に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。</p> <p>②～⑥の機能を担う必要要員規模は対応すべき事故の様相、事故の進展や収束の状況により異なるが、放射性雲通過の前・中・後でも要員の規模を拡大・縮小しながら円滑な対応が可能な組織設計とする。</p> <p>また、複数号炉の同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう、運転号炉及び停止号炉に統括を配置し、発電所対策本部長の活動方針の下、対象号炉の事故影響緩和・拡大防止に係るプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等の統括を行わせる。</p> <p>(2) 重大事故等に対処する要員の確保に関する基本的な考え方</p> <p>夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)(以下「夜間及び休日」という。)において、重大事故等が発生した場合でも速やかに対策を行えるよう、発電所内に必要な重大事故等対策要員、1号炉運転員、3号炉運転員及び初期消火要員(消防車隊)(以下「重大事故等に対処する要員」という。)を常時確保する。</p>	<p>(1) 体制の概要</p> <p>発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③現場対応、④情報管理、⑤資機材等リソース管理・社外対応を有しており、①の責任者として発電所対策本部長が当たり、②～⑤の機能ごとに班を設置し、それぞれの責任者として「班長」を配置している。</p> <p>原子力防災組織の活動に当たり、各機能の責任者は情報収集を進め、それらの結果を踏まえ事故対応方針を決定する。</p> <p>あらかじめ定める手順書に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。</p> <p>②～⑤の機能を担う必要要員規模は対応すべき事故の様相、事故の進展や収束の状況により異なるが、万一ブルームが発生する事態となった場合においてもブルーム通過の前・中・後でも要員の規模を拡大・縮小しながら円滑な対応が可能な組織設計とする。</p> <p>また、複数号炉の同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう、運転号炉及び停止号炉に号機責任者を配置し、発電所対策本部長の活動方針の下、対象号炉の事故影響緩和・拡大防止に係るプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等の統括を行わせる。</p> <p>(2) 重大事故等に対処する要員の確保に関する基本的な考え方</p> <p>夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)(以下「夜間及び休日」という。)において、重大事故等が発生した場合でも速やかに対策を行えるよう、発電所内に必要な発電所災害対策要員並びに1号及び2号炉運転員(以下「重大事故等に対処する要員」という。)を常時確保する。</p> <p>また、火災発生時の消火活動に対応するため、発電所災害対策要員として消火要員を発電所内に常時確保する。</p>	<p>発電所の原子力防災組織における構成の相違</p> <p>設備の相違 泊は、原子炉格納容器破損防止対策として原子炉格納容器ベントはないことから、「万一ブルームが発生する事態となった場合においても」と記載した。 名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>名称の相違(以降、相違理由を省略) 停止号炉の相違(以降、相違理由を省略) 体制の相違(相違理由①) 泊の発電所災害対策要員は、消火要員を含</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>く他部門も含めた全社大での体制により発電所対策本部の支援を行い、本店対策本部(若狭)は、原子力部門による発電所対策本部への技術支援を行う。(図2、図3)</p> <p>なお、本店対策本部(若狭)が大規模な地震等の何らかの理由により使用できない場合、本店対策本部(中之島)へ移動し、発電所対策本部への技術支援を行う。(添付1)</p> <p>(3)外部からの支援体制の構築</p> <p>a. 原子力施設事態即応センター</p> <p>発電所に緊急事態が発生した場合、即応センターを本店対策本部(若狭)に設置し、事態収束のための支援能力を集結して行うこととしている。そのため、本店対策本部長である社長は原則として中之島から若狭に移動して災害対策活動の指揮を執ることとする。</p> <p>また、社長の移動は通常複数の陸路から状況に応じて選択するが、陸路の使用が不適当と判断した場合には、空路による移動とする。それらの経路における所要時間は以下のとおり。</p> <p>なお、移動中に本店対策本部の本部長が指揮する可能性がある内容は以下のとおりであるが、社長が中之島から若狭に移動する場合は、定められた代行者(第一順位は副社長である原子力事業本部長)が同本部を指揮する体制であること、代行者が指揮を行った場合、移動中の社長へは、携帯電話又は衛星携帯電話により連絡することが可能(ヘリ搭乗中は機長了解で使用可能)であることから通信連絡の問題は無く、逐次連絡も可能である。</p> <p>社長が若狭において指揮をとる理由として、現在、原子力事業本部は当社の原子力事業の中核であり、人材、情報等がもともと集約されている場所であり、社長はこれらの人材、情報等より得られる判断材料をもとに的確に指揮を行う必要があることから、指揮の場を若狭に移すこととしている。</p> <p><本店対策本部長が指揮する可能性のある内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全社原子力防災体制の発令 ・原子力設備班、設備班、総務班及び広報班の統括 ・本店又は原子力緊急時対策本部・非常災害対策統合本部の主催 	<p>(3)重大事故等対策における判断者及び操作者について</p> <p>a. 判断者の明確化</p> <p>重大事故等対策の判断は全て発電所にて行うこととし、本店対策本部は全社大での体制にて、発電所で実施される対策活動の支援を行う。</p> <p>運転員が使用する手順書に従い実施される事故時のプラント対応の判断は事故発生号炉の発電課長が行う。一方、あらかじめ定められた手順によらない操作及び対応については、原子炉施設の運転に関し保安の監督を職務とする発電用原子炉主任技術者の助言を踏まえ、発電所対策本部長が最終的に判断する。</p> <p>発電所対策本部で実施する対応の判断は、あらかじめ定める手順書に基づく役割分担に従い、発電所対策本部長又は各班長が行う。</p> <p>プラントの同時発災時等において複数号炉での対処が必要な事象が発生した場合、運転操作手順書に従い実施される事故時のプラント対応の判断は、事故発生号炉の発電課長が行い、発電所対策本部は各プラントの状況(発電管理班)や使用可能な設備(保修班)、事象の進展(技術班)等の状況について対策本部内で共有し、発電所対策本部長が対応すべき優先順位の最終的な判断を行う。</p> <p>なお、1号及び3号炉の対応については、各号炉の使用済燃料プールに保管されている燃料に対する必要な措置を実施することとなるが、使用済燃料プールの冷却機能を喪失した場合においても、使用済燃料プールの水温が65℃に到達するまでに1号炉は約13日間、3号炉は約15日間を要すると評価^{※1}しているため、2号炉の対応が優先される。</p> <p>※1 平成29年4月1日時点の崩壊熱量をもとに試算(添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果)</p> <p>b. 操作者の明確化</p> <p>各種手順書は、運転員が使用する運転操作手順書と重大事故等対策要員及び初期消火要員(消防車隊)が使用する発電所対策本部手順書と使用主体によって整備する。</p> <p>ただし、使用目的によっては、相互の手順の完遂により機能を達成する可能性があることから、重大事故等対処設備の操作に当たっては、中央制御室と発電所対策本部の間で緊密な情報共有を図りながら行うこととする。</p>	<p>(3)重大事故等対策における判断者及び操作者について</p> <p>a. 判断者の明確化</p> <p>重大事故等対策の判断はすべて発電所にて行うこととし、本店対策本部は全社での体制にて、発電所で実施される対策活動の支援を行う。</p> <p>運転員が使用する手順書に従い実施される事故時のプラント対応の判断は事故発生号炉の発電課長(当直)が行う。一方、あらかじめ定められた手順によらない操作及び対応については、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を職務とする発電用原子炉主任技術者の助言を踏まえ、発電所対策本部長が最終的に判断する。</p> <p>発電所対策本部で実施する対応の判断は、あらかじめ定める手順書に基づく役割分担に従い、発電所対策本部長又は各班長が行う。</p> <p>プラントの同時発災時等において複数号炉での対処が必要な事象が発生した場合、運転手順書に従い実施される事故時のプラント対応の判断は、事故発生号炉の発電課長(当直)が行い、発電所対策本部は各プラントの状況(運転班)や使用可能な設備(復旧班)、事象の進展(技術班)等の状況について対策本部内で共有し、発電所対策本部長が対応すべき優先順位の最終的な判断を行う。</p> <p>なお、1号及び2号炉の対応については、各号炉の使用済燃料ピットに保管されている燃料に対する必要な措置を実施することとなるが、使用済燃料ピットの冷却機能を喪失した場合においても、使用済燃料ピットの水温が100℃に到達するまでに1号及び2号炉は約6日間を要すると評価^{※1}しているため、3号炉の対応が優先される。</p> <p>※1 2016年1月1日時点の崩壊熱量を基に試算(添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果)</p> <p>b. 操作者の明確化</p> <p>各種手順書は、運転員が使用する運転手順書と発電所災害対策要員が使用する発電所対策本部手順書と使用主体によって整備する。</p> <p>ただし、使用目的によっては、相互の手順の完遂により機能を達成する可能性があることから、重大事故等対処設備の操作に当たっては、中央制御室と発電所対策本部の間で緊密な情報共有を図りながら行うこととする。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>名称の相違(以下、相違理由を省略)</p> <p>記載表現の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>設備名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能喪失時の水温評価結果の相違(100℃は島根同様)</p> <p>記載表現の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>体制の相違(相違理由①)</p>

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>方法</th> <th>ルート</th> <th>距離/時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東方向 陸路最短</td> <td>大阪市(中之島本店)～国道1号線～国道367号線～国道303号線～国道27号線～美浜町(一般道)～事業本部</td> <td>137km 約3時間</td> </tr> <tr> <td>東方向 時間最短</td> <td>大阪市(中之島本店)～阪神高速～名神高速～北陸道～若狭道～美浜町(高速優先)～事業本部</td> <td>192km 約2.5時間</td> </tr> <tr> <td>西方向 距離最短</td> <td>大阪市(中之島本店)～国道173号線～国道27号線～美浜町(一般道)～事業本部</td> <td>184km 約4.5時間</td> </tr> <tr> <td>西方向 時間最短</td> <td>大阪市(中之島本店)～阪神高速～中国道～近畿道～若狭道(高速優先)～事業本部</td> <td>228km 約3時間</td> </tr> <tr> <td>空路</td> <td>大阪市(中之島本店)IPで社長搭乗)～美浜町(久々子臨時IP)～美浜町(一般道)～事業本部</td> <td>114km 約2時間 (準備の1時間含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>次に、原子力防災体制で設置する対応チーム(初動対応チーム)は、本店対策本部に設置され、本店対策本部長(社長)の設置指令のもと、あらかじめ定めたマニュアルに基づき自律的に発電所を支援等の活動を実施する。その体制、チーム長、主な活動場所、活動内容は表1のとおり。</p> <p>なお、初動対応チームの設置目的は、防災基本計画で求められる事業者のオフサイト対応等を確実にするため、状況把握を行い対応計画の策定等を実施するためであり、この対応に当たっては、本店対策本部の主な役割である、発電所支援に支障を与えないように、チーム長の指揮のもと自律的に行うこととしている。</p> <p>b. 原子力事業所災害対策支援拠点(図4)</p> <p>本店対策本部長は、発電所における原子力防災体制発令の連絡を受け、本店における原子力防災体制を発令した場合、本店対策本部総務班長に本店対策本部の立上げを指示する。また、本店対策本部長は、本店対策本部総務班長に原子力事業所災害対策支援拠点の立上げを指示するとともに、要員の派遣、資機材等の運搬及びその他必要な措置を指示する。</p> <p>現地支援チーム長はあらかじめ選定している5～15km程度と30～50km程度の距離にある候補施設の中から、原子力事業所災害対策支援拠点候補の使用可能性に関する情報又は先遣隊の情報、以下の条件を考慮して拠点を指定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線物質が放出された場合には、候補拠点付近の住民に実施される防護対策(避難、一時移転又は屋内退避)を考慮。 発電所への支援の容易性として距離による観点やアクセス性の観点(陸路が活用できる場合、海路のみとなる場合)を考慮。 <p>この支援拠点を指定した後、放射性物質の放出により拠点として不適となれば、さらに発電所へのアクセス性と拠点周辺の汚染の状況等を考慮し、候補拠点の中から最適地を指定する。</p>	方法	ルート	距離/時間	東方向 陸路最短	大阪市(中之島本店)～国道1号線～国道367号線～国道303号線～国道27号線～美浜町(一般道)～事業本部	137km 約3時間	東方向 時間最短	大阪市(中之島本店)～阪神高速～名神高速～北陸道～若狭道～美浜町(高速優先)～事業本部	192km 約2.5時間	西方向 距離最短	大阪市(中之島本店)～国道173号線～国道27号線～美浜町(一般道)～事業本部	184km 約4.5時間	西方向 時間最短	大阪市(中之島本店)～阪神高速～中国道～近畿道～若狭道(高速優先)～事業本部	228km 約3時間	空路	大阪市(中之島本店)IPで社長搭乗)～美浜町(久々子臨時IP)～美浜町(一般道)～事業本部	114km 約2時間 (準備の1時間含む)	<p>2. 女川原子力発電所における重大事故等対策に係る体制について</p> <p>(1) 発電所対策本部の体制概要</p> <p>a. 所長(原子力防災管理者)の役割</p> <p>所長(原子力防災管理者)は、発電所対策本部の本部長として統括管理を行い、責任を持って、原子力防災の活動方針の決定を行う。なお、所長(原子力防災管理者)が不在の場合又は欠けた場合は、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する(第2表)。</p> <p>b. 発電所対策本部の構成</p> <p>(a) 発電所対策本部</p> <p>発電所対策本部は、実施組織及び支援組織に区分される。さらに、支援組織は、技術支援組織及び運営支援組織に区分される。</p> <p>実施組織は、事故拡大防止に必要な運転上の措置を実施する班として発電管理班(運転員を含む。)、設備の応急復旧計画の策定及び措置を実施する班として保修班により構成する。</p> <p>支援組織のうち技術支援組織は、事故拡大防止のための運転措置の支援及び保安上の技術的支援を行う班として技術班、発電所及びその周辺(周辺海域)における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握及び災害対策活動に従事する要員の被ばく管理を実施する班として放射線管理班により構成する。</p> <p>支援組織のうち運営支援組織は、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整えるため発電所対策本部の運営及び情報の収集、関係地方公共団体の対応等の社内外対応を行う班として情報班、報道機関等の社外対応を行う班として広報班、資機材の管理、避難者の誘導等を行う班として総務班により構成する。</p> <p>各班にはそれぞれ責任者である班長を配置する。班長が欠けた場合は、同じ機能を担務する下位の要員が代行するか又は上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務することとし、具体的な代行者の配置については上位の職位の要員が決定することをあらかじめ定める。</p> <p>発電課長が欠けた場合は、発電課長代務者が中央制御室へ到着するまでの間、運転管理に当たっている発電副長が代務に当たることをあらかじめ定める。</p>	<p>2. 泊発電所における重大事故等対策に係る体制について</p> <p>(1) 発電所対策本部の体制概要</p> <p>a. 所長(原子力防災管理者)の役割</p> <p>所長(原子力防災管理者)は、発電所対策本部の本部長として統括管理を行い、責任を持って、原子力防災の活動方針の決定を行う。なお、所長(原子力防災管理者)が不在の場合又は欠けた場合は、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する(表3)。</p> <p>b. 発電所対策本部の構成</p> <p>(a) 発電所対策本部</p> <p>発電所対策本部は、実施組織及び支援組織に区分される。さらに、支援組織は、技術支援組織及び運営支援組織に区分される。</p> <p>実施組織は、事故拡大防止に必要な運転上の措置を実施する班として運転班(運転員を含む。)、設備の応急復旧計画の策定及び措置を実施する班として、復旧班により構成する。</p> <p>支援組織のうち技術支援組織は、事故拡大防止のための運転措置の支援及び保安上の技術的支援を行う班として技術班、発電所及びその周辺(周辺海域)における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握及び災害対策活動に従事する要員の被ばく管理を実施する班として放管班により構成する。</p> <p>支援組織のうち運営支援組織は、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整えるため発電所対策本部の運営及び情報の収集、関係地方公共団体の対応等の社内外対応を行う班として事務局、報道機関等の社外対応、資機材の管理、避難者の誘導等を行う班として業務支援班により構成する。</p> <p>各班にはそれぞれ責任者として班長を配置する。班長が欠けた場合は、同じ機能を担務する下位の要員が代行するか又は上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務することとし、具体的な代行者の配置については上位の職位の要員が決定することをあらかじめ定める。</p> <p>発電課長(当直)が欠けた場合は、発電課長(当直)代務者が中央制御室へ到着するまでの間、運転管理に当たっている副長が代務に当たることをあらかじめ定める。</p>	<p>体制の相違 女川の広報班及び総務班の任務を泊は業務支援班が行う。</p> <p>名称の相違</p>
方法	ルート	距離/時間																			
東方向 陸路最短	大阪市(中之島本店)～国道1号線～国道367号線～国道303号線～国道27号線～美浜町(一般道)～事業本部	137km 約3時間																			
東方向 時間最短	大阪市(中之島本店)～阪神高速～名神高速～北陸道～若狭道～美浜町(高速優先)～事業本部	192km 約2.5時間																			
西方向 距離最短	大阪市(中之島本店)～国道173号線～国道27号線～美浜町(一般道)～事業本部	184km 約4.5時間																			
西方向 時間最短	大阪市(中之島本店)～阪神高速～中国道～近畿道～若狭道(高速優先)～事業本部	228km 約3時間																			
空路	大阪市(中之島本店)IPで社長搭乗)～美浜町(久々子臨時IP)～美浜町(一般道)～事業本部	114km 約2時間 (準備の1時間含む)																			

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>既に選定している候補施設は、このような場合も考慮し、上記に記載のとおり、原災法第15条に基づく緊急事態宣言時点において避難の必要がなく活動が可能な予防的防護措置を準備する区域の外で5～15kmを目安とした近方の拠点を選定した上で、事象の拡大により、当該拠点が汚染する等活動の継続が不可能になる場合においても対応可能なように緊急時防護措置を準備する区域の外で30～50km程度の遠方にも拠点候補を選定している。</p> <p>原子力事業所災害対策支援拠点チーム長は、原子力事業所災害対策支援拠点要員の派遣(現地の状況把握を行う先遣隊、中核施設運営グループ、集結施設担当グループ、協力施設担当グループ、前線施設運営グループ)、災害対策支援に必要な資機材、資料等の陸路を原則とした運搬及びその他必要な措置をチーム員に指示する。</p> <p>原子力事業所災害支援拠点では、以下の業務を実施し、大飯発電所での事故対応を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯発電所への支援物資の調達・調整・搬送及び応援・交代作業員等の派遣 ・輸送に付随する要員の入退城管理及び現地での実働対処機関への情報提供 ・人、車両等の汚染検査や除染等の放射線管理等 <p>なお、図4に掲げる支援拠点の候補施設が、放射性物質の放出により何れも拠点として不適となった場合であっても、発電所からの放射性物質の放出による影響及び発電所へのアクセス等を考慮し、候補施設と異なる方向にある、候補施設に相当する当社施設を臨機に拠点とすることにより、大飯発電所での事故対応の支援を継続的に行うことができる。当社保有施設については、支援拠点が中核施設^{*1}、集結施設^{*2}などとして担うべき機能に着目し、発電所からの方角・距離、広さ、通信環境のインフラなどの観点で特徴を把握している。</p> <p>※1 中核施設:支援拠点の中心施設として、発災発電所への放射線防護具、燃料、食糧等の調達、輸送等を指揮するとともに、作業員等が発災発電所を含む警戒区域に立ち入る手続を行うための施設</p> <p>※2 集結施設:国及び公的機関の実働部隊の車両の駐車施設</p>	<p>【伊方3号炉技術的能力1.0まとめ資料 添付資料1.0.10から抜粋】</p> <p>各班は、通常時の発電所体制下での運転、日常保守点検活動の実務経験が発電所対策本部での事故対応、復旧活動に活かす、効果的に重大事故等対策を実施できるよう、各班の分掌業務に関わりの深い課員で構成し、実務経験(力量のあるもの)を要員として割り当てる等、専門性及び経験を考慮した班編制を行う。</p> <p><実施組織></p> <p>発電管理班:運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手、運転員からの支援要請に関する対応、運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作、中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作</p> <p>【比較のため、比較表P1.0.10-10より再掲】</p> <p>保 修 班:事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作、可搬型設備の準備状況の把握、不具合設備の復旧の実施、火災発生時における消火活動</p>	<p>各班は、通常時の発電所体制下での運転、日常保守点検活動の実務経験が発電所対策本部での事故対応、復旧活動に活かす、効果的に重大事故等対策を実施できるよう、各班の分掌業務に関わりの深い課員で構成し、実務経験(力量のあるもの)を要員として割り当てる等、専門性及び経験を考慮した班編制を行う。</p> <p><実施組織></p> <p>運 転 班:運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手、運転員からの支援要請に関する対応、運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作、中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作</p> <p>事故の影響緩和及び拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作、可搬型設備の準備状況の把握、可搬型大容量海水送水ポンプ車を用いた消火活動</p>	<p>記載方針の相違</p> <p>伊方3号炉まとめ資料を参考に、発電所対策本部の班構成に係る考え方を記載した。【伊方】名称の相違</p> <p>体制の相違</p> <p>女川の保修班が行う可搬型設備の準備と操作等、消火活動について、泊では運転班に属する災害対策要員が行う。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4)複数サイト同時被災(大規模損壊発生)時の対応(図5)</p> <p>大飯発電所に加え、美浜発電所、高浜発電所でも同時に被災した場合の本店対策本部(若狭)の体制は、図5のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本店一発電所間の支援連携については、各班、系のラインごとに連携する。 技術的支援の核となる原子力設備班の安全支援係及び技術支援係は、発電所支援のため、担当者を発電所毎に置き、役割を明確にし、サイト間の必要な調整は、原子力設備班長が行う。 全体的な支援連携にかかる決定等はTV会議等による全体会議あるいは本部長間連携により実施する。 	<p><技術支援組織></p> <p>技術班:プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価,プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映,アクシデントマネジメントに関する検討</p> <p>放射線管理班:発電所内外の放射線・放射能の状況把握,影響範囲の評価,被ばく管理,汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示,影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言,放射線の影響に関する検討</p> <p><運営支援組織></p> <p>情報班:発電所対策本部の運営支援,社外関係機関への通報連絡,事故対応に必要な情報(本店対策本部の支援状況等)の収集</p> <p>【比較のため、比較表P1.0.10-10より再掲】</p> <p>火災発生時には、火災の発生場所に応じて運転員が初期消火を行い、出動要請を受けた初期消火要員(消防車隊)が初期消火を引き続いて実施する。</p> <p>広報班:社外対応情報の収集,報道機関対応者の支援</p> <p>総務班:要員の呼集,参集状況の把握,食料・被服の調達,宿泊関係の手配,医療活動,所内の警備指示,一般入所者の避難指示,物的防護施設の運用指示,資材の調達及び輸送に関する一元管理</p>	<p><技術支援組織></p> <p>技術班:プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価,プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映,アクシデントマネジメントに関する検討</p> <p>放管班:発電所内外の放射線・放射能の状況把握,影響範囲の評価,被ばく管理,汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示,影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言,放射線の影響に関する検討,海洋への放射性物質拡散抑制対応</p> <p><運営支援組織></p> <p>事務局:発電所対策本部の運営支援,社外関係機関への通報連絡,事故対応に必要な情報(本店対策本部の支援状況等)の収集,要員の呼集,参集状況の把握,火災発生時における消火活動</p> <p>火災発生時には、火災の発生箇所,状況に応じて運転員が初期消火を行い、出動要請を受けた消火要員が初期消火を引き続いて実施する。</p> <p>業務支援班:社外対応情報の収集,報道機関対応者の支援,食料・被服の調達,宿泊関係の手配,医療活動,所内の警備指示,一般入所者の避難指示,物的防護施設の運用指示,資材の調達及び輸送に関する一元管理</p>	<p>体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、シルトフェンス設置を放管班が行う。 通常時におけるシルトフェンス保守点検,協力会社への調達管理を安全管理課が行う。 重大事故等時の体制において、安全管理課は放管班となる。 <p>体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川の総務班の任務である「要員の呼集」「参集状況の把握」について、泊は事務局が行う。 <p>体制の相違(相違理由2)</p> <p>体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川の広報班及び総務班の任務を泊は業務支援班が行う。 「要員の呼集」「参集状況の把握」は事務局が行う。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れについて別紙1に記す。また、発電所原子力防災組織の体制(重大事故等に対処する要員)について第1図～第4図に、中央制御室の運転員の体制を第5図、第6図に、初期消火要員が活動する自衛消防隊の体制について別紙2に記す。</p> <p>(b) 発電所対策本部設置までの流れ 発電所において、警戒事象(その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原災法第10条第1項に基づく特定事象に至るおそれがある事象)、原災法第10条第1項に基づく特定事象又は原災法第15条第1項に該当する事象が発生した場合、所長(原子力防災管理者)は直ちに緊急体制を発令するとともに本店原子力部長へ報告する。</p> <p>発電所総務班長又は連絡責任者は、発電所対策本部を設置するため、重大事故等対策要員を非常招集する(第7図)。</p> <p>所長(原子力防災管理者)は、発電所における緊急体制を発令した場合、速やかに発電所対策本部を設置する。</p> <p>c. 重大事故等対策要員が活動する施設 重大事故等が発生した場合において、発電所対策本部における実施組織及び支援組織が関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施するために、以下の施設及び設備を整備する。 これらは、重大事故等時において、初期に使用する施設及び設備であり、これらの施設又は設備を使用することによって発電用原子炉の状態を確認し、必要な所内外各所へ通報連絡を行い、また、重大事故等対処のため夜間においても速やかに現場へ移動する。なお、これらは重大事故等への対応における各班、要員数を踏まえて数量を決定し、原子力防災訓練において、適切に活動を実施できる数量であることを確認している(別紙3、4)。</p> <p>(a) 支援組織の活動に必要な施設及び設備 重大事故等対応に必要なプラントのパラメータを確認するために安全パラメータ表示システム(SPDS)、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所との連携を図るための統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電</p>	<p>泊発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れについて別紙1に記す。また、発電所原子力防災組織の体制(重大事故等に対処する要員)について図1～図4に、中央制御室の運転員の体制を図5、図6に、初期消火要員体制について別紙2に記す。</p> <p>(b) 発電所対策本部設置までの流れ 発電所において、警戒事象(その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原災法第10条第1項に基づく特定事象に至るおそれがある事象)、原災法第10条第1項に基づく特定事象又は原災法第15条第1項に該当する事象が発生した場合、所長(原子力防災管理者)は直ちに防災体制を発令するとともに原子力部長へ報告する。</p> <p>事務局長又は災害対策本部要員(通報連絡責任者)は、発電所対策本部を設置するため、発電所災害対策要員を非常招集する(図7)。</p> <p>所長(原子力防災管理者)は、発電所における防災体制を発令した場合、速やかに発電所対策本部を設置する。</p> <p>c. 発電所災害対策要員が活動する施設 重大事故等が発生した場合において、発電所対策本部における実施組織及び支援組織が関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施するために、以下の施設及び設備を整備する。 これらは、重大事故等時において、初期に使用する施設及び設備であり、これらの施設又は設備を使用することによって発電用原子炉の状態を確認し、必要な所内外各所へ通報連絡を行い、また、重大事故等対処のため夜間においても速やかに現場へ移動する。なお、これらは重大事故等への対応における各班、要員数を踏まえて数量を決定し、原子力防災訓練において、適切に活動を実施できる数量であることを確認している(別紙3、4)。</p> <p>(a) 支援組織の活動に必要な施設及び設備 重大事故等対応に必要なプラントのパラメータを確認するためにデータ伝送設備(発電所内)、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所との連携を図るための統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>名称の相違(以降、相違理由は省略)</p> <p>名称の相違(以降、相違理由は省略)</p> <p>名称の相違(以降、相違理由は省略)</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>ム、IP電話、IP-FAX)、衛星電話設備及び無線連絡設備を備えた緊急時対策所を整備する。</p> <p>(b) 実施組織の活動に必要な施設及び設備 中央制御室、緊急時対策所及び現場との連携を図るため、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備を整備する。また、電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作及び作業を実施し、作業内容及び現場状況の情報共有を実施できるよう可搬型照明を整備する。</p> <p>(2) 発電所対策本部の要員参集 平日の勤務時間帯に緊急体制が発令された場合、電話、所内放送、ページング等にて発電所構内の重大事故等対策要員に対して非常招集を行い、発電所対策本部を設置した上で活動を実施する。女川原子力発電所では、中長期的な対応も交替できるよう運転員以外の発電所員についてもほぼ全員(約370名)が重大事故等対策要員であることから、平日の勤務時間中での要員確保は可能である。</p> <p>夜間及び休日に重大事故等が発生した場合には、自動呼出システムを用いて発電所対策本部体制を構成する重大事故等対策要員に対し非常招集を行うとともに、発電所対策本部体制が構築されるまでの間については、発電所内に常駐している重大事故等対策要員、1号炉運転員、3号炉運転員及び初期消火要員(消防車隊)を主体とした初動体制を確立し、迅速な対応を図る。</p>	<p>話、IP-FAX)、衛星電話設備及び無線連絡設備を備えた緊急時対策所を整備する。</p> <p>(b) 実施組織の活動に必要な施設及び設備 中央制御室、緊急時対策所及び現場との連携を図るため、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備を整備する。また、電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作及び作業を実施し、作業内容及び現場状況の情報共有を実施できるよう可搬型照明を整備する。</p> <p>(2) 発電所対策本部の要員参集 平日の勤務時間帯に防災体制が発令された場合、電力保安通信用電話設備、所内放送、運転指令設備等にて発電所構内の発電所災害対策要員に対して非常招集を行い、発電所対策本部を設置した上で活動を実施する。泊発電所では、中長期的な対応も交代できるよう24時間交代勤務体制である運転員及び災害対策要員(運転班員)以外の発電所員についてもほぼ全員(約330名)が発電所災害対策要員であることから、平日の勤務時間中での要員確保は可能である。</p> <p>夜間及び休日に重大事故等が発生した場合には、緊急時の呼び出しシステムを用いて発電所対策本部体制を構成する発電所災害対策要員に対し非常招集を行うとともに、発電所対策本部体制が構築されるまでの間については、発電所内に常駐している発電所災害対策要員、1号及び2号炉運転員を主体とした初動体制を確立し、迅速な対応を図る。</p>	<p>相違理由</p> <p>名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>体制の相違 泊は、可搬型重大事故等対処設備を用いた活動を行う災害対策要員(運転班員)も運転員と同様に24時間交代勤務であることを記載した。</p> <p>名称の相違</p> <p>体制の相違(相違理由①) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、平日勤務時間帯、夜間及び休日いずれの場合においても、緊急時対策所で初動体制時に対応する要員は、対応者を明確にした上で、執務又は宿泊することとし、非常招集時は緊急時対策所又は事務建屋の対策室に参集する(第9図)。</p> <p>【島根2号炉技術的能力1.0まとめ資料 添付資料1.0.10から抜粋】</p> <p>また、平日の勤務時間帯、夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)の場合においても、重大事故等に対処する要員は、非常招集時、原則緊急時対策所に参集する。</p> <p>以下、発電所構内の要員数が少なくなる夜間及び休日における緊急体制発令時の体制について記載する。</p> <p>a. 運転員</p> <p>2号炉について、中央制御室の運転員は、発電課長、発電副長、運転員(主機運転員及び補機運転員)を、運転中は計7名/直、停止中^{※1}は計5名/直を配置している(第5図、第6図)。 ^{※2} 原子炉の状態が冷温停止(原子炉冷却材温度が100℃未満)及び燃料交換の期間</p> <p>2. 運転員(当直員)の体制</p> <p>(1) 運転員(当直員)の配置</p> <p>中央制御室の運転員(当直員)は、当直課長及び当直主任等の運転員(当直員)の計12名/直を配置している。(1号炉及び2号炉は10名/直を配置)</p> <p>当直課長は、重大事故等対策に係る運転操作に関する全体指揮を行い、中央制御室で運転操作を行う運転員及び現場で対応する運転員については、重大事故等対策の対応を行うために整備された手順書にしたがい運転対応を行う。(運転員(当直員)の職務と技能については図6に示す。)</p> <p>(2) 3号炉及び4号炉同時事故発生時の体制</p> <p>3号炉及び4号炉同時事故発生時は、号炉ごとの運転操作の指揮は当直課長(管理職)及び当直主任(管理職)が行い、号炉ごとに運転操作に係る情報収集や事故対策の検討等を行うことにより、情報の混乱や指揮命令の遅延がないようにする。</p> <p>また、号炉ごとに運転操作を指揮する当直課長と当直主任間の情報連絡及び中央制御室で操作を行っている運転員の運転操作を助勢するため、号炉間の連絡・運転操作を助勢する運転員を配置する。号炉ごとの運転操作の指揮者及び号炉間の連絡・運転操作を助勢する運転員の配置は、重大事故等の事象の状況等に応じて当直課長が決定する。</p> <p>3. 休日、夜間における対応について(図7、図8)</p> <p>休日、夜間において原子力防災体制の基準となる事象が発生した場合、運転員、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員にて構成される重大事故等対策要員により迅速に活動を開始することとしている。ここでは、発電所構内及び近隣寮、社宅の要員数が少なくなる可能性がある休日における重大事故等対策に係る体制の管理方法について記載する。</p>	<p>また、平日勤務時間帯、夜間及び休日いずれの場合においても、緊急時対策所で初動体制時に対応する要員は、対応者を明確にした上で、執務又は宿泊することとし、非常招集時、原則緊急時対策所に参集する(図9)。</p> <p>以下、発電所構内の要員数が少なくなる夜間及び休日における防災体制発令時の体制について記載する。</p> <p>a. 運転員</p> <p>3号炉について、中央制御室の運転員は、発電課長(当直)、副長、運転員(運転員I及び運転員II)を、原子炉容器に燃料が装荷されている場合においては計6名/直、原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は計5名/直を配置している(図5、図6)。</p>	<p>また、平日勤務時間帯、夜間及び休日いずれの場合においても、緊急時対策所で初動体制時に対応する要員は、対応者を明確にした上で、執務又は宿泊することとし、非常招集時、原則緊急時対策所に参集する(図9)。</p> <p>以下、発電所構内の要員数が少なくなる夜間及び休日における防災体制発令時の体制について記載する。</p> <p>a. 運転員</p> <p>3号炉について、中央制御室の運転員は、発電課長(当直)、副長、運転員(運転員I及び運転員II)を、原子炉容器に燃料が装荷されている場合においては計6名/直、原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は計5名/直を配置している(図5、図6)。</p>	<p>運用の相違(相違理由③)</p> <p>重大事故等発生時に招集連絡を受けた場合、緊急時対策所に対応する要員は原則緊急時対策所に参集する。(島根と同様)</p> <p>(以降、相違理由を省略)</p> <p>名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>運転員の人数の相違</p> <p>運用の相違</p> <p>3号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合において重大事故等発生時に必要な運転員の要員数を確保する。【原子炉容器の燃料装荷の状況によって確保する要員数を変えていることについては大飯と同様】</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 発電所内に常時確保する重大事故等対策要員</p> <p>a. 運転員(3号炉及び4号炉の運転員12名、1号炉及び2号炉の運転員10名) 当直課長の指示に基づき事故対応を実施する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事象発生を判断し、事故時操作所則(第1部、第2部)に基づき対応操作を実施。 ・緊急時対策本部要員に対し事象連絡するとともに、実施した対応操作内容、プラント状況を継続して発電所対策本部へ連絡する。 ・事象進展の結果、炉心損傷判断をすれば事故時操作所則(第3部)を用いて対応操作を実施。 <p>【玄海3/4号炉技術的能力1.7まとめ資料から抜粋】</p> <p>1.7.2.2 (1) a. 移動式大容量ポンプ車を用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>移動式大容量ポンプ車を用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却手順の概要は以下のとおり。概略系統図を第1.7.5図に、タイムチャートを第1.7.6図に、ホース布設ルート図を第1.7.7図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員(当直員)等及び保修対応要員に移動式大容量ポンプ車を用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却の準備作業と系統構成を指示する。 ② 運転員(当直員)等は、中央制御室及び現場で移動式大容量ポンプ車の接続のための系統構成を実施する。 ③ 保修対応要員は、現場で移動式大容量ポンプ車の設置、可搬型ホースの布設及び接続を行う。 ④ 運転員(当直員)等は、現場で移動式大容量ポンプ車によるA、B格納容器再循環ユニットへの海水通水のための系統構成を実施する。 ⑤ 保修対応要員は、現場でA系海水母管と原子炉補機冷却水系統を接続するディスタンスピースを閉止用から通水用に取り替える。 	<p>重大事故等発生時には、発電課長が運転操作業務に係る総括管理を行い、発電副長及び運転員に対し、重大事故等対策の対応を行うために整備された手順書に従い事故対応を行うよう指示するとともに、適宜、発電所対策本部と連携しプラント対応操作の状況を報告する。</p>	<p>重大事故等発生時には、発電課長(当直)が運転操作業務に係る総括管理を行い、副長及び運転員、並びに非常招集された災害対策要員に対し、重大事故等対策の対応を行うために整備された手順書に従い事故対応を行うよう指示するとともに、適宜、発電所対策本部と連携しプラント対応操作の状況を報告する。</p>	<p>相違理由</p> <p>体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電課長(当直)は可搬型重大事故等対応設備を用いた活動や運転員の支援を行う災害対策要員に対して直接指示する体制としている。(玄海と同様) ・玄海の技術的能力 1.7 移動式大容量ポンプ車を用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却では、当直課長が運転員(当直員)等及び保修対応要員に指示している。保修対応要員は移動式大容量ポンプ車の設置等を実施している。

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>複数号炉の同時被災時においても、号炉ごとの運転操作指揮を指揮・命令・判断に関して発電課長が行い、号炉ごとに運転操作に係る情報収集や事故対策の検討等を行う。</p> <p>発電課長は適宜、発電所対策本部の発電管理班長と連携しプラント対応操作の状況を報告する。</p> <p>なお、運転員の勤務形態は、通常時は5班3交替のサイクルで運用しており、重大事故等時においても、中長期での運転操作等の対応に支障が出ることがないように、通常時と同様の勤務形態を継続することとしていること、また作業に当たり被ばく線量が集中しないよう配慮する運用としていることから、特定の運転員に負荷が集中することはない。</p> <p>また、女川原子力発電所1号及び3号炉には合計8名の運転員が当直業務を行っており、発電所に緊急体制が発令された場合、必要に応じて速やかに各号炉の使用済燃料プールに保管されている燃料に対する必要な措置を実施することにより、複数号炉の同時被災の場合にも適切に対応できる。具体的には、使用済燃料プール水位の監視を実施するとともに、スロッシングや使用済燃料プールの損傷による水位低下に対し、常設設備等を使用した冷却水補給操作等の必要な措置を実施する。</p> <p>1号及び3号炉の使用済燃料プールへ注水する操作については、発電所外から参集要員が参集した時点で対応に当たる。</p>	<p>複数号炉の同時被災時においても、号炉ごとの運転操作指揮を指揮・命令・判断に関して発電課長(当直)が行い、号炉ごとに運転操作に係る情報収集や事故対策の検討等を行う。</p> <p>発電課長(当直)は適宜、発電所対策本部の運転班長と連携しプラント対応操作の状況を報告する。</p> <p>なお、運転員の勤務形態は、通常時は5班3交代のサイクルで運用しており、重大事故等時においても、中長期での運転操作等の対応に支障が出ることがないように、通常時と同様の勤務形態を継続することとしていること、また作業に当たり被ばく線量が集中しないよう配慮する運用としていることから、特定の運転員に負荷が集中することはない。</p> <p>また、泊発電所1号及び2号炉には合計3名の運転員が当直業務を行っており、発電所に防災体制が発令された場合、必要に応じて速やかに各号炉の使用済燃料ピットに保管されている燃料に対する必要な措置を実施することにより、複数号炉の同時被災の場合にも適切に対応できる。具体的には、使用済燃料ピット水位の監視を実施する。</p> <p>1号及び2号炉の使用済燃料ピットへ注水する操作、スロッシングや使用済燃料ピットの損傷による水位低下に対し、常設設備等を使用した冷却水補給操作等の必要な措置については、発電所外から参集要員が参集した時点で対応に当たる。</p>	<p>体制の相違</p> <p>泊の1,2号炉運転員は9名確保しているが、そのうち発電課長(当直)、副長を除く6名は3号炉のSA対応を行う災害対策要員(支援)の役割を担う。1,2号炉SFP事故が発生した場合、SFPへの注水等については参集要員が行うこととしているが、1,2号炉SFPの全保有水喪失を考慮しても燃料のクリープラプチャに至るまでには約1ヶ月かかることから対応は可能である。(添付資料1.0.16にて詳細を説明する。)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 発電所内に常駐している重大事故等対策要員(運転員を除く。)</p> <p>夜間及び休日には、発電所内に常駐している緊急時対策所にて対応を行う発電所対策本部要員6名、現場で対応を行う重大事故等対応要員17名(電源確保、給水確保、注水、除熱、がれき撤去、燃料補給等に係る要員)の合計23名を非常招集し、発電所対策本部の初動体制を確立するとともに、各要員は任務に応じた対応を行う(第2図)。</p>	<p>b. 発電所内に常駐している発電所災害対策要員(運転員を除く。)</p> <p>夜間及び休日には、発電所内に常駐している緊急時対策所にて対応を行う災害対策本部要員4名、現場で対応を行う災害対策要員11名(運転支援、電源確保、給水確保、注水、除熱、がれき撤去、燃料補給等に係る要員)及び緊急時対策所立ち上げ、中央制御室のチェンジングエリア設営等を行う災害対策要員(支援)15名の合計30名を非常招集し、発電所対策本部の初動体制を確立するとともに、各要員は任務に応じた対応を行う。(図3)</p> <p>また、3号炉の原子炉容器に燃料が装荷されている場合においては、災害対策要員(支援)を15名とし、3号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合においては、災害対策要員(支援)を14名とする。</p>	<p>名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>常駐要員数の相違</p> <p>常駐の本部要員数が4名であることについて玄海、伊方と同様(玄海は全体指揮者(副原子力防災管理者)1名、号炉毎指揮者2名、通報連絡者1名)(伊方は、連絡責任者1名、連絡当番者2名、放管当番者1名)。</p> <p>体制の相違</p> <p>緊急時対策所の立ち上げ、中央制御室のチェンジングエリア設営、可搬型モニタリングの準備等を行う災害対策要員(支援)を確保している。</p> <p>運用の相違</p> <p>3号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合において重大事故等発生時に必要な災害対策要員(支援)の要員数を確保する。(原子炉容器の燃料装荷の状況によって確保する要員数を変えていることについては大飯と同様)</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 緊急時対策本部要員(6名)</p> <p>原子力防災体制等を発令、発電所対策本部を設立し、発電所対策本部の活動を実施する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力防災体制等を発令し、緊急安全対策要員を発電所対策本部に召集する。 国及び自治体等に必要な通報連絡を実施するとともに、発電所対策本部の立上げを開始する。 プラント状況に応じて、緊急安全対策要員に必要な対応を指示する。 炉心損傷後において、運転員が事故時操作所則(第3部)に基づき実施する操作に対して、必要に応じて操作内容を指示する。 召集要員が発電所に到着すれば、対応内容を指示するとともに発電所対策本部機能の整備を図り、機器の復旧対応の検討を実施する。 <p>なお、緊急時対策本部要員の職務については以下のとおり。</p> <p>①全体指揮者(1名)(副原子力防災管理者)(平日においては、原子力防災管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力防災組織を統括管理 運転員からの連絡を踏まえた重大事故等対策の指示 事故時影響緩和操作所則に基づく状況チェック(必要に応じて指示) <p>②ユニット指揮者(2名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当する号炉の統括管理 プラント情報の入手及び重大事故等対策の指揮 <p>③通報連絡者(2名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、自治体等への通報連絡及び情報連絡 社員等の要員召集(一斉) 統合原子力防災ネットワークを活用した発電所内外との通信連絡 <p>④現場調整者(1名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 3号炉と4号炉で発生する事象が異なる場合に、各ユニット指揮者からの指示で各ユニットの緊急安全対策要員が行う給水活動等の作業間での調整や現場作業の輻輳により作業順序の変更が必要となった場合において、両ユニットの緊急安全対策要員の調整を行う者として 	<p>なお、重大事故等対策要員(運転員を除く。)は合計23名が発電所内に常駐しており、重大事故等時においても、中長期での緊急時対策所や現場での対応に支障が出ることがないよう、交替で対応可能な人員を確保していること、及び重大事故等の対応に当たっては作業ごとに対応可能な要員を確保し、対応する手順において役割と分担を明確化していること、また、作業に当たり被ばく線量が集中しないよう配慮する運用としていることから、特定の現場要員に作業負荷や被ばく線量が集中することはない。</p>	<p>なお、発電所災害対策要員(運転員を除く。)は合計30名が発電所内に常駐しており、重大事故等時においても、中長期での緊急時対策所や現場での対応に支障が出ることがないよう、交代で対応可能な人員を確保していること、及び重大事故等の対応に当たっては作業ごとに対応可能な要員を確保し、対応する手順において役割と分担を明確化していること、また、作業に当たり被ばく線量が集中しないよう配慮する運用としていることから、特定の現場要員に作業負荷や被ばく線量が集中することはない。</p> <p>各要員の役割等については、以下のとおり。</p> <p>(a) 発電所に常駐している発電所災害対策要員(運転員を除く。)の役割等</p> <p>イ. 災害対策本部要員(4名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転員からの連絡を受け、あらかじめ定める基準に従い防災体制を発令し、発電所対策本部を立ち上げるとともに要員を招集。 必要な通報連絡を実施。 参集要員が発電所に到着後、対応内容を指示するとともに発電所対策本部体制を確立する。 <p>なお、各災害対策本部要員の職務については以下のとおり。</p> <p>(イ) 全体指揮者(副原子力防災管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災体制発令 原子力防災組織の統括管理及び指揮 <p>(ロ) 通報連絡責任者及び通報連絡者(2名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、自治体等への通報連絡 要員の非常招集 本店対策本部との情報共有 <p>(ハ) 消火責任者(1名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 初期消火要員による消火活動の指揮 	<p>常駐要員数の相違</p> <p>記載方針の相違 発電所災害対策要員(運転員を除く。)の各要員の役割について補足説明を記載した。(大飯と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>配置。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場状況の変化によって対応すべき事項が発生した場合、現場状況の変化を発電所対策本部に伝達し、発電所対策本部が行う判断のための必要な情報を提供する。 <p>c. 緊急安全対策要員(36名)</p> <p>発電所対策本部の指示に基づき、事故対応を実施する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ガレキ除去要員は、アクセスルートを確認し、緊急時対策本部要員に状況を連絡する。その後、緊急時対策本部要員から指示されたアクセスルートのガレキ除去を開始する。 消火活動要員は、重大事故等発生時に事故対応に影響を及ぼす火災の消火活動を行う。 運転支援要員は、運転員からの連絡を受けて、各作業場所に向かい、運転員からの指示を受けて作業を開始する。 電源要員は、全体指揮者の指示に基づき運転指揮者の指揮下に入り、空冷式非常用発電装置の起動確認を実施。その後、電源車の起動等の電源確保活動を実施する。 給水要員は、送水車による給水等の給水活動を実施。 設備要員は、可搬式代替低圧注水ポンプ設置等の設備対応を実施する。 		<p>ロ. 災害対策要員(運転班員)(7名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策要員(運転班員)は、重大事故等対策に係る必要な教育及び訓練の実施に加え、日頃から可搬型重大事故等対処設備に精通させるため、可搬型重大事故等対処設備の巡視点検、定期試験や日常保守も担う重大事故等対策の専任要員である。 災害対策要員(運転班員)は、運転支援活動、電源復旧活動、給水活動、可搬型大容量海水送水ポンプ車を用いた消火活動等を行う要員であり、中央制御室へ参集し、発電課長(当直)からの指示を受けて対応操作を行う。 災害対策要員(運転班員)の勤務形態は、通常時は4班2交代のサイクルで運用している交代勤務に加え、通常勤務を行う1つの班の計5班で構成される。重大事故等時においても、中長期での作業等の対応に支障が出ることがないように、通常時と同様の勤務形態を継続することとしている。 <p>ハ. 災害対策要員(復旧班員)(2名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策要員(復旧班員)は、がれき撤去等の活動を行う要員であり、アクセスルートの被害状況を確認し、発電課長(当直)に状況を連絡する。その後、発電課長(当直)から指示されたアクセスルートのがれき撤去等を行う。 <p>ニ. 災害対策要員(事務局員)(2名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策要員(事務局員)は、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機、可搬型重大事故等対処設備に燃料補給を行う要員である。 <p>ホ. 災害対策要員(支援)(15名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所設備に係る活動、可搬型モニタリング設備の設置等の重大事故等対策に係る支援活動を行う。 3号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合においては14名としている。 	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 召集要員 (10名)</p> <p>被災後6時間以内を目途として参集し、重大事故等対策を実施する者をいう。(大飯発電所においては、発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本部要員10名をいう。)</p> <p>a. 被災後6時間を目途に参集し、各班の活動を開始する緊急時対策本部要員</p> <p>以下の対象者については、あらかじめリスト化する。 <対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策本部要員(総務班、情報班、安全管理班、放射線管理班、保修班の要員各2名の計10名)(対象者は、特定の10名に限定されるのではなく、発電所の該当する要員がすべてリストアップされる。) <p>b. 休祭日等、都度リストを基に所在を確認する。(緊急時対策本部要員10名以上の人数が居ることを確認する。不足する場合は、必要人数を充足するよう措置を講じる。)</p> <p>c. 緊急時対策本部要員はこのリストを常備する。</p> <p>d. 召集は、緊急時呼出システム等にて実施する。(警戒事象を自ら判断した場合は、召集が開始されるため、連絡の有無にかかわらず召集を開始する。)</p> <p>また、上記対応をより速やかに実施するため、発電所対策本部等早期立上のための要員(平日)として発電所対策本部の班長クラスや原子炉主任技術者を発電所に近い位置に居住させ、被災時には早急に駆けつける体制を整備し、対応能力の強化を実施している。</p> <p>【島根2号炉技術的能力1.0まとめ資料 添付資料1.0.10から抜粋】</p> <p>集合場所は、基本的には構外参集拠点(緑ヶ丘施設、宮内(社宅・寮)及び佐太前寮)とするが、発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とする。</p>	<p>c. 発電所外から発電所に参集する重大事故等対策要員</p> <p>(a) 非常召集の流れ</p> <p>夜間及び休日に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる重大事故等対策要員を速やかに非常召集するため、「自動呼出システム」、「通信連絡手段」等を活用し、要員の非常召集及び情報提供を行う(第8図、第10図)。なお、故障等の要因で自動呼出システムが使用できない場合には、事務建屋の対策室又は緊急時対策所の通信連絡設備を用いて、あらかじめ定める連絡体制に従い、要員の非常召集を行う。</p> <p>発電所周辺地域(女川町、石巻市又は東松島市)で震度6弱以上の地震が発生した場合には、非常召集連絡がなくても自発的に発電所に参集する。</p> <p>【島根2号炉技術的能力1.0まとめ資料 添付資料1.0.10から抜粋】</p> <p>松江市内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、社内規程に基づき、非常召集連絡がなくても自主的に発電所に参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には各寮・アパートに滞在中の場合は、当該宿舎の駐車場又は集会所、外出先や石巻市内から参集する場合には浦宿寮とする。</p> <p>発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合又は徒歩による参集が必要になる場合には、浦宿寮を経由して発電所に向かうものとする。</p> <p>集合場所に参集した要員は、発電所対策本部と非常召集に係る確認、調整を行い、発電所に集団で移動する。</p>	<p>c. 発電所外から発電所に参集する発電所災害対策要員</p> <p>(a) 非常召集の流れ</p> <p>夜間及び休日に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる発電所災害対策要員を速やかに非常召集するため、「緊急時の呼び出しシステム」、「通信連絡手段」等を活用し、要員の非常召集及び情報提供を行う(図8、図10)。なお、故障等の要因で緊急時の呼び出しシステムが使用できない場合には、緊急時対策所の通信連絡設備を用いて、あらかじめ定める連絡体制に従い、要員の非常召集を行う。</p> <p>発電所周辺地域(泊村、共和町、岩内町又は神恵内村)で震度5弱以上の地震が発生した場合や発電所前面海域における大津波警報が発表された場合には、非常召集連絡がなくても自主的に発電所に参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮とし、参集ルートや移動手段の選定、放射線防護具の着用等の発電所までの参集に係る準備を行う。参集準備完了後、参集が必要な要員は、発電所構内に向け参集を開始する。なお、残る要員は、集合場所で待機し発電所対策本部の指示に従う。</p> <p>発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合には、共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮を経由して発電所に向かうものとする。</p> <p>集合場所に参集した要員は、発電所対策本部と非常召集に係る確認、調整を行い、発電所に集団で移動する。</p>	<p>名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>運用の相違(相違理由別)</p> <p>重大事故等発生時に召集連絡を受けた場合、緊急時対策所で対応する要員は緊急時対策所に参集する。(島根と同様)</p> <p>地理的要因の相違</p> <p>運用の相違</p> <p>泊は、震度5弱以上、大津波警報発表で自動参集する。(伊方、玄海と同様)</p> <p>記載表現の相違(島根と同様)</p> <p>地理的要因の相違</p> <p>泊は、発電所から半径2.5km圏内の共和町宮丘地区(社宅・寮)に約7割の発電所員が所在していることから、共和町宮丘地区にあるエナメゾン共和寮を集合場所としている。</p> <p>記載方針の相違</p> <p>泊は、集合場所へ集合した要員は発電所までの参集に係る準備を行うこと等について記載した。</p> <p>運用の相違</p> <p>泊は、徒歩による参集</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) 非常招集となる要員 発電所対策本部(全体体制)については、発電所員約470名のうち、約430名(平成30年1月現在)が女川町又は石巻市に在住しており、数時間で相当数の要員の非常招集が可能である(別紙7)。</p> <p>なお、夜間及び休日において、重大事故等が発生した場合の重大事故等対策要員の参集動向(所在場所(準備時間を含む。))～集合場所(情報収集時間を含む。))～発電所までの参集に要する時間を評価した結果、要員の参集手段が徒歩移動のみを想定した場合かつ、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休であっても、事象発生から12時間以内に外部から発電所へ参集する重大事故等対策要員(54名)は確保可能であることを確認した。</p> <p>非常招集により参集した要員の中から状況に応じて必要要員を確保し、夜間及び休日の体制から発電所対策本部の体制に移行する。なお、残りの要員については交代要員として待機させる。</p>	<p>(b) 非常招集となる要員 発電所対策本部(全体体制)については、発電所員約490名のうち、約350名(2021年12月時点)が泊発電所から半径2.5km圏内にある共和町宮丘地区に居住しており、さらに約140名(2021年12月時点)が泊発電所から半径12.5km圏内の共和町(宮丘地区を除く)、泊村及び岩内町に居住していることから、数時間で相当数の要員の非常招集が可能である(別紙7)。</p> <p>なお、夜間及び休日において、重大事故等が発生した場合の発電所災害対策要員の参集動向(所在場所(準備時間を含む。))～集合場所(情報収集時間を含む。))～発電所までの参集に要する時間を評価した結果、要員の参集手段が徒歩移動のみを想定した場合かつ、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休であっても、事象発生から12時間以内に外部から発電所へ参集する発電所災害対策要員(51名)は確保可能であることを確認した。</p> <p>非常招集により参集した要員の中から状況に応じて必要要員を確保し、夜間及び休日の体制から発電所対策本部の体制に移行する。なお、残りの要員については交代要員として待機させる。</p>	<p>が必要な場合でも、道路状況や発電所における事故の進展状況が確認できる場合は、直接発電所へ向かうこととしている。(見根と同様)</p> <p>発電所員数の相違 地理的要因の相違 泊は、発電所から半径2.5km圏内の共和町宮丘地区に約71%、共和町宮丘地区を除く発電所から半径12.5km圏内の共和町、泊村及び岩内町に約28%の発電所員が居住している。</p> <p>参集要員の人数の相違 泊は、12時間以内に参集要員51名を確保し発電所対策本部を強化する。参集要員の人数に相違はあるものの、女川と同様に対策本部として必要な機能は確保できる。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 連絡に係る各班の役割について</p> <p>発電所対策本部の情報班は、重大事故発生時における発電所から社内外への情報連絡の窓口を一元的に担っており、中央制御室の運転指揮者(当直課長(当直主任))はユニット指揮者や発電班を通じて発電所対策本部と必要なプラント情報の連絡を行う。詳細について、以下に述べる。</p> <p>(1) 発電所一社内外間の情報連絡</p> <p>重大事故等発生時における発電所から社外への情報連絡の窓口としては、初動対応時は発電所対策本部の情報連絡者、発電所対策本部の体制拡大後は情報班が一元的に担っており、各種の情報連絡を定められた方法にて実施する。</p> <p>また、発電所から社内への情報連絡についても同様に情報連絡者若しくは情報班から実施する。</p>	<p>(3) 通報連絡</p> <p>緊急体制が発令された場合の通報連絡は情報班が行うが、夜間及び休日の場合、発電所に常駐している要員6名で行うものとし、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長その他定められた通報連絡先に、所定の様式によりFAXを用いて一斉送信することにより、複数地点への連絡を迅速に行う体制とする(別紙5)。</p> <p>a. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長及び石巻市長に対しては、電話でFAXの着信の確認を行うとともに、その他通報連絡先へもFAXを送信した旨を連絡する。</p> <p>b. その後、重大事故等対策要員の招集で、参集した情報班の要員確保により、更なる時間短縮を図る。</p> <p>(4) 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について</p> <p>発電所対策本部内における各機能班、本店対策本部間との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直していく(第11図)。</p> <p>a. プラント状況、重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>① 発電管理班がSPDS表示装置や通信連絡設備を用い、発電課長からプラント状況を逐次入手し、ホワイトボード等に記載するとともに、主要な情報について発電所対策本部全体に共有するため発話する。</p>	<p>(3) 通報連絡</p> <p>防災体制が発令された場合の通報連絡は事務局が行うが、夜間及び休日の場合、発電所に常駐している災害対策本部要員4名で行うものとし、内閣総理大臣、原子力規制委員会、北海道知事、泊村長その他定められた通報連絡先に、所定の様式によりFAXを用いて一斉送信することにより、複数地点への連絡を迅速に行う体制とする(別紙5)。</p> <p>a. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、北海道知事、泊村長その他定められた通報連絡先に対しては、電話でFAXの着信の確認を行う。</p> <p>b. その後、発電所災害対策要員の招集で、参集した事務局の要員確保により、更なる時間短縮を図る。</p> <p>(4) 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について</p> <p>発電所対策本部内における各機能班、本店対策本部間との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直していく(図11)。</p> <p>a. プラント状況、重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>① 運転班がデータ表示端末や通信連絡設備を用い、発電課長(当直)からプラント状況を逐次入手し、入手したプラント状況を号機責任者へ情報連絡するとともに、主要な情報について発電所対策本部全体に共有するため発話する。</p>	<p>名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>常駐要員数の相違</p> <p>常駐の本部要員数が4名であることについて玄海、伊方と同様(玄海は全体指揮者(副原子力防災管理者)1名、号炉毎指揮者2名、通報連絡者1名)(伊方は、連絡責任者1名、連絡当番者2名、放警当番者1名)。</p> <p>原災法第10条第1項に基づく通報先の相違</p> <p>原災法第10条第1項に基づく通報先の相違</p> <p>運用の相違</p> <p>名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>運用の相違</p> <p>運転班長は、発電課長(当直)から入手したプラント状況を号機責任者へ情報連絡する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>② 技術班は、SPDS表示装置によりプラントパラメータを確認し、状況把握、今後の進展予測等を実施する。</p> <p>③ 各機能班は、適宜、入手したプラント状況、周辺状況、重大事故等への対応状況をホワイトボード等に記載するとともに、適宜OA機器(パーソナルコンピュータ等)内の共通様式に入力することで、対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>④ 発電所対策本部長は、本部と各班の発話、情報共有ツールをもとに全体の状況把握、今後の進展予測・戦略検討に努めるとともに、プラント状況、今後の対応方針について対策本部内に説明し、状況認識、対応方針の共有化を図る。</p> <p>⑤ 発電所対策本部長は各班長より対外対応を含む対応戦略等の意見の具申を受けて判断を行い、その結果を対策本部内の全要員に向けて発話し、全体の共有を図る。</p> <p>⑥ 情報班を中心に、本部内の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し、発信情報、意思決定、指示事項等の情報を更新することにより、情報共有を図る。</p> <p>b. 指示・命令、報告</p> <p>① 各機能班は各々の責任と権限があらかじめ定められており、本部内での発話やほかの機能班から直接聴取、OA機器内の共通様式からの情報に基づき、自律的に自班の業務に関する検討・対応を行う。 また、自班の業務に関する検討・対応に当たり、無用な発話、班長への報告・連絡・相談で対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>② 各班長は、班員から報告を又け、適宜指示・命令を行うとともに、重要な情報について、適宜本部内で発話することで情報共有する。</p> <p>③ 発電所対策本部長は、各班長からの発話、報告を又け、適宜指示・命令を出す。</p> <p>④ 情報班を中心に、発電所対策本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をOA機器内の共通様式に入力することで、対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>c. 本店対策本部との情報共有 発電所対策本部と本店対策本部の情報共有は通信連絡設備、OA機器内の共通様式等を用いて行う。</p>	<p>② 技術班は、データ表示端末によりプラントパラメータを確認し、状況把握、今後の進展予測等を実施する。</p> <p>③ 各機能班は、適宜、入手したプラント状況、周辺状況、重大事故等への対応状況を適宜OA機器(パーソナルコンピュータ等)内の共通様式に入力することで、対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>④ 発電所対策本部長は、本部と各班の発話、情報共有ツールを基に全体の状況把握、今後の進展予測・戦略検討に努めるとともに、プラント状況、今後の対応方針について対策本部内に説明し、状況認識、対応方針の共有化を図る。</p> <p>⑤ 発電所対策本部長は副本部長、号機責任者、各班長より対外対応を含む対応戦略等の意見の具申を受けて判断を行い、その結果を対策本部内の全要員に向けて発話し、全体の共有を図る。</p> <p>⑥ 事務局は本部内の発話内容をホワイトボードに記載し、また、技術班は本部内の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し、発信情報、意思決定、指示事項等の情報を更新することにより、情報共有を図る。</p> <p>b. 指示・命令、報告</p> <p>① 各機能班は各々の責任と権限があらかじめ定められており、本部内での発話やほかの機能班から直接聴取、OA機器内の共通様式及びホワイトボードからの情報に基づき、自律的に自班の業務に関する検討・対応を行う。 また、自班の業務に関する検討・対応に当たり、無用な発話、班長への報告・連絡・相談で対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>② 各班長は、班員から報告を受け、適宜指示・命令を行うとともに、重要な情報について、適宜本部内で発話することで情報共有する。</p> <p>③ 発電所対策本部長は、各班長からの発話、報告を受け、適宜指示・命令を出す。</p> <p>④ 事務局を中心に、発電所対策本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をホワイトボード、OA機器内の共通様式に入力することで、対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>c. 本店対策本部との情報共有 発電所対策本部と本店対策本部の情報共有は通信連絡設備、OA機器内の共通様式等を用いて行う。</p>	<p>相違理由</p> <p>運用の相違 泊は事務局がホワイトボードに情報を記載する。(⑥参照)</p> <p>運用の相違 班長だけでなく副本部長、号機責任者から意見等を受ける。</p> <p>運用の相違 事務局は発話内容をホワイトボードに入力し、OA機器内の共通様式には技術班が入力する。</p> <p>運用の相違 情報共有にホワイトボードも使用する。</p> <p>運用の相違 情報共有にホワイトボードも使用する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 中央制御室－発電所対策本部間の情報連絡</p> <p>a. 連絡経路について 重大事故が発生した場合における中央制御室と発電所対策本部との情報連絡については、重大事故等対策に係る指揮命令系統に則り行う。また、運転操作時には発電所対策本部、中央制御室及び現場において確実に指示、報告を行うこととする。初動対応時においては、中央制御室で号炉ごとに指揮をとる当直課長(当直主任)とそれぞれの号炉のユニット指揮者の間で情報連絡を行い、発電所対策本部の体制拡大後は、ユニットごとの発電班を経由してユニット指揮者と情報連絡を行う。その経路で連絡された情報については、発電所対策本部内において共有化を図ることから、直接的に他の班から中央制御室に問い合わせを実施しない運用としている。</p> <p>b. 連絡内容について 中央制御室と発電所対策本部が情報のやりとりを実施する場合には、大きく分けて次の3つに区分され、全体を通じて広義の事故対応に必要な場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当直課長が確認すべき保安規定の運転上の制限について逸脱を判断した場合や炉心損傷を検知した場合を含む原災法及び原子力災害対策指針に基づく通報(報告)事象に至った場合等、運転員が判断して報告すべき内容若しくは、その情報がその後の活動の起点となる場合。 ある安全機能が喪失し、その機能回復や代替手段の準備を発電所対策本部に連絡する場合若しくは、発電所対策本部での準備状況の報告を受ける場合。 主に炉心損傷後の状況下において情報共有の結果、必要に応じて運転員に対して発電所対策本部から指示・助言を行う場合。 なお、発電所対策本部がプラント情報を得る場合には中央制御室に問い合わせるのではなく、SPDS等を使用して能動的に実施することを基本としている。 		<p>(5) 中央制御室－発電所対策本部間の情報連絡</p> <p>a. 連絡経路について 重大事故等が発生した場合における中央制御室と発電所対策本部との情報連絡については、重大事故等対策に係る指揮命令系統に則り行う。また、運転操作時には発電所対策本部、中央制御室及び現場において確実に指示、報告を行うこととする。初動対応時においては、中央制御室で指揮をとる発電課長(当直)と全体指揮者の間で情報連絡を行い、発電所対策本部の体制拡大後は、運転班を経由して号機責任者と情報連絡を行う。その経路で連絡された情報については、発電所対策本部内において共有化を図ることから、直接的に他の班から中央制御室に問い合わせを実施しない運用としている。</p> <p>b. 連絡内容について 中央制御室と発電所対策本部が情報のやりとりを実施する場合には、大きく分けて次の3つに区分され、全体を通じて広義の事故対応に必要な場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電課長(当直)が確認すべき保安規定の運転上の制限について逸脱を判断した場合や炉心損傷を検知した場合を含む原災法及び原子力災害対策指針に基づく通報(報告)事象に至った場合等、運転員が判断して報告すべき内容又は、その情報がその後の活動の起点となる場合。 ある安全機能が喪失し、その機能回復や代替手段の準備を発電所対策本部に連絡する場合又は、発電所対策本部での準備状況の報告を受ける場合。 主に炉心損傷後の状況下における情報共有の結果、必要に応じて運転員に対して発電所対策本部から指示・助言を行う場合。 なお、発電所対策本部がプラント情報を得る場合には中央制御室に問い合わせるのではなく、データ表示端末等を使用して能動的に情報を得ることを基本としている。 	<p>記載方針の相違 女川には、中央制御室と発電所対策本部間との情報連絡について記載がないことから、大飯と比較し、整理する。</p> <p>【大飯】体制の相違 大飯は3,4号炉の対応を行うため、「当直課長(当直主任)」「それぞれの号炉のユニット指揮者」との情報連絡となる。</p> <p>【大飯】名称の相違</p> <p>【大飯】名称の相違 名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 記載表現の相違</p>

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 連絡中の運転操作について</p> <p>さらに連絡のタイミングについては、当直課長(当直主任)が自ら判断して実施することから操作対応に支障を及ぼすことはない。また、運転指揮者が連絡を実施している場合においても、他の運転員が運転指揮者等が判断した操作方針に則り、個別の運転操作を手順書を使用して継続して実施する体制とされていることから、運転操作の空白時間が発生しない。</p> <p>d. まとめ</p> <p>重大事故発生時における発電所から社内外への情報連絡は、情報班が一元的に実施しており、中央制御室の運転指揮者と発電所対策本部との情報連絡については、重大事故等対策に係る指揮命令系統に則り行われ、直接的に他の班と中央制御室が情報共有を実施しない運用としている。</p> <p>このことから発電所対策本部の各班からの問い合わせにより、中央制御室での判断、指揮及び運転操作に支障を及ぼすことはない。</p>	<p>(5) 交替要員の考え方</p> <p>平日の勤務時間帯に緊急体制が発令された場合、電話、所内放送、ページング等にて発電所構内の重大事故等対策要員及び発電用原子炉主任技術者に対して非常招集を行う。</p> <p>夜間及び休日の場合、発電所内に宿直している運転員7名、発電所対策本部要員の初動要員6名及び重大事故等対応要員の初動要員17名にて初期対応を実施する(第2図)。それ以外の要員は、「自動呼出しシステム」、「通信連絡設備」等により非常招集される(第8図)^{※3}。</p> <p>※3 (2) 発電所対策本部の要員参集 c. 発電所外から発電所に参集する重大事故等対策要員参照</p> <p>2号炉の発電用原子炉主任技術者については、重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所対策本部に駆けつけられるよう、早期に非常招集が可能なエリア(女川町又は石巻市)に1名配置する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、非常招集中であっても通信連絡設備(衛星電話設備(携帯型)等)を携行することにより、発電所対策本部からプラントの状況、対策の状況等の情報連絡が受けられるとともに自ら確認することができる。</p> <p>また、初動後の交替についても考慮し、各班長、2号炉の発電用原子炉主任技術者の交替要員についても、発電所への参集が可能となるよう配慮する。</p>	<p>c. 連絡中の運転操作について</p> <p>連絡のタイミングについては、発電課長(当直)が自ら判断して実施することから操作対応に支障を及ぼすことはない。また、発電課長(当直)が連絡を実施している場合においても、他の運転員が発電課長(当直)が判断した操作方針に則り、副長の指示の下、個別の運転操作について手順書を使用して継続して実施する体制とされていることから、運転操作の空白時間が発生しない。</p> <p>d. まとめ</p> <p>重大事故発生時における発電所から社内外への情報連絡は、事務局が一元的に実施しており、中央制御室の発電課長(当直)と発電所対策本部との情報連絡については、重大事故等対策に係る指揮命令系統に則り行われ、直接的に他の班と中央制御室が情報共有を実施しない運用としている。</p> <p>このことから発電所対策本部の各班からの問い合わせにより、中央制御室での判断、指揮及び運転操作に支障を及ぼすことはない。</p>	<p>【大阪】体制の相違 大飯は3,4号炉の対応を行うため、号炉ごとに当直課長と当直主任が運転指揮者となる。 泊は3号炉のみと対応であり、発電課長(当直)が判断した捜査方針に則り、副長が運転員に指示できる。 【大阪】記載表現の相違</p>
<p>5. 発電所対策本部要員(広報班含む。)に必要な力量項目と評価方法(表3)</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>a. 力量項目と評価方法について</p> <p>情報班、安全管理班、放射線管理班、保修班等各班の役割に応じて重大事故対応に特有の知識・技能が必要な職務に対応する力量項目を定め、具体的な力量の内容を設定した上で、必要な教育・訓練を実施し、あらかじめ定めた方法(理解度確認試験又は訓練、演習、業務経験による評価等)で知識、技能、経験を根拠として力量を評価し、管理することとする。</p> <p>例えば、安全管理班については、事故状況を把握し、影響緩和と方策の検討が必要であることから、以下の力量を設定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事故時影響緩和と操作所則(以下「AMG」という。))」、「事故時操作所則」、「重大事故等発生時における原子炉施設保全のための活動に関する所達(以下「SA所達」という。))」等の知識を有すること。 ・「重大事故時の主なプラント挙動を理解していること。」等 <p>なお、発電班の重大事故対応に関する力量評価については通常時のポジションごとの力量評価に含まれており、緊急安全対策要員については、個別の活動手順ごとの力量管理を行っている。</p> <p>b. 発電所対策本部が事故収束に専念できる体制について</p> <p>発電所のプラント状況及び事故収束活動に関する情報は情報班が一元的に集約管理し、発電所対策本部内で共有するとともに、本店対策本部との連絡は発電所情報班と本店情報係の間のみ</p>	<p>(6) 交代要員の考え方</p> <p>平日の勤務時間帯に防災体制が発令された場合、電力保安通信用電話設備、所内放送、運転指令設備等にて発電所構内の発電所災害対策要員及び発電用原子炉主任技術者に対して非常招集を行う。</p> <p>夜間及び休日の場合、発電所内に宿直している3号炉の運転員6名、災害対策本部要員の初動要員4名、災害対策要員の初動要員11名及び災害対策要員(支援)の初動要員16名にて初期対応を実施する(図3、図4)。それ以外の要員は、「緊急時の呼び出しシステム」、「通信連絡設備」等により非常招集される(図8)^{※2}。</p> <p>※2 (2) 発電所対策本部の要員参集 c. 発電所外から発電所に参集する発電所災害対策要員参照</p> <p>3号炉の発電用原子炉主任技術者については、重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所対策本部に駆けつけられるよう、早期に非常招集が可能なエリア(共和町、泊村又は岩内町)に3号炉の発電用原子炉主任技術者及び代行者を少なくとも1名配置する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、非常招集中であっても通信連絡設備(衛星電話設備(携帯型)等)を携行することにより、発電所対策本部からプラントの状況、対策の状況等の情報連絡が受けられるとともに自ら確認することができる。</p> <p>また、初動後の交代についても考慮し、各班長、3号炉の発電用原子炉主任技術者の交代要員についても、発電所への参集が可能となるよう配慮する。</p>	<p>名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>体制の相違(相違理由は比較表1.0.10-14, 16, 17ページと同じ)</p> <p>地理的要因の相違 記載表現の相違 技術的能力1.0まとめ資料1.0.1項、1.0.2項と表現を合わせた。 名称の相違</p>	

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>に一本化する体制としている。</p> <p>例えば本店対策本部に必要な情報は、発電所情報班を通じて本店情報係に伝えられ、本店本部内で共有されることから、本店から発電所の広報班あるいは他の各班に事故収束活動を妨げる問い合わせが行われることはない。</p> <p>また、重大事故時のプレス対応は本店広報班が実施し、発電所広報班は発電所においてプレス対応を行わず、発電所内で事故収束を妨げることはない。</p> <p>情報班は、重大事故時のプラント挙動及び重大事故時の対応に関する教育を受けており、プラント状況や事故収束活動の状況を把握して外部からの問い合わせを優先すべきものかどうか判断する力量を有しており、事故収束活動が妨げられることはない。</p> <p>(2) 力量管理の方法</p> <p>発電所対策本部要員の通常時と発電所対策本部体制における職務と力量の関係を表3に示す。</p> <p>教育・訓練要綱に定める発電所対策本部要員の力量項目と評価方法については表4(1/3)に現行の規定、表4(2/3、3/3)に今後の改善案を示す。</p> <p>また、緊急安全対策要員の力量項目と評価方法については表5に示す。</p> <p>なお、力量管理の運用実績、体制及び教育・訓練の充実・強化の内容を踏まえ、力量設定及び評価の方法を含め、今後も見直しを行い、教育訓練、力量管理の改善を図って行っていく。</p>	<p>平日の勤務時間帯、夜間及び休日の場合いずれの場合も、時間の経過とともに必要とする人員(98名:第1図)以上が集まることから、長期的対応に備え、対応者と待機者を人選する(第9図、別紙7)。</p> <p>必要人数を発電所に残し、残りは発電所外(宿舎、自宅、原子力事業所災害対策支援拠点等)で待機し、基本的に12時間(目途)ごとに発電所外で待機している要員と交替することで長期的な対応にも対処可能な体制を構築する。</p> <p>なお、放射性雲通過時においても対応する必要がある活動に対し、緊急時対策所に交替要員を確保した必要最小限の体制を構築する。</p> <p>緊急時対策所には79名(内訳:発電所対策本部長、本部付、2号炉発電用原子炉主任技術者、各班長及び各班員(交替要員含む。)36名、1号及び3号炉中央制御室から退避する運転員8名、重大事故等対応要員等の現場要員35名)が待機し、中央制御室待避所には2号炉運転員7名が待機する。なお、放射性雲通過中は、現場作業は行わないが、緊急時対策所の各班の機能は維持される(第4図)。</p> <p>(6) 放射性雲通過前後の体制の移行</p> <p>a. 放射性雲通過前</p> <p>緊急時対策所の発電所対策本部の体制は、格納容器ベントに伴う放射性雲の通過に備え、放射性雲通過前に発電所対策本部の体制を変更する。放射性雲通過時においても緊急時対策所に必要な重大事故等に対処する要員を残し、それ以外の重大事故等に対処する要員は事前に原子力事業所災害対策支援拠点等に一時退避する。</p> <p>中央制御室の運転員は、中央制御室待避所を正圧化させて放射性雲の通過に備える。</p> <p>b. 放射性雲通過中</p> <p>放射性雲通過中は、重大事故等の現場対応は実施できないが、緊急時対策所における発電所対策本部の本部長及び各班長によ</p>	<p>平日の勤務時間帯、夜間及び休日の場合いずれの場合も、時間の経過とともに必要とする人員(98名:図1)以上が集まることから、長期的対応に備え、対応者と待機者を人選する(図9、別紙7)。</p> <p>必要人数を発電所に残し、残りは発電所外(宿舎、自宅、原子力事業所災害対策支援拠点等)で待機し、基本的に12時間(目途)ごとに発電所外で待機している要員と交代することで長期的な対応にも対処可能な体制を構築する。</p> <p>なお、初動対応要員を含めて体制を強化した発電所対策本部体制にて炉心損傷防止対策、原子炉格納容器破損防止対策等を実施するが、万一ブルームが発生する事態となった場合には、不要な被ばくから要員を守るため、緊急時対策所にとどまる必要の無い要員については発電所外へ一時退避させる。このブルーム通過時においても対応する必要がある活動に対し、緊急時対策所に交代要員を確保した必要最小限の体制を構築する。</p> <p>緊急時対策所には83名(内訳:発電所対策本部長、委員、3号炉発電用原子炉主任技術者、各班長及び各班員(交代要員含む。)33名、1号炉、2号炉及び3号炉中央制御室から退避する運転員9名、災害対策要員等の現場要員11名)が待機する。なお、ブルーム通過中は、現場作業は行わないが、緊急時対策所の各班の機能は維持される(図4)。</p> <p>ブルーム通過後において、モニタリングポスト等の放射線量から屋外での活動を再開できると判断した場合は、放水砲による放水等を再開するとともに、プラント状況により必要に応じて発電所外へ一時避難させた要員を再参集させ継続的な事故対応を実施する。</p>	<p>相違理由</p> <p>運用の相違</p> <p>重大事故等対策対策の相違</p> <p>泊はPWRであり、重大事故等対策として原子炉格納容器ベントを実施しない。</p> <p>記載方針の相違</p> <p>必要最小限の体制を構築し、緊急時対策所にとどまる必要の無い要員を一時退避させる運用について実質的な相違はない。</p> <p>緊急時対策所に留まる要員の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>泊は中央制御室待避所がなく、3号炉運転員は緊急時対策所に退避する。</p> <p>名称の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>泊はPWRであり、重大事故等対策として原子炉格納容器ベントを実施しないことから、万一ブルームが発生した場合の体制についての説明は項目立てせずに記載した。</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>る本部体制及び各班の機能は維持され、SPDS表示装置や代替気象観測装置等を用いてプラント状況や周囲状況の把握及び作業再開後の対応について、緊急時対策所内で議論される。放射性雲通過後の作業再開は、可搬型モニタリングポスト等の指示が低下し、安定したことをもって判断する。</p> <p>c.放射性雲通過後 放射性雲の通過が判断され次第、緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)による給気から緊急時対策所非常用送風機への切替えを行い、緊急時対策建屋のチェン징ングエリアの運用を再開する。</p> <p>3. 発電所外における重大事故等対策に係る体制について 発電所において緊急体制の発令を受けた場合、本店対策本部及び原子力事業所災害対策支援拠点において、発電所における重大事故等対策に係る活動を支援する体制を構築する(第12図)。 以下に発電所外における体制について示す。</p> <p>(1) 本店対策本部 a. 本店対策本部の体制概要 (a) 本店対策本部長(社長)の役割 社長は、本店対策本部長として統括管理を行い、全社大での体制にて原子力災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行う。</p> <p>なお、社長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、本店対策本部の副本部長がその職務を代行する。</p> <p>(b) 本店対策本部の構成 本店対策本部は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制にて、重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を環境に放出することを防止するために、特に中長期の対応について発電所対策本部の活動を支援することとし、運転及び放射線管理に関する支援事項のほか、発電所対策本部が事故対応に専念できるよう発電所対策本部が必要とする資機材や人員の手配・輸送、社内外の情報収集及び災害状況の把握、報道機関への情報発信、原子力緊急事態支援組織等関係機関への連絡、原子力事業所災害対策支援拠点の選定・運営、ほかの原子力事業者等への応援要請やプラントメーカー等からの対策支援対応等、技術面・運用面で支援する体制を整備する(第13図)。</p> <p>事務局:対策本部の設営、指令・連絡等の集約、店所対策本部及び関係店所との連絡 原子力班:発電所対策本部からの情報収集、官公庁及び地方自</p>	<p>3. 発電所外における重大事故等対策に係る体制について 発電所において防災体制の発令を受けた場合、本店対策本部及び原子力事業所災害対策支援拠点において、発電所における重大事故等対策に係る活動を支援する体制を構築する(図12)。 以下に発電所外における体制について示す。</p> <p>(1) 本店対策本部 a. 本店対策本部の体制概要 (a) 本店対策本部長(社長)の役割 社長は、本店対策本部長として統括管理を行い、全社での体制にて原子力災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行う。</p> <p>なお、社長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、本店対策本部の副本部長がその職務を代行する。</p> <p>(b) 本店対策本部の構成 本店対策本部は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社での体制にて、重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を環境に放出することを防止するために、特に中長期の対応について発電所対策本部の活動を支援することとし、運転及び放射線管理に関する支援事項のほか、発電所対策本部が事故対応に専念できるよう発電所対策本部が必要とする資機材や人員の手配・輸送、社内外の情報収集及び災害状況の把握、報道機関への情報発信、原子力緊急事態支援組織等関係機関への連絡、原子力事業所災害対策支援拠点の選定・運営、ほかの原子力事業者等への応援要請やプラントメーカー等からの対策支援対応等、技術面・運用面で支援する体制を整備する(図13)。</p> <p><原子力部門> 原子力班:本店対策本部設営・運営、発電所対策本部との連絡総括、応急復旧対策支援、プレススポークスマン、原子力事業所災害対策支援拠点設営・運営、</p>	<p>本店原子力防災組織の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
<p>添付1</p> <p>本店対策本部(若狭)が使用できない場合の措置</p> <p>不測の事態が発生し、本店対策本部(若狭)が使用できない場合、本店対策本部(中之島)へ移動し、発電所対策本部への技術支援を行う。</p> <p>1. 本店対策本部(若狭)から本店対策本部(中之島)へ移動する判断基準</p> <p>本店対策本部長が本部としての機能が発揮出来ないと判断した場合、本部を本店対策本部(若狭)から本店対策本部(中之島)に移す。機能が発揮出来ない場合は、例えば、以下が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本店対策本部の全壊 通信が途絶し復旧の目処が立たない 本店対策本部の居住性悪化等 <p>2. 本店対策本部(中之島)の設備</p> <p>本店対策本部(中之島)に備え付けている通信機器等は下表のとおりであり、本部機能を発揮できる設備を整備している。</p> <table border="1" data-bbox="152 722 613 944"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">非常用通信機器</td> <td>社内ホットライン</td> </tr> <tr> <td>NIT電話回線</td> </tr> <tr> <td>社内電話</td> </tr> <tr> <td>衛星電話</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">統合原子力防災ネットワーク用通信機器(衛星系/地上系)</td> <td>テレビ会議システム</td> </tr> <tr> <td>ツァクシミリ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他資機材</td> <td>非常用発電機</td> </tr> <tr> <td>燃料(重油)</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、SPDS(プラントパラメータ表示システム)端末により、発電所のプラントパラメータも監視可能である。</p> <p>3. 本店対策本部(中之島)への要員の移動手段及びその間の発電所支援</p> <p>(1) 移動手段</p> <p>原則、社有バスで移動する(公共交通機関が使えれば、公共交通機関も利用)。その他、幹部クラス用に、民間ヘリを1機確保している。</p> <p>(2) 移動の間の発電所支援</p> <p>事故発生時点から、本店対策本部(若狭)が使用できない(若しくは突然使用できなくなる)等、要員が中之島に一斉に移動する場合でも、通信可能なSPDS端末と携帯可能な衛星電話により、移動中にプラントパラメータを把握した上で、発電所への支援を行うことは可能である。さらに、本店対策本部(中之島)にも、原子力部門(原子燃料サイクル室、原子力事業本部の一部のグル</p>	分類	名称	非常用通信機器	社内ホットライン	NIT電話回線	社内電話	衛星電話	統合原子力防災ネットワーク用通信機器(衛星系/地上系)	テレビ会議システム	ツァクシミリ	その他資機材	非常用発電機	燃料(重油)	<p>治体への報告・連絡、放射性物質による被害状況の把握、発電所に対する応援・指導、現地への専門技術者の派遣、本復旧計画の策定、他原子力事業者・原子力緊急事態支援組織への応援要請、原子力事業所災害対策支援拠点の開設・運営等</p> <p>広報班:報道関係に対する情報提供</p> <p>総務班:社内外の警備、土地の被害調査等</p> <p>人財班:復旧活動従業員の安全対策、緊急被ばく医療対策、医師・病院の手配等</p> <p>資材班:復旧用資機材の調達・輸送、輸送用機動力の調達・確保、一般交通関係情報の収集等</p> <p>電力システム班:ヘリコプターの確保・運用、供給対策等</p> <p>土木建築班:応急復旧対策及び本復旧計画の策定、復旧要員計画及び動員の指示、所要資材の調達及び手配等</p> <p>情報通信班:保安通信回線の確保、電気通信事業者回線及び社外非常用通信設備の利用対策等</p> <p>b. 本店対策本部設置までの流れ</p> <p>発電所において、重大事故等の原子力災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合、所長(原子力防災管理者)は直ちに緊急体制を発令するとともに本店原子力部長へ報告する。</p> <p>報告を受けた本店原子力部長は直ちに社長に報告し、緊急体制の区分に応じて本店原子力部長は警戒対策体制を、社長は第1又は第2緊急体制を発令する。</p> <p>本店原子力部長は、警戒対策体制発令後、本店警戒対策要員を非常招集する(第14図)。</p> <p>本店原子力部長は、本店に警戒対策体制を発令した場合、直ちに本店対策本部室隣接会議室に警戒対策本部を設置し、本店における対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援する。本店原子力部長が不在の場合は、あらかじめ定められた順位に従い、その職務を代行する。</p>	<p>土木建築設備等の被害復旧状況の集約等</p> <p><流通部門></p> <p>情報通信班:通信設備及び関連施設の防護・復旧対策等</p> <p>工務班:電力系統の復旧及び供給対策等</p> <p>配電班:配電設備及び関係設備の被害復旧状況の集約、原子力事業所災害対策支援拠点等防災関連施設への電源供給等</p> <p><業務部門></p> <p>総括班:本店対策本部の庶務・その他全社社員等の調整、食料対策・宿舍対策・傷病者対応等</p> <p>総務班:派遣者用車両の確保及び緊急通行車両申請等</p> <p>資材班:必要資材の調達及び輸送等</p> <p>経理班:緊急動員時の出金等</p> <p><社外対応部門></p> <p>お客さま対応班:お客様との電話対応等</p> <p>立地班:地域社会における動向の調査等</p> <p>広報班:報道機関対応等</p> <p><東京支社部門></p> <p>技術班:緊急時対応センター(ERC)派遣、官庁対応等</p> <p>総務班:本店対策本部との連絡調整、報道機関対応等</p> <p>b. 本店対策本部設置までの流れ</p> <p>発電所において、重大事故等の原子力災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合、所長(原子力防災管理者)は直ちに防災体制を発令するとともに原子力部長へ報告する。</p> <p>報告を受けた原子力部長は直ちに社長に報告し、防災体制の区分に応じて社長は原子力防災準備体制、原子力応急事態体制又は原子力緊急事態体制を発令する。</p> <p>原子力部長は、原子力防災準備体制発令後、本店警戒対策要員を非常招集する(図14)。</p> <p>原子力部長は、本店における原子力防災準備体制発令時には、直ちに原子力施設事態即応センターに本店警戒対策本部を設置し、本店における対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援する。原子力部長が不在の場合はあらかじめ定められた順位に従い、その職務を代行する。</p>	<p>本店対策本部に東京支社部門を配置していることについては島根と同様</p> <p>名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>運用の相違</p> <p>当社は警戒事象が発生した場合には社長が原子力防災準備体制を発令する。(島根と同様)</p> <p>防災体制の名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>運用の相違</p> <p>当社は警戒事象が発生した場合には社長が原子力防災準備体制を発令する。(島根と同様)</p> <p>本店警戒対策本部を</p>
分類	名称															
非常用通信機器	社内ホットライン															
	NIT電話回線															
	社内電話															
	衛星電話															
統合原子力防災ネットワーク用通信機器(衛星系/地上系)	テレビ会議システム															
	ツァクシミリ															
その他資機材	非常用発電機															
	燃料(重油)															

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>一)の要員が、80名程度おり、この要員と連携をとりつつ、発電所支援を行うことができる。</p> <p>なお、本部移転までに時間的な余裕がある場合は、二班にわかれて中之島に移動する等により、本部機能を維持しながら、移転が可能である。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>総括責任者(本店原子力部長)は、本店警戒対策本部の設置、運営、統括及び災害対策活動に関する統括管理を行い、副総括責任者(本店原子力部長又は副部長)は本店対策本部長を補佐する。</p> <p>本店原子力部長から連絡を受けた本店総務部長は、第1又は第2緊急体制発令後、緊急時対策要員を非常招集する。</p> <p>社長は、本店における緊急体制を発令した場合、直ちに本店対策本部室に本店対策本部を設置する。</p> <p>なお、平日夜間においては、本店対策本部が構築されるまでの間、原子力管理部管理職から非常招集された人員にて初期対応を行うこととし、休日においては、本店対策本部が構築されるまでの間、非常招集された当番者にて初期対応を行う。</p> <p>c. 広報活動</p> <p>原子力災害発生時における広報活動については、原災法第16条第1項に基づき設置される原子力災害対策本部(全面緊急事態発生時の場合)と連携することとしており、原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)及び緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)との情報発信体制を構築し、本店対策本部にて対応を行う(第15図)。</p> <p>また、近隣住民を含めた広範囲の住民からの問い合わせについては、相談窓口等で対応を行い、記者会見情報等についてはホームページ等を活用し、情報発信する。</p> <p>(2) 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>発電所構内には、7日間外部支援なしに災害対応が可能な資機材として、必要な数量の食料、飲料水、防護具類(タイベック、ゴム手袋、全面マスク等)、燃料を配備している。</p> <p>また、発電所において緊急体制が発令された場合でも、発電所外からの支援体制として、以下のとおり原子力事業所災害対策支援拠点を整備している。</p> <p>本店対策本部長は、原子力事業所災害対策支援拠点の設営が必要と判断した場合、発電所における重大事故等対策に係る活動を支援するため、原子力災害対策特別措置法第10条通報後、原子力事業所災害対策支援拠点の設営を本店原子力部長に指示する。</p> <p>本店原子力部長は、あらかじめ選定している施設の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を考慮した上で原子力</p>	<p>本店警戒対策本部長(原子力部長)は、本店警戒対策本部の設置、運営、統括及び災害対策活動に関する統括管理を行い、副本部長(原子力事業統括部部長等)は本店警戒対策本部長を補佐する。</p> <p>原子力部長は、本店における原子力応急事態体制又は原子力緊急事態体制発令後、本店の原子力災害対策要員を非常招集する。</p> <p>社長は、本店における防災体制を発令した場合、直ちに原子力施設事態即応センターに本店対策本部を設置する。</p> <p>なお、平日夜間においては、本店対策本部が構築されるまでの間、原子力事業統括部管理職から非常招集された人員にて初期対応を行うこととし、休日においては、本店対策本部が構築されるまでの間、非常招集された当番者にて初期対応を行う。</p> <p>c. 広報活動</p> <p>原子力災害発生時における広報活動については、原災法第16条第1項に基づき設置される原子力災害対策本部(全面緊急事態発生時の場合)と連携することとしており、原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)及び緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)との情報発信体制を構築し、本店対策本部にて対応を行う(図15)。</p> <p>また、近隣住民を含めた広範囲の住民からの問い合わせについては、相談窓口等で対応を行い、記者会見情報等についてはホームページ等を活用し、情報発信する。</p> <p>(2) 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>発電所構内には、7日間外部支援なしに災害対応が可能な資機材として、必要な数量の食料、飲料水、防護具類(タイベック、ゴム手袋、全面マスク等)、燃料を配備している。</p> <p>また、発電所において防災体制が発令された場合でも、発電所外からの支援体制として、以下のとおり原子力事業所災害対策支援拠点を整備している。</p> <p>本店対策本部長は、原子力事業所災害対策支援拠点の設営が必要と判断した場合、発電所における重大事故等対策に係る活動を支援するため、原子力災害対策特別措置法第10条通報後、原子力事業所災害対策支援拠点の設営を原子力部長に指示する。</p> <p>原子力部長は、あらかじめ選定している施設の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を考慮した上で原子力事業</p>	<p>設置する場所の相違 本部名称の相違</p> <p>名称の相違 名称の相違 名称の相違</p> <p>運用の相違 当社は、原子力部長が本店の原子力災害対策要員を非常招集する。 名称の相違</p> <p>名称の相違</p> <p>名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>事業所災害対策支援拠点を指定する(別紙6)。</p> <p>災害対策支援拠点担当本店責任者は、原子力事業所災害対策支援拠点へ必要な要員を派遣するとともに、原子力事業所災害対策支援拠点を運営し、発電所における重大事故等対策に係る活動を支援する。</p> <p>原子力事業所災害対策支援拠点へ派遣された要員は、現場責任者の指揮の下、各チームの役割に基づき活動を行う(第16図)。</p> <p>また、事態の長期化による作業員等の増員に伴って増加する放射線管理業務等を行うための追加要員(24時間対応及び交替要員含む。)については、全社大からの支援要員で対応することを基本とする。</p> <p>(3) 中長期的な体制</p> <p>重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて、本店対策本部が中心となって社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。</p> <p>具体的には、プラントメーカー(東芝エネルギーシステムズ株式会社、日立GEニュークリア・エナジー株式会社)、協力会社等から重大事故等発生後に現場操作対応等を実施する要員の派遣や事故収束に向けた対策立案等の技術支援や設備の補修に必要な予備品等の供給及び要員の派遣等について、協議及び合意の上、支援計画を定め、災害発生時の技術支援に係る協定を締結し、重大事故等時に必要な支援が受けられる体制を整備する。</p>	<p>所災害対策支援拠点を指定する(別紙6)。</p> <p>原子力班長は、原子力事業所災害対策支援拠点へ必要な要員を派遣するとともに、原子力事業所災害対策支援拠点を運営し、発電所における重大事故等対策に係る活動を支援する。</p> <p>原子力事業所災害対策支援拠点へ派遣された要員は、支援拠点係長の指揮の下、各チームの役割に基づき活動を行う(図16)。</p> <p>また、事態の長期化による作業員等の増員に伴って増加する放射線管理業務等を行うための追加要員(24時間対応及び交代要員含む。)については、全社からの支援要員で対応することを基本とする。</p> <p>(3) 中長期的な体制</p> <p>重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて、本店対策本部が中心となって社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。</p> <p>具体的には、プラントメーカー(三菱重工株式会社及び三菱電機株式会社)、協力会社等から重大事故等発生後に現場操作対応等を実施する要員の派遣や事故収束に向けた対策立案等の技術支援や設備の補修に必要な予備品等の供給及び要員の派遣等について、協議及び合意の上、支援計画を定め、災害発生時の技術支援に係る協定を締結し、重大事故等時に必要な支援が受けられる体制を整備する。</p>	<p>名称の相違</p> <p>プラントメーカーの相違</p>

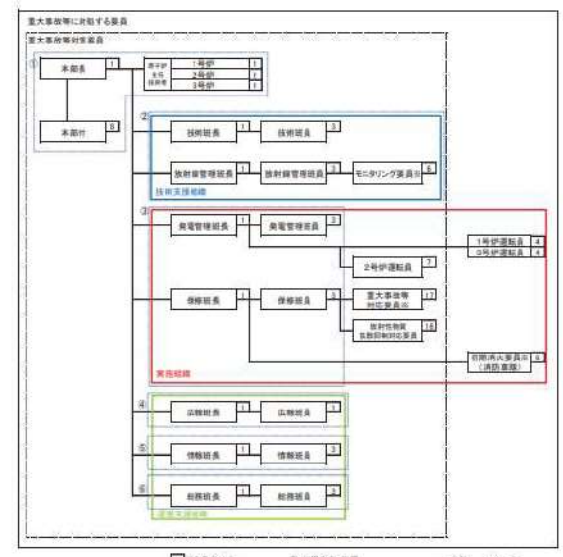
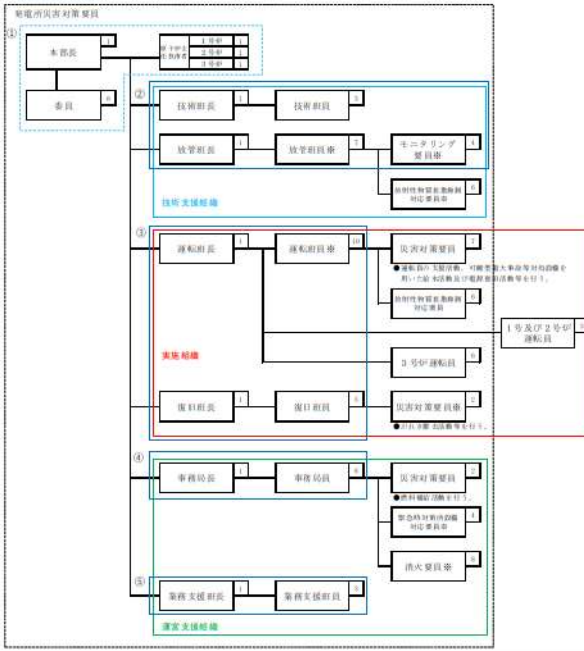
灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																		
	<p>第2表 所長(原子力防災管理者)不在時の代行順位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>代行順位</th> <th>役職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>技術系所長代理</td></tr> <tr><td>2</td><td>技術統括部長</td></tr> <tr><td>3</td><td>環境・燃料部長</td></tr> <tr><td>4</td><td>保全部長</td></tr> <tr><td>5</td><td>保全部部长</td></tr> <tr><td>6</td><td>発電部長</td></tr> <tr><td>7</td><td>品質保証部長</td></tr> <tr><td>8</td><td>技術系調査役</td></tr> <tr><td>9</td><td>技術系課長</td></tr> </tbody> </table>	代行順位	役職	1	技術系所長代理	2	技術統括部長	3	環境・燃料部長	4	保全部長	5	保全部部长	6	発電部長	7	品質保証部長	8	技術系調査役	9	技術系課長	<p>表3 原子力防災管理者と発電所対策本部の各長の代行順位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>代行順位</th> <th>代行者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>所長代理</td></tr> <tr><td>2</td><td>次長(技術系担当)</td></tr> <tr><td>3</td><td>次長(保修担当)</td></tr> <tr><td>4</td><td>次長(安全対策推進担当)</td></tr> <tr><td>5</td><td>原子力安全・品質保証室長</td></tr> <tr><td>6</td><td>発電室長</td></tr> <tr><td>7</td><td>防災・安全対策室長</td></tr> <tr><td>8</td><td>原子力安全・品質保証室課長</td></tr> <tr><td>9</td><td>防災・安全対策室課長</td></tr> <tr><td>10</td><td>運営課長</td></tr> <tr><td>11</td><td>施設防護課長</td></tr> <tr><td>12</td><td>技術課長</td></tr> <tr><td>13</td><td>安全管理課長</td></tr> <tr><td>14</td><td>発電室課長</td></tr> <tr><td>15</td><td>保全計画課長</td></tr> <tr><td>16</td><td>電気保修課長</td></tr> <tr><td>17</td><td>制御保修課長</td></tr> <tr><td>18</td><td>機械保修課長</td></tr> <tr><td>19</td><td>原子力教育センター長</td></tr> <tr><td>20</td><td>運営課課長</td></tr> </tbody> </table> <p>発電所対策本部の各長の代行順位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各職</th> <th>職位</th> <th>1</th> <th>2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営部長(運営部長)</td> <td>運営部長</td> <td>運営部長</td> <td>運営部長(当直)</td> </tr> <tr> <td>環境・燃料部長(環境・燃料部長)</td> <td>環境・燃料部長</td> <td>環境・燃料部長</td> <td>燃料部長</td> </tr> <tr> <td>品質保証部長(品質保証部長)</td> <td>品質保証部長</td> <td>品質保証部長</td> <td>安全管理課長(化学担当)</td> </tr> <tr> <td>技術系調査役(技術系調査役)</td> <td>技術系調査役</td> <td>技術系調査役</td> <td>防災・安全対策室課長</td> </tr> <tr> <td>所長代理(所長代理)</td> <td>所長代理</td> <td>所長代理</td> <td>発電室長(当直)</td> </tr> <tr> <td>副所長(副所長)</td> <td>副所長</td> <td>副所長</td> <td>電気保修課長(安全対策推進担当)</td> </tr> <tr> <td>主任(主任)</td> <td>主任</td> <td>主任</td> <td>機械保修課長(設備管理担当)</td> </tr> <tr> <td>副主任(副主任)</td> <td>副主任</td> <td>副主任</td> <td>土木建築工務課長(土木担当)</td> </tr> </tbody> </table>	代行順位	代行者	1	所長代理	2	次長(技術系担当)	3	次長(保修担当)	4	次長(安全対策推進担当)	5	原子力安全・品質保証室長	6	発電室長	7	防災・安全対策室長	8	原子力安全・品質保証室課長	9	防災・安全対策室課長	10	運営課長	11	施設防護課長	12	技術課長	13	安全管理課長	14	発電室課長	15	保全計画課長	16	電気保修課長	17	制御保修課長	18	機械保修課長	19	原子力教育センター長	20	運営課課長	各職	職位	1	2	運営部長(運営部長)	運営部長	運営部長	運営部長(当直)	環境・燃料部長(環境・燃料部長)	環境・燃料部長	環境・燃料部長	燃料部長	品質保証部長(品質保証部長)	品質保証部長	品質保証部長	安全管理課長(化学担当)	技術系調査役(技術系調査役)	技術系調査役	技術系調査役	防災・安全対策室課長	所長代理(所長代理)	所長代理	所長代理	発電室長(当直)	副所長(副所長)	副所長	副所長	電気保修課長(安全対策推進担当)	主任(主任)	主任	主任	機械保修課長(設備管理担当)	副主任(副主任)	副主任	副主任	土木建築工務課長(土木担当)	<p>記載方針の相違 泊1、各班長の代行順位を記載</p>
代行順位	役職																																																																																																				
1	技術系所長代理																																																																																																				
2	技術統括部長																																																																																																				
3	環境・燃料部長																																																																																																				
4	保全部長																																																																																																				
5	保全部部长																																																																																																				
6	発電部長																																																																																																				
7	品質保証部長																																																																																																				
8	技術系調査役																																																																																																				
9	技術系課長																																																																																																				
代行順位	代行者																																																																																																				
1	所長代理																																																																																																				
2	次長(技術系担当)																																																																																																				
3	次長(保修担当)																																																																																																				
4	次長(安全対策推進担当)																																																																																																				
5	原子力安全・品質保証室長																																																																																																				
6	発電室長																																																																																																				
7	防災・安全対策室長																																																																																																				
8	原子力安全・品質保証室課長																																																																																																				
9	防災・安全対策室課長																																																																																																				
10	運営課長																																																																																																				
11	施設防護課長																																																																																																				
12	技術課長																																																																																																				
13	安全管理課長																																																																																																				
14	発電室課長																																																																																																				
15	保全計画課長																																																																																																				
16	電気保修課長																																																																																																				
17	制御保修課長																																																																																																				
18	機械保修課長																																																																																																				
19	原子力教育センター長																																																																																																				
20	運営課課長																																																																																																				
各職	職位	1	2																																																																																																		
運営部長(運営部長)	運営部長	運営部長	運営部長(当直)																																																																																																		
環境・燃料部長(環境・燃料部長)	環境・燃料部長	環境・燃料部長	燃料部長																																																																																																		
品質保証部長(品質保証部長)	品質保証部長	品質保証部長	安全管理課長(化学担当)																																																																																																		
技術系調査役(技術系調査役)	技術系調査役	技術系調査役	防災・安全対策室課長																																																																																																		
所長代理(所長代理)	所長代理	所長代理	発電室長(当直)																																																																																																		
副所長(副所長)	副所長	副所長	電気保修課長(安全対策推進担当)																																																																																																		
主任(主任)	主任	主任	機械保修課長(設備管理担当)																																																																																																		
副主任(副主任)	副主任	副主任	土木建築工務課長(土木担当)																																																																																																		

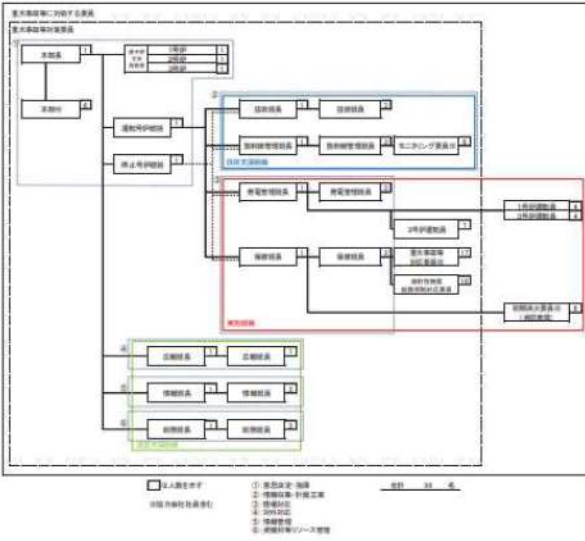
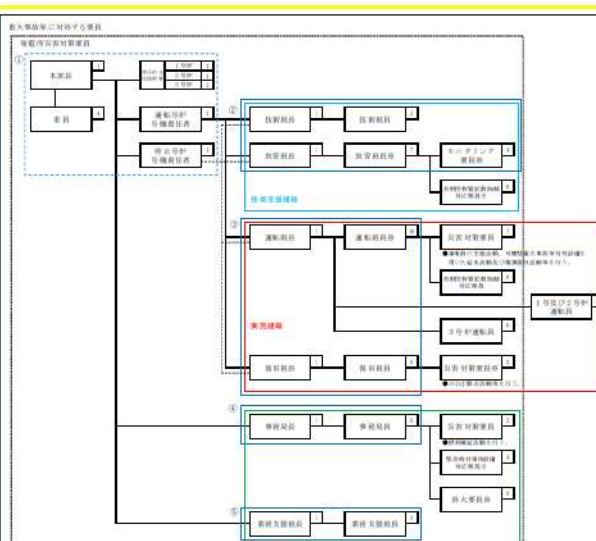
灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1図 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図(第2緊急体制・参集要員招集後)</p>	 <p>図1 泊発電所 原子力防災組織 体制図(参集要員招集後)</p>	<p>発電所原子力防災組織の相違 要員数、要員の名称、機能班の構成に相違はあるが、運転員、可搬型重大事故等対処設備を用いて電源復旧活動や給水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。</p>

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2図 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (第2緊急体制・複数号炉同時被災発生時)</p>	 <p>図2 泊発電所 原子力防災組織 体制図 (原子力緊急事態体制・複数号炉同時被災発生時)</p>	<p>発電所原子力防災組織の相違 要員数、要員の名称、機能班の構成に相違はあるが、運転員、可搬型重大事故等対処設備を用いて電源復旧活動や給水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。</p>

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【伊方3号炉技術的能力1.0まとめ資料から抜粋】</p> <p>発電所災害対策本部の体制が機能するまでは、当直長の指揮の下、運転員、緊急時対応要員を主体とした初動の体制を確保し、迅速な対応を図る。具体的には、当直長は関係箇所と通信連絡設備を用いて情報連携しながら緊急時対応要員へ指示を行う。緊急時対応要員は、当直長の指示の下、必要な重大事故等対策を行う。</p>	<p>第3図 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図(夜間及び休日)</p>	<p>図3 泊発電所 原子力防災組織 体制図(夜間及び休日)</p>	<p>初動体制の相違 要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型重大事故等対処設備を用いて電源復旧活動や給水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う本部要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の初動対応に必要な要員を確保する方針であることは女川と同様。</p> <p>泊は、発電所対策本部の体制が機能するまでは、発電課長(当直)が運転員及び災害対策要員を主体とした初動体制を確保する。(伊方と同様)</p> <p>災害対策要員は、運転員が行う対応操作の支援も行う。</p> <p>緊急時対策所の立ち上げ、中央制御室のチェンジングエリア設営、可搬型モニタリングの準備等を行う災害対策要員(支援)を確保している。</p>

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

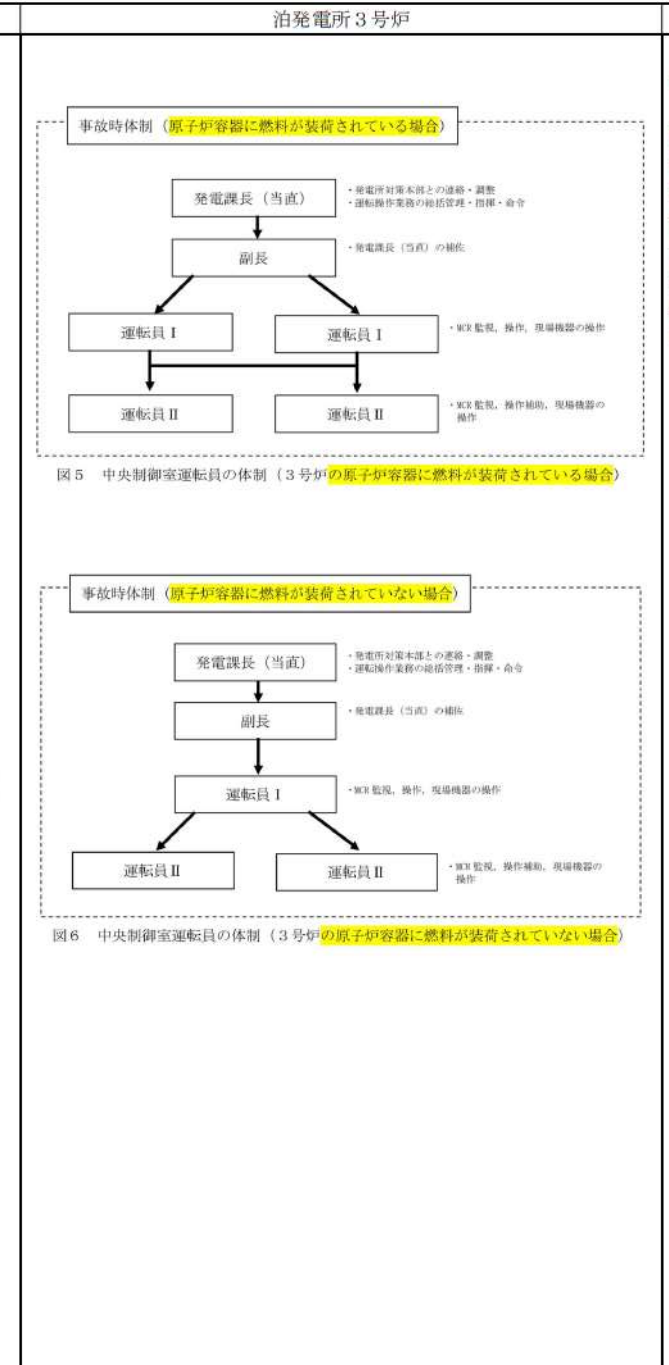
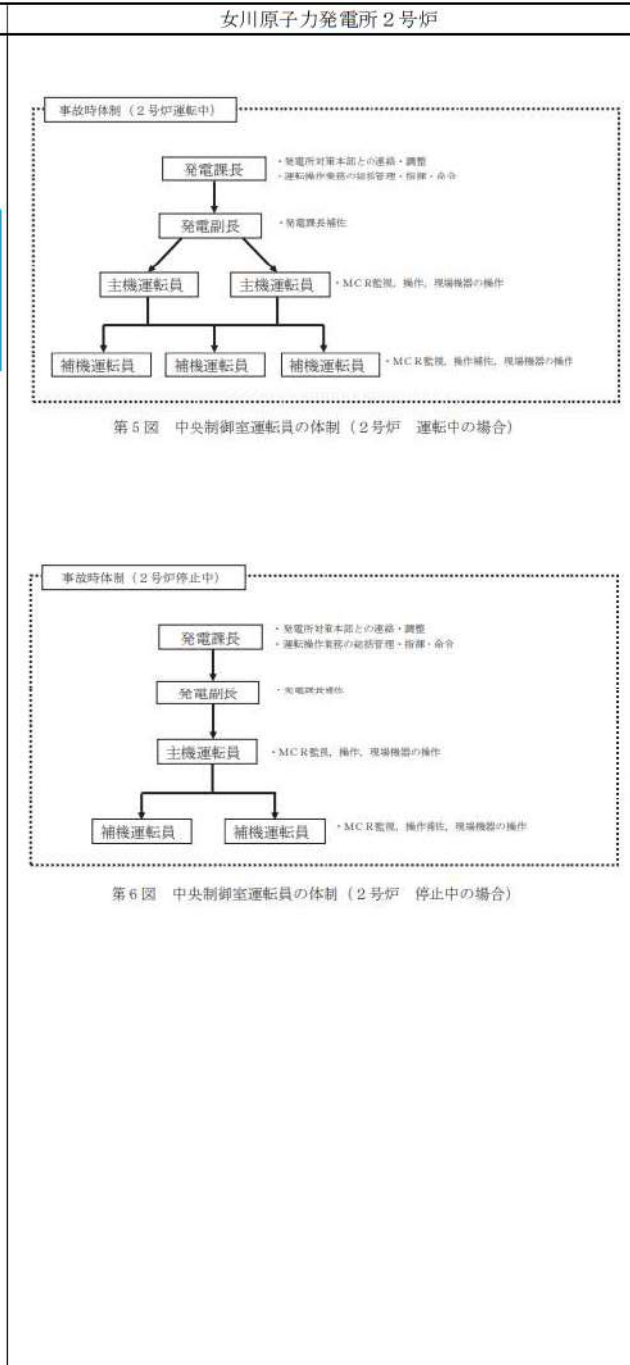
赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>第4図 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (放射性雲通過時)</p>	<p>図4 泊発電所 原子力防災組織 体制図 (ブルーム通過時)</p>	<p>発電所原子力防災組織の相違 要員数、要員の名称、機能班の構成に相違はあるが、運転員、可搬型重大事故等対応設備を用いて電源復旧活動や給水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。</p>

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉									
<p>【伊方3号炉技術的能力1.0まとめ資料 添付資料1.0.10から抜粋から抜粋】</p> <p>1. 運転員の要員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子炉の運転状態^{※1}</th> <th>必要な要員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2および3の場合</td> <td>10名以上(当直長を含む)</td> </tr> <tr> <td>モード4、5および6の場合</td> <td>8名以上(当直長を含む)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットのみ燃料体を貯蔵している期間</td> <td>5名以上(当直長を含む)</td> </tr> </tbody> </table>		原子炉の運転状態 ^{※1}	必要な要員数	モード1、2および3の場合	10名以上(当直長を含む)	モード4、5および6の場合	8名以上(当直長を含む)	使用済燃料ピットのみ燃料体を貯蔵している期間	5名以上(当直長を含む)
原子炉の運転状態 ^{※1}	必要な要員数								
モード1、2および3の場合	10名以上(当直長を含む)								
モード4、5および6の場合	8名以上(当直長を含む)								
使用済燃料ピットのみ燃料体を貯蔵している期間	5名以上(当直長を含む)								



相違理由

名称の相違

運用の相違
 使用済燃料ピットのみ燃料体を貯蔵している期間において重大事故等発生時に必要な運転員の要員数を確保する。(伊方と同様)

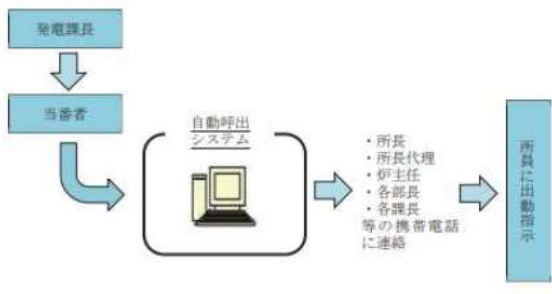
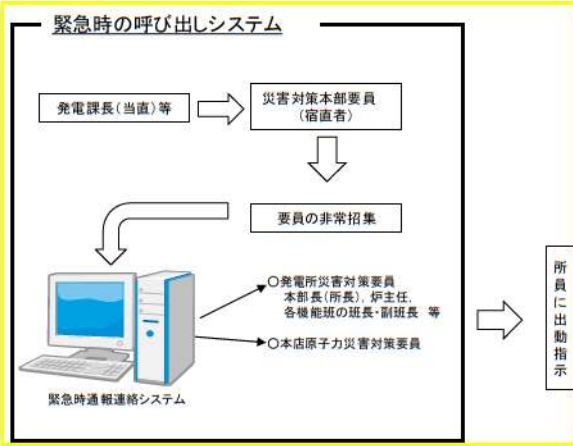
灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第7図 発電所における体制発令と要員の非常招集</p>	<p>図7 発電所における体制発令と要員の非常招集</p>	<p>名称の相違</p>

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第8図 自動呼出システムによる非常招集連絡</p>	 <p>図8 緊急時の呼び出しシステムによる非常招集連絡</p>	<p>要員、設備名称の相違</p>

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

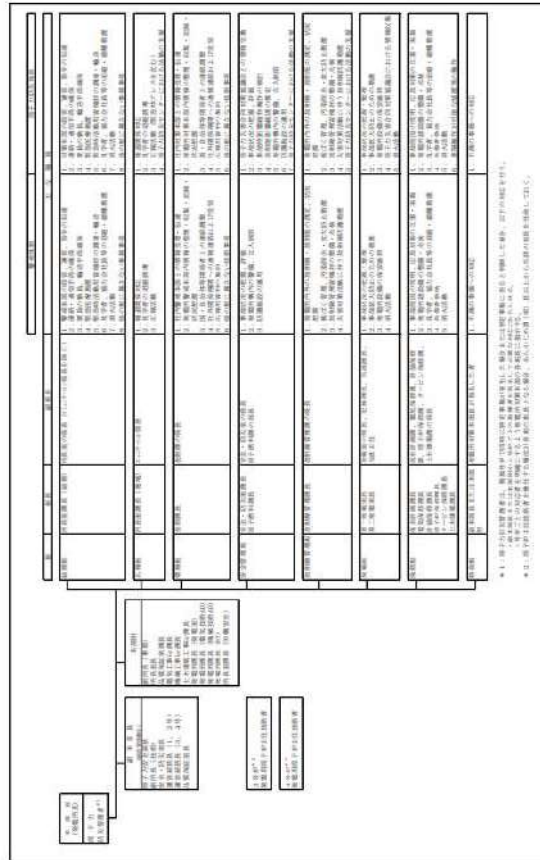
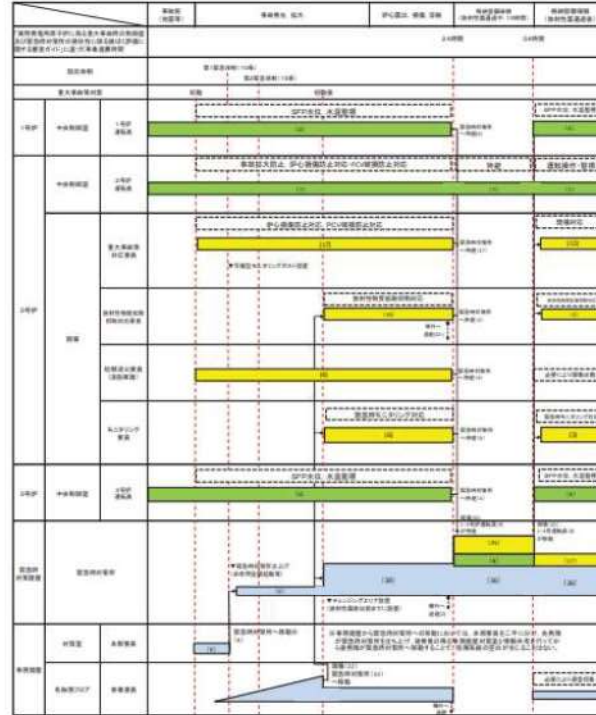


図1 発電所原子力緊急時対策本部の組織



第9図 重大事故等発生からの重大事故等対策要員の動き

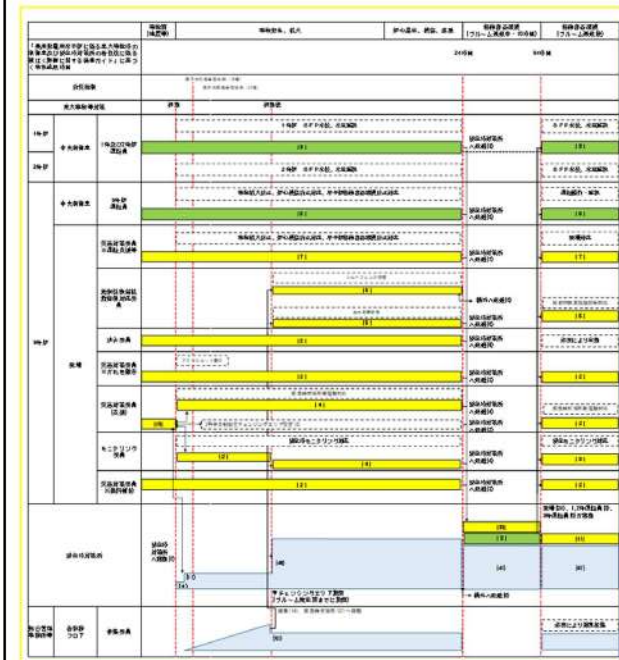


図9 重大事故等発生からの発電所災害対策要員の動き


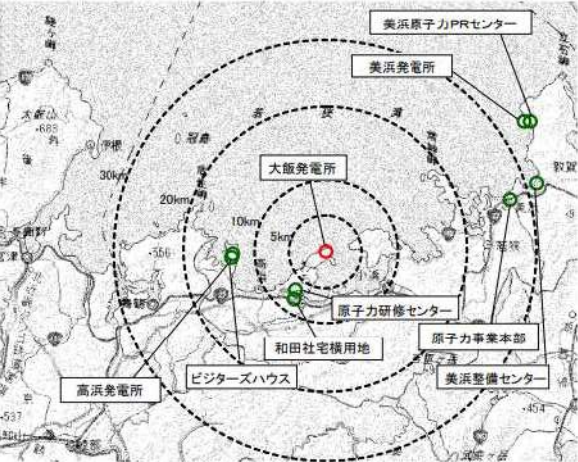

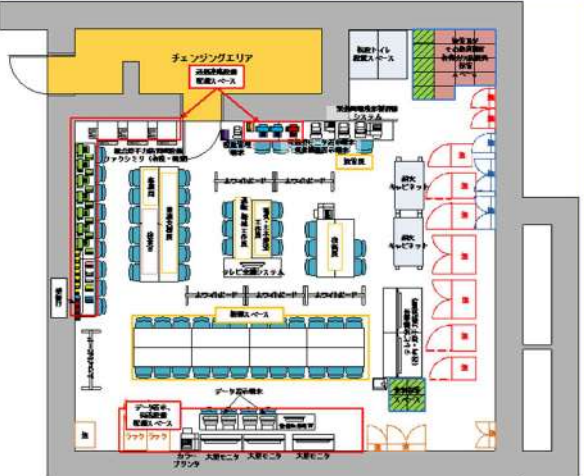
体制、要員数の相違理由は、比較表1.0.10-17ページと同様。

緊急時対策所に留まる要員の相違については、比較表1.0.10-20ページと同様。

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図3 防災組織全体図</p>  <p>図4 原子力事業所災害対策支援拠点の候補地</p>	 <p>【凡例】 ●:本部要員 ●:現場要員</p> <p>第11図 緊急時対策所内における各機能班、本店対策本部との情報共有イメージ</p>	 <p>注:本レイアウトについては詳細結果等により変更となる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指揮スペースには、発電所対策本部長、副本部長、号機責任者、各社長、事務局員等を配置している。 各機能班は、速達、入手したプラント状況、周辺状況、重大事故等への対応状況をホワイトボード、OA機器(パーソナルコンピュータ等)内の共通様式等に記載することで、対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。 事務局を中心に、発電所対策本部長、各社長の指示・命令、報告、発注内容をホワイトボード、OA機器内の共通様式等に記入することで、対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。 <p>図11 緊急時対策所内のレイアウト、情報共有のイメージ</p>	<p>緊急時対策所レイアウトの相違</p>

灰色：大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

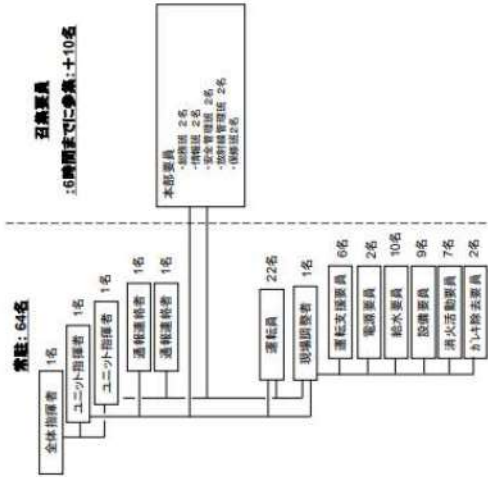


図7 重大事故等発生時における初動対応体制（休日、夜間の例）

部署	人数	主な役割
全体指揮者	1名	原子力発電所全体の緊急事態発生時の指揮・調整を行うこと（優先的に赴任）
副指揮者	1名	原子力発電所全体の緊急事態発生時の指揮・調整を行うこと（優先的に赴任）
ユニット指揮者	1名	各ユニットの緊急事態発生時の指揮・調整を行うこと（優先的に赴任）
副ユニット指揮者	1名	各ユニットの緊急事態発生時の指揮・調整を行うこと（優先的に赴任）
運転連絡係	1名	運転員との連絡・調整を行うこと
通報連絡係	1名	関係機関との連絡・調整を行うこと
本部要員	10名	本部からの指示を受け、現場での対応を支援すること
運転員	22名	原子力発電所の運転・監視を行うこと
現場調整員	1名	現場での作業を調整すること

※運転員より超過要員は、主要要員が、単一の機関内での対応が困難な場合に、運転員の増援として、運転員との協働作業が必要となる。全体の体制については、全体の体制を参照する。

(例) 全面緊急事態発生時の情報発信体制（フェーズ1：原子力緊急事態宣言後の初期の対応段階）

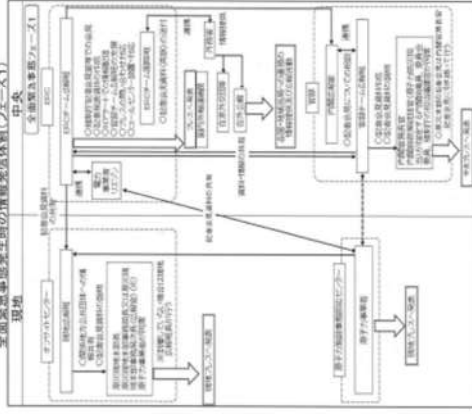


図16 全面緊急事態発生時の情報発信体制

(例) 全面緊急事態発生時の情報発信体制（フェーズ1：原子力緊急事態宣言後の初期の対応段階）

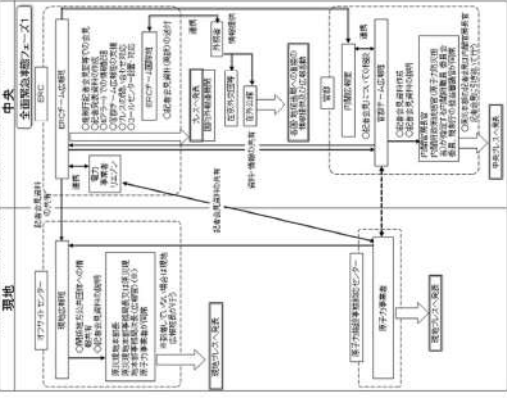


図15 全面緊急事態発生時の情報発信体制

【中央、現地、原子力事業者の情報発信体制、役割分担】

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、初期段階の事故情報等に関する中央での記者会見については、原則として首脳に一元化する。
- オフサイトセンターでの情報発信は、原発現地本部長、原発現地本部長事務局長、原発現地本部長副次長（広域官）（現地に到着していない場合は、現地広報班長）等が必要に応じて記者会見を行うものとする。その際、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者が対応を要請。
- 原子力事業者における情報発信は、原子力事業者と連携して、特に必要とされる場合は、規制庁長官が指定する規制庁職員が、記者会見を行うものとする。その記者会見の情報については、官邸チーム広報班及びE.R.C.チーム広報班に共有する。

また、フェーズの進展に応じて地方公共団体・住民等とコミュニケーションをとって作業を進める。

【中央、現地、原子力事業者の情報発信体制、役割分担】

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、初期段階の事故情報等に関する中央での記者会見については、原則として首脳に一元化する。
- 官邸での記者会見に向けた情報収集及び記者会見の準備については、内閣府政策総括官（原子力防災担当）が指定する規制庁職員が、官邸チーム広報班及び規制庁長官が指定する規制庁職員の下、官邸チーム広報班その他の官邸チーム主要機能班（プラント班、放射線班、住民安全班等）、関係省庁、原子力事業者等が連携。
- オフサイトセンターでの情報発信は、原発現地本部長、原発現地本部長事務局長、原発現地本部長副次長（広域官）（現地に到着していない場合は、現地広報班長）等が必要に応じて記者会見を行うものとする。その際、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者が対応を要請。
- 原子力事業者における情報発信は、原子力事業者と連携して、特に必要とされる場合は、規制庁長官が指定する規制庁職員が、記者会見を行うものとする。その記者会見の情報については、官邸チーム広報班及びE.R.C.チーム広報班に共有する。

また、フェーズの進展に応じて地方公共団体・住民等とコミュニケーションをとって作業を進める。

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

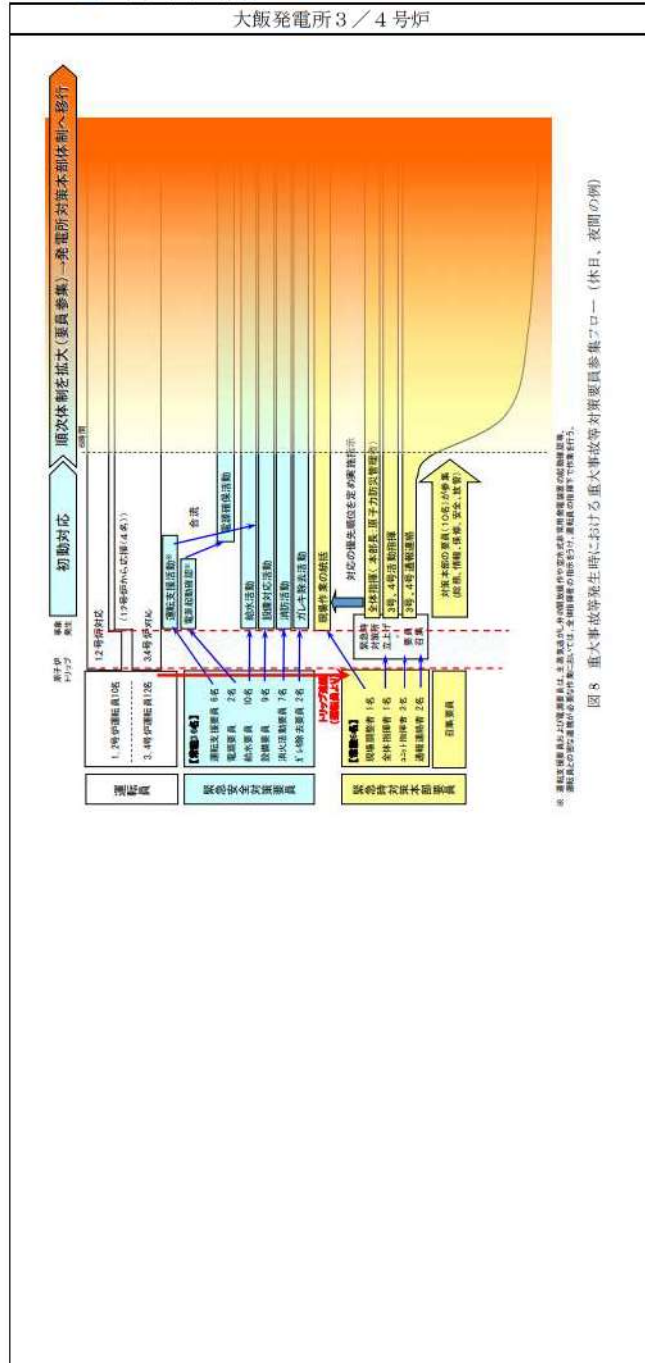


図8 重大事故等発生時における重大事故等対策委員参集フロー(休日、夜間の例)



第16図 本店対策本部及び原子力事業所災害対策支援拠点の構成

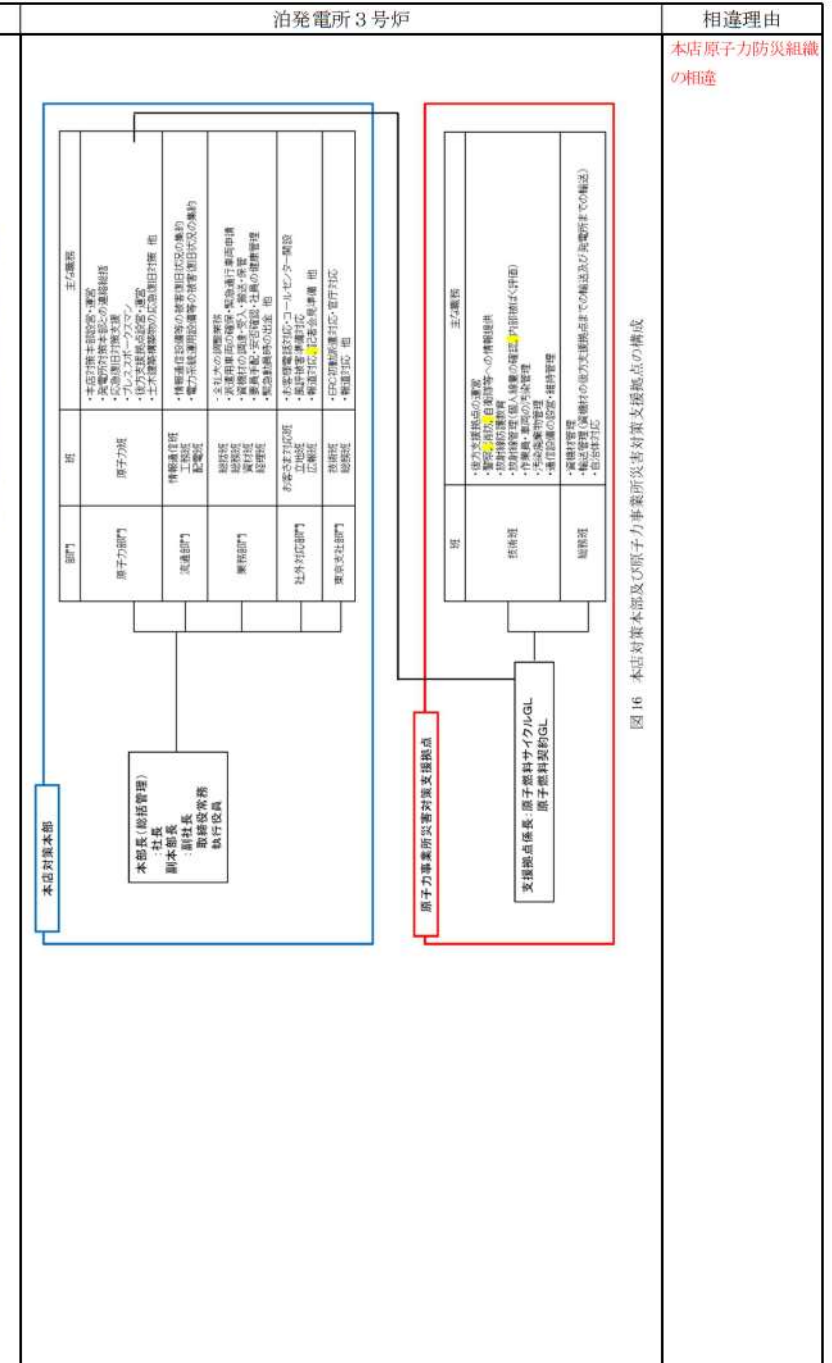


図16 本店対策本部及び原子力事業所災害対策支援拠点の構成

本店原子力防災組織の相違

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図9 3、4号同時発生時における実施組織と支援組織</p> <p>図9 3、4号同時発生時における実施組織と支援組織</p>			

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

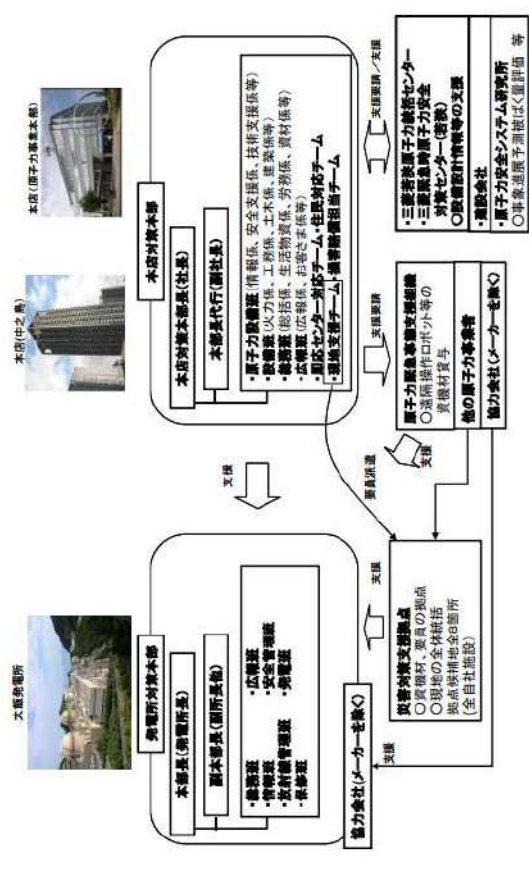
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>大阪発電所 本部(中之島) 本部(原子力管理本部)</p> <p>大阪所内製本部 本部長(新田所長) 本部長代行(岡社長) 電力設備課 情報係、安全支援係、技術支援係等 設備課(1号炉係、2号炉係、土木係、建築係等) 検査課(給排水係、生活物流係、汚濁係、放射係等) 放射線(放射線係、放射線管理係、放射線管理係) 放射線(放射線係、放射線管理係、放射線管理係) 放射線(放射線係、放射線管理係、放射線管理係) 放射線(放射線係、放射線管理係、放射線管理係)</p> <p>電力会社(メーカー一社) 放射線対策推進員 〇資格内、要員の拠点 〇現在の全体統括 拠点候補地全8箇所 (全自社施設)</p> <p>電力会社(メーカー一社) 電力設備課 〇遠隔操作ロボット等の 交換対応 電力会社(メーカー一社) 電力設備課 〇遠隔操作ロボット等の 交換対応 電力会社(メーカー一社) 電力設備課 〇遠隔操作ロボット等の 交換対応</p> <p>三遊者(原子力技術センター) 三遊者(原子力技術センター) 三遊者(原子力技術センター) 〇設備設計情報等の支援 電力会社 電力会社(システム開発所) 〇緊急選定予選候補者評価等</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>

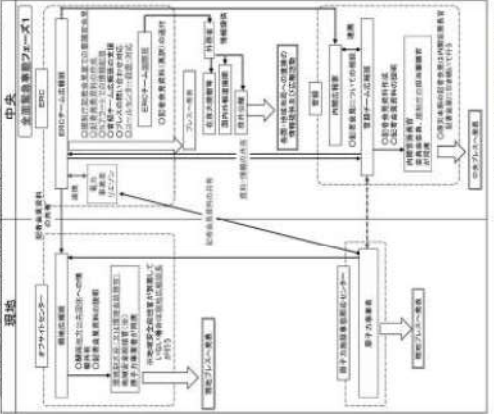
図10 発電所体制と本部及び外部支援体制

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(例)全面緊急事態発生時の情報発信体制(フェーズ1:原子力緊急事態宣言後の初期の対応段階)</p> <p>【中央、現地、原子力事業者の情報発信体制、役割分担】</p> <p>①迅速かつ適切な広報活動を行うため、初期段階の事故情報等に關する中央での記者会見については原則として官邸へ一元化。</p> <p>官邸での記者会見に向けた情報収集及び記者会見の準備については、規制庁次長の統括の下、官邸チーム広報班その他の官邸チーム主要職員班、関係者庁、原子力事業者等が連携。</p> <p>②オフサイトセンターでの情報発信に関しては、環境副大臣(又は環境大臣政務官)及び原子力地域安全総括官が必要に応じて記者会見を行うものとする。その際、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者に対応を要請。</p> <p>③原子力事業所における情報発信に関しては、原子力事業者と連携して、初に必要な場合は、緊急事態列その記者会見の情報については、官邸チーム広報班及びERCチーム広報班に共有。</p> <p>また、フェーズの進展に応じて地方公共団体・住民等とコミュニケーションをとって作業を進める。</p>  <p>図11 全面緊急事態発生時の情報発信体制</p>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図12 緊急時対策本部要員による通報連絡について</p> <p>図12 緊急時対策本部要員による通報連絡について</p>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																									
<p>表1 初動対応体制(平成28年10月時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>体制</th> <th>チーム長</th> <th>主な活動場所</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>即応センター対応チーム</td> <td>10人</td> <td>原子力発電部長</td> <td>原子力事業本部(原子力施設事故対応センター※1)</td> <td>・センターの設置・運営、会議の事務、関係省庁派遣要員の対応</td> </tr> <tr> <td>現地支援チーム</td> <td>15人</td> <td>原子力企画部門総括</td> <td>原子力事業本部又は原子力事業所災害対策等支援拠点※2</td> <td>・拠点の選定、支援物資の調達・輸送・管理、区域出入管理・汚染測定</td> </tr> <tr> <td>住民対応チーム</td> <td>10人</td> <td>原子力企画部長</td> <td>原子力事業本部</td> <td>・自治体との連携、避難所・被災者・地域モニタリングの対応計画作成</td> </tr> <tr> <td>損害賠償担当チーム</td> <td>12人</td> <td>法務部長</td> <td>中之島本店</td> <td>・相談窓口の設置、損害対応計画の作成</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「原子力災害対策特別措置法」に基づき原子力事業者が作成する「原子力事業者防災業務計画(原子力災害発生時)」に基づき、原子力事業者が設置する「原子力災害対策本部」の設置場所(原子力施設)に設置する。原子力事業者が設置する「原子力災害対策本部」の設置場所は、原子力事業者が設置する「原子力災害対策本部」の設置場所(原子力施設)に設置する。原子力事業者が設置する「原子力災害対策本部」の設置場所は、原子力事業者が設置する「原子力災害対策本部」の設置場所(原子力施設)に設置する。</p> <p>※2 「原子力災害対策特別措置法」に基づき原子力事業者が作成する「原子力事業者防災業務計画(原子力災害発生時)」に基づき、原子力事業者が設置する「原子力災害対策本部」の設置場所は、原子力事業者が設置する「原子力災害対策本部」の設置場所(原子力施設)に設置する。</p>							チーム名	体制	チーム長	主な活動場所	主な活動内容	即応センター対応チーム	10人	原子力発電部長	原子力事業本部(原子力施設事故対応センター※1)	・センターの設置・運営、会議の事務、関係省庁派遣要員の対応	現地支援チーム	15人	原子力企画部門総括	原子力事業本部又は原子力事業所災害対策等支援拠点※2	・拠点の選定、支援物資の調達・輸送・管理、区域出入管理・汚染測定	住民対応チーム	10人	原子力企画部長	原子力事業本部	・自治体との連携、避難所・被災者・地域モニタリングの対応計画作成	損害賠償担当チーム	12人	法務部長	中之島本店	・相談窓口の設置、損害対応計画の作成
チーム名	体制	チーム長	主な活動場所	主な活動内容																											
即応センター対応チーム	10人	原子力発電部長	原子力事業本部(原子力施設事故対応センター※1)	・センターの設置・運営、会議の事務、関係省庁派遣要員の対応																											
現地支援チーム	15人	原子力企画部門総括	原子力事業本部又は原子力事業所災害対策等支援拠点※2	・拠点の選定、支援物資の調達・輸送・管理、区域出入管理・汚染測定																											
住民対応チーム	10人	原子力企画部長	原子力事業本部	・自治体との連携、避難所・被災者・地域モニタリングの対応計画作成																											
損害賠償担当チーム	12人	法務部長	中之島本店	・相談窓口の設置、損害対応計画の作成																											

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表2 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材							
分 項	名 称	数 量	点 検 頻 度	保管場所			
出入管理	入構管理証発行機	1式	1回/年	美浜整備センター			
	作業者証発行機	1式	1回/年	美浜整備センター			
	放射線防護教育資料	100部	1回/年	美浜整備センター			
計測器類	表面汚染測定用サーベイメータ	6台	1回/年	美浜整備センター			
	NaIシンチレーションサーベイメータ	1台	1回/年	美浜整備センター			
	電離箱サーベイメータ	1台	1回/年	美浜整備センター			
	個人被ばく線量測定器	150台	1回/年	美浜整備センター			
	ホールボディカウンタ ^{※1}	1台	1回/年	非居住用電源			
放射線障害防護用品	汚染防護服	1,000着	1回/年	美浜整備センター			
	全面マスク	250個	1回/年	美浜整備センター			
	チャコールカートリッジ	2,000個	1回/年	美浜整備センター			
非常用通信機器	衛星電話	2回線	1回/年	美浜整備センター			
	携帯電話	5回線	—	—			
その他資機材	ヨウ素剤	2,000錠	1回/年	原子力事業本部 健康管理室			
	除染用機材(シャワー設備等)	2台	1回/年	美浜整備センター			
	除染キット	1式	1回/年	美浜整備センター			
	養生資材	1式	1回/年	美浜整備センター			
	非常用食糧 ^{※2}	—	—	—			
	小型発電機(2.6kVA)	4台	1回/年	美浜整備センター			
	資機材輸送車両 ^{※3}	2台	—	—			
	燃料(ガソリン) ^{※4}	—	—	—			
<p>※1:発災後に拠点へ搬入する。 ※2:最寄の小売店から調達する。 ※3:協力会社との輸送車両調達の覚書を締結する。 ※4:保管場所からの輸送については陸路を基本とし、確実に輸送できる経路をもって行う。</p>							

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由													
<p>表3 発想対策本部要員の通常時と本番体制における職務と力量</p> <p>表3-1 通常時体制の職務と力量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>職務</th> <th>力量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表3-1-1</td> <td>表3-1-1-1 表3-1-1-2 表3-1-1-3 表3-1-1-4 表3-1-1-5 表3-1-1-6 表3-1-1-7 表3-1-1-8 表3-1-1-9 表3-1-1-10 表3-1-1-11 表3-1-1-12 表3-1-1-13 表3-1-1-14 表3-1-1-15 表3-1-1-16 表3-1-1-17 表3-1-1-18 表3-1-1-19 表3-1-1-20 表3-1-1-21 表3-1-1-22 表3-1-1-23 表3-1-1-24 表3-1-1-25 表3-1-1-26 表3-1-1-27 表3-1-1-28 表3-1-1-29 表3-1-1-30 表3-1-1-31 表3-1-1-32 表3-1-1-33 表3-1-1-34 表3-1-1-35 表3-1-1-36 表3-1-1-37 表3-1-1-38 表3-1-1-39 表3-1-1-40 表3-1-1-41 表3-1-1-42 表3-1-1-43 表3-1-1-44 表3-1-1-45 表3-1-1-46 表3-1-1-47 表3-1-1-48 表3-1-1-49 表3-1-1-50 表3-1-1-51 表3-1-1-52 表3-1-1-53 表3-1-1-54 表3-1-1-55 表3-1-1-56 表3-1-1-57 表3-1-1-58 表3-1-1-59 表3-1-1-60 表3-1-1-61 表3-1-1-62 表3-1-1-63 表3-1-1-64 表3-1-1-65 表3-1-1-66 表3-1-1-67 表3-1-1-68 表3-1-1-69 表3-1-1-70 表3-1-1-71 表3-1-1-72 表3-1-1-73 表3-1-1-74 表3-1-1-75 表3-1-1-76 表3-1-1-77 表3-1-1-78 表3-1-1-79 表3-1-1-80 表3-1-1-81 表3-1-1-82 表3-1-1-83 表3-1-1-84 表3-1-1-85 表3-1-1-86 表3-1-1-87 表3-1-1-88 表3-1-1-89 表3-1-1-90 表3-1-1-91 表3-1-1-92 表3-1-1-93 表3-1-1-94 表3-1-1-95 表3-1-1-96 表3-1-1-97 表3-1-1-98 表3-1-1-99 表3-1-1-100</td> <td>表3-1-1-1 表3-1-1-2 表3-1-1-3 表3-1-1-4 表3-1-1-5 表3-1-1-6 表3-1-1-7 表3-1-1-8 表3-1-1-9 表3-1-1-10 表3-1-1-11 表3-1-1-12 表3-1-1-13 表3-1-1-14 表3-1-1-15 表3-1-1-16 表3-1-1-17 表3-1-1-18 表3-1-1-19 表3-1-1-20 表3-1-1-21 表3-1-1-22 表3-1-1-23 表3-1-1-24 表3-1-1-25 表3-1-1-26 表3-1-1-27 表3-1-1-28 表3-1-1-29 表3-1-1-30 表3-1-1-31 表3-1-1-32 表3-1-1-33 表3-1-1-34 表3-1-1-35 表3-1-1-36 表3-1-1-37 表3-1-1-38 表3-1-1-39 表3-1-1-40 表3-1-1-41 表3-1-1-42 表3-1-1-43 表3-1-1-44 表3-1-1-45 表3-1-1-46 表3-1-1-47 表3-1-1-48 表3-1-1-49 表3-1-1-50 表3-1-1-51 表3-1-1-52 表3-1-1-53 表3-1-1-54 表3-1-1-55 表3-1-1-56 表3-1-1-57 表3-1-1-58 表3-1-1-59 表3-1-1-60 表3-1-1-61 表3-1-1-62 表3-1-1-63 表3-1-1-64 表3-1-1-65 表3-1-1-66 表3-1-1-67 表3-1-1-68 表3-1-1-69 表3-1-1-70 表3-1-1-71 表3-1-1-72 表3-1-1-73 表3-1-1-74 表3-1-1-75 表3-1-1-76 表3-1-1-77 表3-1-1-78 表3-1-1-79 表3-1-1-80 表3-1-1-81 表3-1-1-82 表3-1-1-83 表3-1-1-84 表3-1-1-85 表3-1-1-86 表3-1-1-87 表3-1-1-88 表3-1-1-89 表3-1-1-90 表3-1-1-91 表3-1-1-92 表3-1-1-93 表3-1-1-94 表3-1-1-95 表3-1-1-96 表3-1-1-97 表3-1-1-98 表3-1-1-99 表3-1-1-100</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3-2 発想対策本部要員の通常時と本番体制における職務と力量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>職務</th> <th>力量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表3-2-1</td> <td>表3-2-1-1 表3-2-1-2 表3-2-1-3 表3-2-1-4 表3-2-1-5 表3-2-1-6 表3-2-1-7 表3-2-1-8 表3-2-1-9 表3-2-1-10 表3-2-1-11 表3-2-1-12 表3-2-1-13 表3-2-1-14 表3-2-1-15 表3-2-1-16 表3-2-1-17 表3-2-1-18 表3-2-1-19 表3-2-1-20 表3-2-1-21 表3-2-1-22 表3-2-1-23 表3-2-1-24 表3-2-1-25 表3-2-1-26 表3-2-1-27 表3-2-1-28 表3-2-1-29 表3-2-1-30 表3-2-1-31 表3-2-1-32 表3-2-1-33 表3-2-1-34 表3-2-1-35 表3-2-1-36 表3-2-1-37 表3-2-1-38 表3-2-1-39 表3-2-1-40 表3-2-1-41 表3-2-1-42 表3-2-1-43 表3-2-1-44 表3-2-1-45 表3-2-1-46 表3-2-1-47 表3-2-1-48 表3-2-1-49 表3-2-1-50 表3-2-1-51 表3-2-1-52 表3-2-1-53 表3-2-1-54 表3-2-1-55 表3-2-1-56 表3-2-1-57 表3-2-1-58 表3-2-1-59 表3-2-1-60 表3-2-1-61 表3-2-1-62 表3-2-1-63 表3-2-1-64 表3-2-1-65 表3-2-1-66 表3-2-1-67 表3-2-1-68 表3-2-1-69 表3-2-1-70 表3-2-1-71 表3-2-1-72 表3-2-1-73 表3-2-1-74 表3-2-1-75 表3-2-1-76 表3-2-1-77 表3-2-1-78 表3-2-1-79 表3-2-1-80 表3-2-1-81 表3-2-1-82 表3-2-1-83 表3-2-1-84 表3-2-1-85 表3-2-1-86 表3-2-1-87 表3-2-1-88 表3-2-1-89 表3-2-1-90 表3-2-1-91 表3-2-1-92 表3-2-1-93 表3-2-1-94 表3-2-1-95 表3-2-1-96 表3-2-1-97 表3-2-1-98 表3-2-1-99 表3-2-1-100</td> <td>表3-2-1-1 表3-2-1-2 表3-2-1-3 表3-2-1-4 表3-2-1-5 表3-2-1-6 表3-2-1-7 表3-2-1-8 表3-2-1-9 表3-2-1-10 表3-2-1-11 表3-2-1-12 表3-2-1-13 表3-2-1-14 表3-2-1-15 表3-2-1-16 表3-2-1-17 表3-2-1-18 表3-2-1-19 表3-2-1-20 表3-2-1-21 表3-2-1-22 表3-2-1-23 表3-2-1-24 表3-2-1-25 表3-2-1-26 表3-2-1-27 表3-2-1-28 表3-2-1-29 表3-2-1-30 表3-2-1-31 表3-2-1-32 表3-2-1-33 表3-2-1-34 表3-2-1-35 表3-2-1-36 表3-2-1-37 表3-2-1-38 表3-2-1-39 表3-2-1-40 表3-2-1-41 表3-2-1-42 表3-2-1-43 表3-2-1-44 表3-2-1-45 表3-2-1-46 表3-2-1-47 表3-2-1-48 表3-2-1-49 表3-2-1-50 表3-2-1-51 表3-2-1-52 表3-2-1-53 表3-2-1-54 表3-2-1-55 表3-2-1-56 表3-2-1-57 表3-2-1-58 表3-2-1-59 表3-2-1-60 表3-2-1-61 表3-2-1-62 表3-2-1-63 表3-2-1-64 表3-2-1-65 表3-2-1-66 表3-2-1-67 表3-2-1-68 表3-2-1-69 表3-2-1-70 表3-2-1-71 表3-2-1-72 表3-2-1-73 表3-2-1-74 表3-2-1-75 表3-2-1-76 表3-2-1-77 表3-2-1-78 表3-2-1-79 表3-2-1-80 表3-2-1-81 表3-2-1-82 表3-2-1-83 表3-2-1-84 表3-2-1-85 表3-2-1-86 表3-2-1-87 表3-2-1-88 表3-2-1-89 表3-2-1-90 表3-2-1-91 表3-2-1-92 表3-2-1-93 表3-2-1-94 表3-2-1-95 表3-2-1-96 表3-2-1-97 表3-2-1-98 表3-2-1-99 表3-2-1-100</td> </tr> </tbody> </table>								項目	職務	力量	表3-1-1	表3-1-1-1 表3-1-1-2 表3-1-1-3 表3-1-1-4 表3-1-1-5 表3-1-1-6 表3-1-1-7 表3-1-1-8 表3-1-1-9 表3-1-1-10 表3-1-1-11 表3-1-1-12 表3-1-1-13 表3-1-1-14 表3-1-1-15 表3-1-1-16 表3-1-1-17 表3-1-1-18 表3-1-1-19 表3-1-1-20 表3-1-1-21 表3-1-1-22 表3-1-1-23 表3-1-1-24 表3-1-1-25 表3-1-1-26 表3-1-1-27 表3-1-1-28 表3-1-1-29 表3-1-1-30 表3-1-1-31 表3-1-1-32 表3-1-1-33 表3-1-1-34 表3-1-1-35 表3-1-1-36 表3-1-1-37 表3-1-1-38 表3-1-1-39 表3-1-1-40 表3-1-1-41 表3-1-1-42 表3-1-1-43 表3-1-1-44 表3-1-1-45 表3-1-1-46 表3-1-1-47 表3-1-1-48 表3-1-1-49 表3-1-1-50 表3-1-1-51 表3-1-1-52 表3-1-1-53 表3-1-1-54 表3-1-1-55 表3-1-1-56 表3-1-1-57 表3-1-1-58 表3-1-1-59 表3-1-1-60 表3-1-1-61 表3-1-1-62 表3-1-1-63 表3-1-1-64 表3-1-1-65 表3-1-1-66 表3-1-1-67 表3-1-1-68 表3-1-1-69 表3-1-1-70 表3-1-1-71 表3-1-1-72 表3-1-1-73 表3-1-1-74 表3-1-1-75 表3-1-1-76 表3-1-1-77 表3-1-1-78 表3-1-1-79 表3-1-1-80 表3-1-1-81 表3-1-1-82 表3-1-1-83 表3-1-1-84 表3-1-1-85 表3-1-1-86 表3-1-1-87 表3-1-1-88 表3-1-1-89 表3-1-1-90 表3-1-1-91 表3-1-1-92 表3-1-1-93 表3-1-1-94 表3-1-1-95 表3-1-1-96 表3-1-1-97 表3-1-1-98 表3-1-1-99 表3-1-1-100	表3-1-1-1 表3-1-1-2 表3-1-1-3 表3-1-1-4 表3-1-1-5 表3-1-1-6 表3-1-1-7 表3-1-1-8 表3-1-1-9 表3-1-1-10 表3-1-1-11 表3-1-1-12 表3-1-1-13 表3-1-1-14 表3-1-1-15 表3-1-1-16 表3-1-1-17 表3-1-1-18 表3-1-1-19 表3-1-1-20 表3-1-1-21 表3-1-1-22 表3-1-1-23 表3-1-1-24 表3-1-1-25 表3-1-1-26 表3-1-1-27 表3-1-1-28 表3-1-1-29 表3-1-1-30 表3-1-1-31 表3-1-1-32 表3-1-1-33 表3-1-1-34 表3-1-1-35 表3-1-1-36 表3-1-1-37 表3-1-1-38 表3-1-1-39 表3-1-1-40 表3-1-1-41 表3-1-1-42 表3-1-1-43 表3-1-1-44 表3-1-1-45 表3-1-1-46 表3-1-1-47 表3-1-1-48 表3-1-1-49 表3-1-1-50 表3-1-1-51 表3-1-1-52 表3-1-1-53 表3-1-1-54 表3-1-1-55 表3-1-1-56 表3-1-1-57 表3-1-1-58 表3-1-1-59 表3-1-1-60 表3-1-1-61 表3-1-1-62 表3-1-1-63 表3-1-1-64 表3-1-1-65 表3-1-1-66 表3-1-1-67 表3-1-1-68 表3-1-1-69 表3-1-1-70 表3-1-1-71 表3-1-1-72 表3-1-1-73 表3-1-1-74 表3-1-1-75 表3-1-1-76 表3-1-1-77 表3-1-1-78 表3-1-1-79 表3-1-1-80 表3-1-1-81 表3-1-1-82 表3-1-1-83 表3-1-1-84 表3-1-1-85 表3-1-1-86 表3-1-1-87 表3-1-1-88 表3-1-1-89 表3-1-1-90 表3-1-1-91 表3-1-1-92 表3-1-1-93 表3-1-1-94 表3-1-1-95 表3-1-1-96 表3-1-1-97 表3-1-1-98 表3-1-1-99 表3-1-1-100	項目	職務	力量	表3-2-1	表3-2-1-1 表3-2-1-2 表3-2-1-3 表3-2-1-4 表3-2-1-5 表3-2-1-6 表3-2-1-7 表3-2-1-8 表3-2-1-9 表3-2-1-10 表3-2-1-11 表3-2-1-12 表3-2-1-13 表3-2-1-14 表3-2-1-15 表3-2-1-16 表3-2-1-17 表3-2-1-18 表3-2-1-19 表3-2-1-20 表3-2-1-21 表3-2-1-22 表3-2-1-23 表3-2-1-24 表3-2-1-25 表3-2-1-26 表3-2-1-27 表3-2-1-28 表3-2-1-29 表3-2-1-30 表3-2-1-31 表3-2-1-32 表3-2-1-33 表3-2-1-34 表3-2-1-35 表3-2-1-36 表3-2-1-37 表3-2-1-38 表3-2-1-39 表3-2-1-40 表3-2-1-41 表3-2-1-42 表3-2-1-43 表3-2-1-44 表3-2-1-45 表3-2-1-46 表3-2-1-47 表3-2-1-48 表3-2-1-49 表3-2-1-50 表3-2-1-51 表3-2-1-52 表3-2-1-53 表3-2-1-54 表3-2-1-55 表3-2-1-56 表3-2-1-57 表3-2-1-58 表3-2-1-59 表3-2-1-60 表3-2-1-61 表3-2-1-62 表3-2-1-63 表3-2-1-64 表3-2-1-65 表3-2-1-66 表3-2-1-67 表3-2-1-68 表3-2-1-69 表3-2-1-70 表3-2-1-71 表3-2-1-72 表3-2-1-73 表3-2-1-74 表3-2-1-75 表3-2-1-76 表3-2-1-77 表3-2-1-78 表3-2-1-79 表3-2-1-80 表3-2-1-81 表3-2-1-82 表3-2-1-83 表3-2-1-84 表3-2-1-85 表3-2-1-86 表3-2-1-87 表3-2-1-88 表3-2-1-89 表3-2-1-90 表3-2-1-91 表3-2-1-92 表3-2-1-93 表3-2-1-94 表3-2-1-95 表3-2-1-96 表3-2-1-97 表3-2-1-98 表3-2-1-99 表3-2-1-100	表3-2-1-1 表3-2-1-2 表3-2-1-3 表3-2-1-4 表3-2-1-5 表3-2-1-6 表3-2-1-7 表3-2-1-8 表3-2-1-9 表3-2-1-10 表3-2-1-11 表3-2-1-12 表3-2-1-13 表3-2-1-14 表3-2-1-15 表3-2-1-16 表3-2-1-17 表3-2-1-18 表3-2-1-19 表3-2-1-20 表3-2-1-21 表3-2-1-22 表3-2-1-23 表3-2-1-24 表3-2-1-25 表3-2-1-26 表3-2-1-27 表3-2-1-28 表3-2-1-29 表3-2-1-30 表3-2-1-31 表3-2-1-32 表3-2-1-33 表3-2-1-34 表3-2-1-35 表3-2-1-36 表3-2-1-37 表3-2-1-38 表3-2-1-39 表3-2-1-40 表3-2-1-41 表3-2-1-42 表3-2-1-43 表3-2-1-44 表3-2-1-45 表3-2-1-46 表3-2-1-47 表3-2-1-48 表3-2-1-49 表3-2-1-50 表3-2-1-51 表3-2-1-52 表3-2-1-53 表3-2-1-54 表3-2-1-55 表3-2-1-56 表3-2-1-57 表3-2-1-58 表3-2-1-59 表3-2-1-60 表3-2-1-61 表3-2-1-62 表3-2-1-63 表3-2-1-64 表3-2-1-65 表3-2-1-66 表3-2-1-67 表3-2-1-68 表3-2-1-69 表3-2-1-70 表3-2-1-71 表3-2-1-72 表3-2-1-73 表3-2-1-74 表3-2-1-75 表3-2-1-76 表3-2-1-77 表3-2-1-78 表3-2-1-79 表3-2-1-80 表3-2-1-81 表3-2-1-82 表3-2-1-83 表3-2-1-84 表3-2-1-85 表3-2-1-86 表3-2-1-87 表3-2-1-88 表3-2-1-89 表3-2-1-90 表3-2-1-91 表3-2-1-92 表3-2-1-93 表3-2-1-94 表3-2-1-95 表3-2-1-96 表3-2-1-97 表3-2-1-98 表3-2-1-99 表3-2-1-100
項目	職務	力量																	
表3-1-1	表3-1-1-1 表3-1-1-2 表3-1-1-3 表3-1-1-4 表3-1-1-5 表3-1-1-6 表3-1-1-7 表3-1-1-8 表3-1-1-9 表3-1-1-10 表3-1-1-11 表3-1-1-12 表3-1-1-13 表3-1-1-14 表3-1-1-15 表3-1-1-16 表3-1-1-17 表3-1-1-18 表3-1-1-19 表3-1-1-20 表3-1-1-21 表3-1-1-22 表3-1-1-23 表3-1-1-24 表3-1-1-25 表3-1-1-26 表3-1-1-27 表3-1-1-28 表3-1-1-29 表3-1-1-30 表3-1-1-31 表3-1-1-32 表3-1-1-33 表3-1-1-34 表3-1-1-35 表3-1-1-36 表3-1-1-37 表3-1-1-38 表3-1-1-39 表3-1-1-40 表3-1-1-41 表3-1-1-42 表3-1-1-43 表3-1-1-44 表3-1-1-45 表3-1-1-46 表3-1-1-47 表3-1-1-48 表3-1-1-49 表3-1-1-50 表3-1-1-51 表3-1-1-52 表3-1-1-53 表3-1-1-54 表3-1-1-55 表3-1-1-56 表3-1-1-57 表3-1-1-58 表3-1-1-59 表3-1-1-60 表3-1-1-61 表3-1-1-62 表3-1-1-63 表3-1-1-64 表3-1-1-65 表3-1-1-66 表3-1-1-67 表3-1-1-68 表3-1-1-69 表3-1-1-70 表3-1-1-71 表3-1-1-72 表3-1-1-73 表3-1-1-74 表3-1-1-75 表3-1-1-76 表3-1-1-77 表3-1-1-78 表3-1-1-79 表3-1-1-80 表3-1-1-81 表3-1-1-82 表3-1-1-83 表3-1-1-84 表3-1-1-85 表3-1-1-86 表3-1-1-87 表3-1-1-88 表3-1-1-89 表3-1-1-90 表3-1-1-91 表3-1-1-92 表3-1-1-93 表3-1-1-94 表3-1-1-95 表3-1-1-96 表3-1-1-97 表3-1-1-98 表3-1-1-99 表3-1-1-100	表3-1-1-1 表3-1-1-2 表3-1-1-3 表3-1-1-4 表3-1-1-5 表3-1-1-6 表3-1-1-7 表3-1-1-8 表3-1-1-9 表3-1-1-10 表3-1-1-11 表3-1-1-12 表3-1-1-13 表3-1-1-14 表3-1-1-15 表3-1-1-16 表3-1-1-17 表3-1-1-18 表3-1-1-19 表3-1-1-20 表3-1-1-21 表3-1-1-22 表3-1-1-23 表3-1-1-24 表3-1-1-25 表3-1-1-26 表3-1-1-27 表3-1-1-28 表3-1-1-29 表3-1-1-30 表3-1-1-31 表3-1-1-32 表3-1-1-33 表3-1-1-34 表3-1-1-35 表3-1-1-36 表3-1-1-37 表3-1-1-38 表3-1-1-39 表3-1-1-40 表3-1-1-41 表3-1-1-42 表3-1-1-43 表3-1-1-44 表3-1-1-45 表3-1-1-46 表3-1-1-47 表3-1-1-48 表3-1-1-49 表3-1-1-50 表3-1-1-51 表3-1-1-52 表3-1-1-53 表3-1-1-54 表3-1-1-55 表3-1-1-56 表3-1-1-57 表3-1-1-58 表3-1-1-59 表3-1-1-60 表3-1-1-61 表3-1-1-62 表3-1-1-63 表3-1-1-64 表3-1-1-65 表3-1-1-66 表3-1-1-67 表3-1-1-68 表3-1-1-69 表3-1-1-70 表3-1-1-71 表3-1-1-72 表3-1-1-73 表3-1-1-74 表3-1-1-75 表3-1-1-76 表3-1-1-77 表3-1-1-78 表3-1-1-79 表3-1-1-80 表3-1-1-81 表3-1-1-82 表3-1-1-83 表3-1-1-84 表3-1-1-85 表3-1-1-86 表3-1-1-87 表3-1-1-88 表3-1-1-89 表3-1-1-90 表3-1-1-91 表3-1-1-92 表3-1-1-93 表3-1-1-94 表3-1-1-95 表3-1-1-96 表3-1-1-97 表3-1-1-98 表3-1-1-99 表3-1-1-100																	
項目	職務	力量																	
表3-2-1	表3-2-1-1 表3-2-1-2 表3-2-1-3 表3-2-1-4 表3-2-1-5 表3-2-1-6 表3-2-1-7 表3-2-1-8 表3-2-1-9 表3-2-1-10 表3-2-1-11 表3-2-1-12 表3-2-1-13 表3-2-1-14 表3-2-1-15 表3-2-1-16 表3-2-1-17 表3-2-1-18 表3-2-1-19 表3-2-1-20 表3-2-1-21 表3-2-1-22 表3-2-1-23 表3-2-1-24 表3-2-1-25 表3-2-1-26 表3-2-1-27 表3-2-1-28 表3-2-1-29 表3-2-1-30 表3-2-1-31 表3-2-1-32 表3-2-1-33 表3-2-1-34 表3-2-1-35 表3-2-1-36 表3-2-1-37 表3-2-1-38 表3-2-1-39 表3-2-1-40 表3-2-1-41 表3-2-1-42 表3-2-1-43 表3-2-1-44 表3-2-1-45 表3-2-1-46 表3-2-1-47 表3-2-1-48 表3-2-1-49 表3-2-1-50 表3-2-1-51 表3-2-1-52 表3-2-1-53 表3-2-1-54 表3-2-1-55 表3-2-1-56 表3-2-1-57 表3-2-1-58 表3-2-1-59 表3-2-1-60 表3-2-1-61 表3-2-1-62 表3-2-1-63 表3-2-1-64 表3-2-1-65 表3-2-1-66 表3-2-1-67 表3-2-1-68 表3-2-1-69 表3-2-1-70 表3-2-1-71 表3-2-1-72 表3-2-1-73 表3-2-1-74 表3-2-1-75 表3-2-1-76 表3-2-1-77 表3-2-1-78 表3-2-1-79 表3-2-1-80 表3-2-1-81 表3-2-1-82 表3-2-1-83 表3-2-1-84 表3-2-1-85 表3-2-1-86 表3-2-1-87 表3-2-1-88 表3-2-1-89 表3-2-1-90 表3-2-1-91 表3-2-1-92 表3-2-1-93 表3-2-1-94 表3-2-1-95 表3-2-1-96 表3-2-1-97 表3-2-1-98 表3-2-1-99 表3-2-1-100	表3-2-1-1 表3-2-1-2 表3-2-1-3 表3-2-1-4 表3-2-1-5 表3-2-1-6 表3-2-1-7 表3-2-1-8 表3-2-1-9 表3-2-1-10 表3-2-1-11 表3-2-1-12 表3-2-1-13 表3-2-1-14 表3-2-1-15 表3-2-1-16 表3-2-1-17 表3-2-1-18 表3-2-1-19 表3-2-1-20 表3-2-1-21 表3-2-1-22 表3-2-1-23 表3-2-1-24 表3-2-1-25 表3-2-1-26 表3-2-1-27 表3-2-1-28 表3-2-1-29 表3-2-1-30 表3-2-1-31 表3-2-1-32 表3-2-1-33 表3-2-1-34 表3-2-1-35 表3-2-1-36 表3-2-1-37 表3-2-1-38 表3-2-1-39 表3-2-1-40 表3-2-1-41 表3-2-1-42 表3-2-1-43 表3-2-1-44 表3-2-1-45 表3-2-1-46 表3-2-1-47 表3-2-1-48 表3-2-1-49 表3-2-1-50 表3-2-1-51 表3-2-1-52 表3-2-1-53 表3-2-1-54 表3-2-1-55 表3-2-1-56 表3-2-1-57 表3-2-1-58 表3-2-1-59 表3-2-1-60 表3-2-1-61 表3-2-1-62 表3-2-1-63 表3-2-1-64 表3-2-1-65 表3-2-1-66 表3-2-1-67 表3-2-1-68 表3-2-1-69 表3-2-1-70 表3-2-1-71 表3-2-1-72 表3-2-1-73 表3-2-1-74 表3-2-1-75 表3-2-1-76 表3-2-1-77 表3-2-1-78 表3-2-1-79 表3-2-1-80 表3-2-1-81 表3-2-1-82 表3-2-1-83 表3-2-1-84 表3-2-1-85 表3-2-1-86 表3-2-1-87 表3-2-1-88 表3-2-1-89 表3-2-1-90 表3-2-1-91 表3-2-1-92 表3-2-1-93 表3-2-1-94 表3-2-1-95 表3-2-1-96 表3-2-1-97 表3-2-1-98 表3-2-1-99 表3-2-1-100																	

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

表4 (1/3) 発電所対策本部要員の力量項目と評価方法 (現行)

1. 力量項目 (例)
 課長 (専長) 以下の力量管理項目

力量項目	対象者	内 容	修得方法	維持基準
発電所対策本部運営	発電所対策本部要員	「原子力防災業務要綱」及び「防災業務計画」の内、付与された業務に関する知識	原子力防災教育または同等の教育	1回/3年

2. 力量評価方法

各所属長は教育受講履歴等を基に原則として1年に1回以上、次の区分で評価する。

区分	レベル
A	指導できる
B	経験(知識含む)がある
C	必要な知識を有する(手順書、現場等を理解している)

例:各所属長は、年1回以上、発電所対策本部要員の「発電所対策本部運営」の力量を評価し、必要な力量有無を確認する。力量評価にあたっては、原子力防災教育の受講歴、または同等の教育(例えば原子力防災訓練の経験など)の受講歴などを基に、通常時の力量も踏まえた上で、原子力防災業務要綱等で付与された業務に関する知識について、上記区分A～Cで評価する。

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

表4 (2/3) 発電所対策本部要員の力量項目と評価方法
 (変更案 1/2)

1. 力量項目 発電所対策本部要員の力量管理項目 (例)		大阪発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
対象者	対象職務	力量	力量の内容	修得方法1 (概要)	修得方法2 (例) (応用)	修得方法1 (概要)	修得方法2 (例) (応用)		
情報班	発電所対策本部要員 情報整理・収集・伝達・記録・状況把握 連絡連絡・受信	防災体制と自らの役割の理解 事故発生時の役割を整理、把握する加 識を有している。 (班長、副班長)	<ul style="list-style-type: none"> 防災体制と自らの役割の理解 S.A時プランと自らの役割の理解 AMG、事故時計画、S.A所連の概要の理解 通報連絡基準の理解 通報連絡機器の使用法の理解 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災教育(共通) 原子力防災教育(共通) シビアアクシデントマネジメン卜研修 原子力防災教育(共通) 緊急時対策所の機能(原子力防災教育) 	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練 シビアアクシデント対応講習 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災教育(共通) 事故時対応訓練と関連設備(AMG含む)(原子力防災教育) 	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練 シビアアクシデント対応講習 I MAAP 研修 	※1	
安全管理班 (安全係)	発電所対策本部要員 事故時影響範囲と機件 の検討 事故状況の把握・評価	<ul style="list-style-type: none"> 防災体制と自らの役割の理解 事故発生に関する知識を有している。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災体制と自らの役割の理解 S.A時有源設備の事故シーケンスのプランと自らの役割の理解 AMG、事故時計画、S.A所連の内容の理解 各手続の移行条件、対応手段の正負の効果を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災教育(共通) 事故時対応訓練と関連設備(AMG含む)(原子力防災教育) 	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練 シビアアクシデント対応講習 	<ul style="list-style-type: none"> 事故時対応訓練と関連設備(AMG含む)(原子力防災教育) 	<ul style="list-style-type: none"> シビアアクシデント対応講習 I MAAP 研修 	※1	
安全管理班 (安全係)	放射能影響範囲の判定 (安全係)	放射能影響範囲を判定できる。(機器を運用できる)	<ul style="list-style-type: none"> 放射能影響範囲の判定方法の理解 放射能影響範囲判定機器の使用法の理解 	<ul style="list-style-type: none"> 放射能影響範囲判定に関する訓練(内教育) 	<ul style="list-style-type: none"> 放射能影響範囲判定に関する訓練(内教育) 	<ul style="list-style-type: none"> 事故時対応訓練と関連設備(AMG含む)(原子力防災教育) 	<ul style="list-style-type: none"> 放射能影響範囲判定に関する訓練(内教育) 	<ul style="list-style-type: none"> 放射能影響範囲専門研修 	※1

※1:理解度確認試験または訓練、演習等の評価、あるいは組み合わせによる評価など。

灰色:大阪3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p style="text-align: center;">表4 (3/3) 発電所対策本部要員の力量項目と評価方法 (変更案 2/2)</p> <p>2. 力量評価方法 各評価者は対象者の教育受講歴(結果含む)、訓練実績、業務経験等を基に、力量項目ごとに次の区分で評価する。</p> <table border="1" data-bbox="224 191 403 1149"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>レベル</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>該当する職務(教育・訓練含む)に習熟しており、その時点で各要員が目標とすべき力量レベルに達している。</td> <td>力量修得方法2を含め、定められた教育・訓練の受講実績、または同等の教育受講実績、関連する業務経験等を有し、その時点で各要員が目標とすべき力量レベルに達している。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>必要な力量を有する。</td> <td>力量修得方法1を修得し、または同等の教育受講実績、関連する業務経験等を有し、必要な力量を有すると判断した者。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>必要な力量に達していない</td> <td>上記に達しない場合。</td> </tr> </tbody> </table> <p>例:各力量評価者は、年1回以上、発電所対策本部要員の力量を評価し、必要な力量有無を確認する。力量評価にあたっては、教育の受講歴、訓練の実績などを基に、通常業務の力量も踏まえた上で、重大事故対応等に必要力量有無を上記区分A～Cで評価する。</p>	区分	レベル	評価基準	A	該当する職務(教育・訓練含む)に習熟しており、その時点で各要員が目標とすべき力量レベルに達している。	力量修得方法2を含め、定められた教育・訓練の受講実績、または同等の教育受講実績、関連する業務経験等を有し、その時点で各要員が目標とすべき力量レベルに達している。	B	必要な力量を有する。	力量修得方法1を修得し、または同等の教育受講実績、関連する業務経験等を有し、必要な力量を有すると判断した者。	C	必要な力量に達していない	上記に達しない場合。			
区分	レベル	評価基準													
A	該当する職務(教育・訓練含む)に習熟しており、その時点で各要員が目標とすべき力量レベルに達している。	力量修得方法2を含め、定められた教育・訓練の受講実績、または同等の教育受講実績、関連する業務経験等を有し、その時点で各要員が目標とすべき力量レベルに達している。													
B	必要な力量を有する。	力量修得方法1を修得し、または同等の教育受講実績、関連する業務経験等を有し、必要な力量を有すると判断した者。													
C	必要な力量に達していない	上記に達しない場合。													

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

表5 緊急安全対策要員の力量項目と評価方法
(実行)

1. 力量項目	力量項目 (S.A所連に定められた手順の項目)	対象者	内容(訓練)	修得方法	維持基準
	S.A所連に定められた各手順	S.A所連に定められた活動を行う要員	S.A所連に定められた手順の内、付与された業務に関する知識、技能	手順の教育及び 現場確認	1回以上/ 年
(具体例)	蒸気発生器への 給水確保 タービン駆補助給水ポンプによる給水 ・可動式バッチリによる起動 ・可動式バッチリによる給水 ・可動式バッチリによる起動	電気保安課課長があら かじめ定められた者 所長兼課長(総務)、 タービン保体課課長、 計費保修課課長があら かじめ定められた者	・可動式バッチリへの取扱い方法 ・ケーブプル接続方法 ・消防ポンプ等の取扱い方法 ・潤水ホース取り回し方法、給水方法 ・エンジン発電機の取扱い方法 ・脱脂剤補給水止め弁、SGブロー ダウン水位制御弁の開放方法	同上 同上	同上 同上

2. 力量評価方法
 各所員長は教育受講履歴等を基に原則として1年に1回以上、次の区分で評価する。

区分	レベル
A	指導できる
B	経験(訓練含む)がある
C	必要な知識を有する(手順書、現場等を理解している)
—	上記に達しない場合

例:各所員長は、年1回以上、あらかじめ定められた者について、S.A所連に定められた手順ごとの力量を評価する。
 力量評価にあたっては、S.A所連に定められた手順の内、所員が付与された業務に関する知識、技能の有無を教育・訓練の受講履歴等を基に、上記区分A～Cで評価する。

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由